

# 自己点検・評価報告書

2007年 9月 18日

立命館大学 法科大学院

第1	法科大学院の基本情報	5
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	6
第3	自己点検・評価の内容と結果	7
1 - 1 - 1	養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること	7
1 - 2 - 1	自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。	9
1 - 2 - 1	自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること	9
1 - 3 - 1	教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。	11
1 - 4 - 1	法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。	13
1 - 4 - 2	法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。	14
1 - 5 - 1	特徴を追求する取り組みが適切になされていること。	15
2 - 1 - 1	適切な学生受入れ方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること	20
2 - 1 - 2	入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること	24
2 - 2 - 1	適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること	25
2 - 2 - 2	法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること	28
2 - 3 - 1	入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること	29
3 - 1 - 1	専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。	31
3 - 1 - 2	法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。	33
3 - 1 - 3	5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること	34
3 - 1 - 4	専任教員の半数以上は教授であること。	35
3 - 1 - 5	教員の年齢構成に配慮がなされていること。	36
3 - 1 - 6	教員のジェンダー構成に配慮がなされていること	37
3 - 2 - 1	教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること	38
3 - 2 - 2	教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること	41

3 - 2 - 3	教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること .....	43
4 - 1 - 1	教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施され ていること .....	46
4 - 1 - 2	教育内容や教育方法について学生による評価を把握してその結果を教 育内容や教育方法に活用する取り組みが適切に実施されていること .	52
5 - 1 - 1	授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展 開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のい ずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること .....	56
5 - 1 - 2	授業科目が体系的かつ適切に開設されていること .....	60
5 - 1 - 3	法曹倫理を必修科目として開設していること .....	64
5 - 2 - 1	学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取 り組みがなされていること .....	65
5 - 2 - 2	履修科目として登録することのできる単位上の上限が年間36単位を 標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とす るものであること .....	69
6 - 1 - 1	開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされ ていること .....	71
6 - 1 - 2	開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が 実施 されていること .....	75
6 - 2 - 1	理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること .	90
6 - 2 - 2	臨床系科目が適切に実施されていること .....	94
7 - 1 - 1	法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中 で適切に開設され、適切に実施されていること .....	98
8 - 1 - 1	授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備され ていること .....	104
8 - 1 - 2	教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備され ていること .....	106
8 - 2 - 1	学生が学習に集中できるよう支援する体制が備わっていること ....	109
8 - 2 - 2	学生が学習方法や進路選択につき適切にアドバイスを受けられる体制 があり、有効に機能していること .....	112
8 - 2 - 3	学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があ り、有効に機能していること .....	114
8 - 2 - 4	国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること .....	116
8 - 3 - 1	1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること .....	118
8 - 3 - 2	入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと .....	120

8 - 3 - 3	在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと	121
9 - 1 - 1	厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること	122
9 - 1 - 2	成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること	125
9 - 1 - 3	成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること	129
9 - 2 - 1	修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること	130
9 - 2 - 2	修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること	131
9 - 2 - 3	修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること	132
第4	その他	133
別紙	学生数および教員に関するデータ	136

## 第1 法科大学院の基本情報

1. 大学（院）名	立命館大学大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称	法務研究科法曹養成専攻
3. 開設年月	平成16年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者	
氏名	市川 正人
所属・職名	法務研究科 教授（研究科長）
連絡先	075-813-8270
5. 認証評価対応教員・スタッフ	
氏名	佐上 善和
所属・職名	法務研究科 教授（自己評価委員長）
役割	自己点検・評価の教学 責任者
連絡先	075-813-8270
氏名	藤井 元
所属・職名	プロフェッショナルスクール事務室 事務長
役割	事務責任者
連絡先	075-813-8272

## 第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2006年度自己評価委員会（上田寛、松本克美、北村和生、葛井久雄、佐上善和、田中恒好、和田真一）にて2006年7月25日に審議し、分担とスケジュールを決定し、全教員にアンケートを実施。調査結果をもとに、2007年1月26日の自己評価委員会拡大委員会にて第一次案をとりまとめ、その後数回の検討を重ね、2007年7月17日（火）の2007年度自己評価委員会（佐上善和、松本克美、和田真一、酒井一、指宿信、北村和生、葛井久雄、田中恒好、市川正人、松宮孝明、品谷篤哉）にて原案を作成した。2007年7月24日（火）法科大学院教授会にて原案を審議したのを受けて、8月27日（月）自己評価委員会拡大委員会を開催して最終案を確定し、9月18日（火）の教授会にて再度審議し決定した。

### 第3 自己点検・評価の内容と結果

#### 1 - 1 - 1 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること

##### 1 現状

立命館大学は、「私立京都法政学校」から始まる100年以上の法学教育の歴史と伝統をもちつつ、常に改革を進め多彩な教育・研究資産をもつ総合大学として社会の最先端の課題に取り組んできた。立命館大学法科大学院（以下、本法科大学院という）は、こうした立命館大学の伝統と実績、総合性・多様性と進取の精神を受け継ぎ、「21世紀地球市民法曹」の養成を目指している。この「21世紀地球市民法曹」とは、グローバルな視点と鋭い人権感覚を備え、さまざまな分野・専門領域において公共性の担い手として活動する法曹を意味する。

まず第1に、「21世紀地球市民法曹」は、グローバルな視点を有する法曹である。グローバル化の進展によって、世界をフィールドに活躍する法曹が求められているだけでなく、地域に奉仕する法曹であっても、身近に起こる法的問題を地球規模の広がりの中でとらえ対応することが求められている。市民の立場に立って地球的視点で活動できる法曹こそ、今もっとも必要とされている。

第2に、「21世紀地球市民法曹」は、法曹としてのさまざまな専門分野をもって活躍する法曹である。社会の法に対する需要が増大、多様化する21世紀においては、法曹は、国際取引、知的財産法、税、環境保護、刑事弁護、家事法務等々、なんらかの専門分野をもつ必要があるし、さらに、今後は、狭義の法曹としてだけでなく、企業や官庁において活躍する法曹も増えるであろう。本法科大学院は、院生が各自の描く専門法曹になっていくために専門性を身につける仕組みを有している。

第3に、「21世紀地球市民法曹」は、鋭い人権感覚を有し、公共性の担い手として活躍する法曹である。法曹は、鋭い人権感覚、すなわち「かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性」（司法制度改革審議会意見書）を有していなければならないし、法の定立・運用に関わることは公共性の実現に関わることであるという自覚がなければならない。法の役割がますます重要なものとなる今日、法曹にはこうした資質がますます求められている。本法科大学院が養成すべき法曹像に「市民」という用語を用いている意味はここにもある。

こうした「21世紀地球市民法曹」という本法科大学院の法曹像は、法科大学院開設前から、ブックレットである法科大学院ガイド編集委員会編『立命館大学法科大学院』（日本評論社、2003年）の刊行を通じて社会的に打ち出してきたが、開設後は法科大学院のパンフレット（以下、「法科大学院案内」という）や、ホームページ（HP）、履修要項等で周知されている。さらに、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに採択された「国際貢献型＜地球市民法曹＞養成プログラム」の一環として開催されたシンポジウム（2005年度に2回、2006年度に1回開催）やプログラムの年次報告集においても「21世紀地球市民法曹」の意味、意義を強調してきている。

## 2 点検・評価

本法科大学院の養成しようとする法曹像である「21世紀地球市民法曹」は明確なものであると考えている。また、この法曹像は、法科大学院案内、ホームページ（HP）、履修要項その他で十分周知されている。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

特になし。

## 1 - 2 - 1 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

### 1 現状

法科大学院教授会には、法科大学院の教務に関する事項を審議し、必要な議題を教授会に提案、報告する教務委員会が置かれており（法科大学院常設委員会内規 2 条。以下、「常設委員会内規」という）、日常的な教務事項の処理にあたるだけでなく、教育システム（教育内容・方法）の改善、改革に向けた検討を行っている。教務委員会は各専門分野のバランスに考慮して構成されており、委員長には教務担当の副研究科長があたることによって、法科大学院執行部（研究科長と 2 人の副研究科長で構成）との連携が図られている。教務委員会は、法科大学院執行部と連携しながら、毎年度、教学総括文書（教授会の議を経て、全学の教学対策会議に提出）を作成するとともに、教授会に教育システムの改革提案を行い、教授会での議論を踏まえながら改革を実現してきた。具体的な改革の内容としては、2005 年度における成績・修了異議申立制度の創設（9-1-3、9-2-3 参照）、2007 年度のカリキュラム改革（5-1-1 参照）等が挙げられる。

入学者選抜に関しては、法科大学院の入学政策に関する事項を審議し、提案し、その実現の促進を進めるための諸活動を行う入学政策委員会が設けられている（常設委員会内規 8 条）。入学政策委員会の委員長には、法科大学院入学試験担当の副研究科長があたることによって、法科大学院執行部との連携を図っている。入学政策委員会は毎年度、入学者選抜の実状を分析する文書を作成すると共に、入学試験のあり方に関する改革提案を教授会に対して行い、教授会での議論を踏まえて入学者選抜制度を改革してきた。たとえば、既修者向け法律科目試験の変更を決定した（2-1-1 参照）。

さらに、2005 年度より、法科大学院の自己評価活動および認証評価機関から認証評価を受けることにかかわって必要な準備・作業をすすめる自己評価委員会を設置している（常設委員会内規 10 条）。自己評価委員会は、具体的には、（ア）法科大学院の自己評価にかかわる事項を検討整理し、教授会に報告するとともに、（イ）認証評価機関から認証評価を受けるに際して必要な準備・作業をすすめ、（ウ）自己評価のための報告書を作成し、教授会に提出する。自己評価委員会は、教授会での審議を経た上で 2004 年度、2005 年度、2006 年度の自己評価報告書を作成した。また、本自己評価報告書の作成の作業を継続してきた。

各年度の自己評価報告書は、教務委員会、入学政策委員会、図書委員会など各委員会が執筆した原案につき自己評価委員会が検討を加えて作成されてい

る。自己評価報告書は教授会において了承されることによって確定する。各委員会は、自己評価報告書をその後の委員会活動、とりわけ改革案の検討に活かしている。

なお、学外からの意見を聴取する仕組みとして、学外の識者によるアドバイザリー・コミッティーを設置している。委員は、園部逸夫（元最高裁判事）、諸石光熙（元住友化学工業専務。司法制度改革推進本部法曹養成検討会委員等を歴任）、赤木文生（元日弁連副会長）の各氏であり、立命館大学学長が任命している。アドバイザリー・コミッティー委員に対しては、研究科長がそれぞれ年2回程度、本法科大学院の実状を説明し、意見を伺っている。

## 2．点検・評価

上記の通り、自己改革を目的とした組織・体制が整備されており、改革も具体化、実現し成果をあげている。

## 3．自己評定

A

## 4．改善計画

特になし。

1 - 3 - 1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

1 現状

(1) 教育活動等に関する情報の公開

毎年度、本法科大学院のカリキュラム、教育方法、教員、施設等を紹介する法科大学院案内を作成するとともに、その内容を反映させた立命館大学法科大学院のホームページを作成し、適宜更新している。FD 活動の内容については、FD ニュースレターを刊行（2006 年度に 1 回）したほか、授業内容の改善について議論し、意見交換を行う FD フォーラムを報告する立命館大学法科大学院 FD 委員会ミニニュースを随時（2006 年度は 6 回）ホームページに掲載している。2004 年度より本法科大学院の教育活動等について総合的に分析する自己評価報告書を作成し、ホームページにて公開している。ただし、自己評価委員会の発足が 2005 年度であったため、2004 年度自己評価報告書は 2005 年度末の 2006 年 3 月、2005 年度自己評価報告書は 2006 年度末の 2007 年 2 月の公表となった。しかし、2006 年度自己評価報告書は 2007 年 9 月に公表し、公表時期を大幅に早めた。

研究科長が立命館大学の学内広報誌である UNITAS や、立命館大学法科大学院・法学部の広報誌である立命館ロー・ニュースレター、日弁連機関紙「自由と正義」などに積極的に寄稿している<sup>1</sup>ほか、法律雑誌のインタビューにも執行部が積極的に応じてきた<sup>2</sup>。

なお、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに採択された「国際貢献型〈地球市民法曹〉養成プログラム」についても、ニュースレターを発行するとともに、報告集（2005 年度報告集 3 冊、2006 年度報告集 2 冊）を刊行し、ホームページにおいても研究内容を詳しく紹介した。

本法科大学院の潜在的志願者に対しては、各種の入学説明会やオープンキャンパス（年 1 回）において、合格者・入学予定者に対しては、合格者説明会（10 月）、入学予定者説明会（3 月）において、教育活動について情報を提供し、

---

<sup>1</sup> 市川正人「法科大学院開設にあたって」UNITAS365 号 2 頁（2004 年）、同「立命館大学法科大学院新入生歓迎式典研究科長挨拶」立命館ロー・ニュースレター 37 号 2 頁（2004 年）、同「法科大学院の一年間を振り返って 立命館大学法科大学院の経験を中心に」自由と正義 56 号 19 頁（2005 年）。

<sup>2</sup> 「法科大学院探訪 2 立命館大学法科大学院 地球市民法曹を丁寧に育てる 市川正人教授（研究科長）、松本克美教授（副研究科長）、松宮孝明教授（同）に聞く」法学セミナー 593 号 1 頁（2004 年）、「<INTERVIEW>法科大学院 REPORT 立命館大学 市川正人教授・松本克美教授・松宮孝明教授にきく」ロースクール研究 1 号 34 頁（2006 年）、「法科大学院を歩く 立命館大学法科大学院」法学教室 311 号 8 項（2006 年）。

質問に回答している。

## (2) 学内外からの評価や改善提案への対応

アドバイザー・コミッティー委員より研究科長がそれぞれ年2回程度、本法科大学院の実状を説明した上、意見を伺っているほか、執行部を中心とした法科大学院教員が、立命館大学出身の法曹からなる「立命館法曹会」幹事等との懇談会に出席し意見をいただいている。アドバイザー・コミッティー委員や立命館法曹会よりは、カリキュラムの改善、グレード制の導入、厳格な成績評価と修了認定を実効的に行うことなどにつきご意見をいただいた。2007年度のカリキュラム改革、グレード制の一部導入は、こうした意見を踏まえての自己改革の結果である。

## 2. 点検・評価

本法科大学院の教育活動等に関する多様な情報を上記のようにさまざまな手段、ルートで公開、提供している。自己評価報告書の公表は当初、相当に遅れたが、2006年度自己評価報告書は2007年9月に公表されており、公表時期の遅れという問題は解消している。学外からの意見も自己改革において適切に反映させている。

## 3. 自己評定

A

## 4. 改善計画

自己評価報告書は翌年度の夏までに公表できるよう努める。

1 - 4 - 1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

#### 1 現状

立命館大学法科大学院(立命館大学大学院法務研究科)は独立研究科であり、学部や他の研究科から独立して運営されている。そこで、カリキュラム、新任教員の採用等の人事といった教育活動の重要事項については、法科大学院教授会において審議され決定されている(法科大学院教授会規程4条)。法科大学院の教育には法学部教員の応援も得ている一方、法科大学院教員も一定、法学部・法学研究科での教育に関わっていることから、法科大学院と法学部・法学研究科との連携が重要である。そこで、法科大学院教授会メンバーと法学部教授会メンバーとの連絡調整のための協議会を開催しているが、これはあくまでも情報交換、連絡調整のためのものであり、決定権限を有してはおらず、同協議会の存在によって法科大学院の自主的な運営が損なわれることはない。カリキュラム改革等で専門職大学院学則の改正が必要となる場合や新任教員を任用する場合には、全学の調整機関である大学協議会において了承される必要がある。だが、大学協議会においては各学部、研究科の自主性を尊重した運営がなされている。また、新任教員の人事は最終的には学校法人の理事会において決定される必要があるが、これまで大学教員の人事について理事会が拒否をしたことはない。

#### 2 . 点検・評価

立命館大学法科大学院の運営は自主的に独立して行われており、自主性・独立性になんら問題はない。

#### 3 . 自己評定

合

#### 4 . 改善計画

特になし。

- 1 - 4 - 2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

#### 1．現状

本法科大学院の法科大学院案内において紹介している教育内容、教育方法、学習環境については、その通り実施、実現している。院生に対するサポート体制については、法科大学院案内にあるように、クラス担任制を敷き、カリキュラム・アドバイザーの教員を配置し、T A（ティーチング・アシスタント）をおいている。ただ、カリキュラム・アドバイザーによる受講登録時における履修相談は、院生によってそれほど利用されていない（8-2-2 参照）。また、T Aについては、法学研究科の博士後期課程の院生が少ないことから、授業補助を超えて院生の学習上の質問に応じることができる力量のある者の採用が困難である（3-2-2 参照）。

本法科大学院の院生は院生自治会である院生協議会を組織しており、法科大学院側との研究科懇談会を実施するなどして、教育内容・方法、学習条件等についての院生の側の意見をまとめ要望を提出している。院生用プリンターの印刷費用（紙代）については、当初より、院生の負担をゼロにするとの方針を表明していたわけではないが、「自学自習をバックアップする学習環境」整備という基本方針の下、院生と協議をしつつ試行錯誤を繰り返してきた。その結果、現在は全額大学負担となっている。

2006年9月の朱雀キャンパスへの移転にあたっては、移転によって「自学自習をバックアップする学習環境」をより整備するという基本方針を明らかにし、院生向けに移転説明会を開催するほか、院生協議会との協議を行った。その結果、自習室、図書、食堂などについての院生の要望を取り入れ、移転によって素晴らしい学習環境を実現した。

#### 2．点検・評価

学生に約束した教育活動等の重要事項はすべて適切に実施している。

#### 3．自己評定

合

#### 4．改善計画

学生に対するサポート体制をより実効的なものとするよう工夫をする。

1 - 5 - 1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

## 1 現状

「21世紀地球市民法曹」の養成を目指す本法科大学院の教育システムは、以下のような特徴を有している。

### (1) 段階的な履修構造の下での丁寧な指導

まず、本法科大学院は、院生に無理なく着実に法的な素養（法的な知識、法的な思考力、法的分析・推論能力等）（本法科大学院が考える養成すべき能力については7-1-1参照）を身につけさせるための段階的カリキュラムを設定しており、できる限り少人数での教育を行うことによって段階的履修構造の実をあげようとしている。まず、1年次には、院生は、クラス単位25名の小規模クラスでリーガルリサーチ&ライティングを受講し、そこで法令・判例・文献などに関する法情報の集め方や活用の仕方、法律文書の書き方などの基本を徹底して学習する。法律基本科目については、1年次に双方向的な手法も取り入れた講義（50名程度）で基礎的な知識を確実に修得し、2年次の双方法・多方向型の演習（30名程度のクラス）で応用力を養う。その上で、3年次の実務基礎科目である実務総合演習（公法・民事法・刑事法の3科目。30名程度のクラス）で、実体法と手続法、理論と実務を統合した総合力を養う。また、こうした段階的な履修の仕組みを実効的に機能させ、院生に着実に学力を身に付けさせるために、法律基本科目および実務総合演習については、当該分野の講義科目の単位をすべて修得していないと演習は履修できない、さらに、対応する演習科目の単位を修得していないと実務総合演習は履修できない、という「履修前提制」を採用している。

1-1-1で述べたように、法科大学院は、これからの法曹がそれぞれ専門分野を持つことが必要であると考えており、将来の専門性を養うために先端・展開科目も重視している。この先端・展開科目は、基本的に2年次からの履修となっており、また、2年次も法律基本科目の必修単位数が多く、3年次において先端・展開科目の履修が本格化するという仕組みになっている。法律基本科目について基礎的・応用的な力を身につけた上で先端・展開科目を本格的に履修する、という段階的な履修構造となっているのである。

上記のような段階的な履修構造の下で着実に院生の学力を伸ばすためには、丁寧な指導、サポート体制が必要である。そこで、3年間の各年次ごとにクラス担任制をしき（1年次は25名のリーガルリサーチ&ライティングのクラス、2年次は演習クラス、3年次は2年次の演習クラス）、クラス担任、副担任が、院生に対する面接指導を行うとともに、日常的な学修指導等、相談に応じている。また、全教員がオフィスアワーを設け、担当科目について学生の質問に答

えている。さらに、必修科目について当初の成績が F または C であった者を対象とする再試験制度を導入しており、夏期休暇や冬期休暇中にさらなる学習をした上で再試験を受験することを認めているが、多くの場合、再試験受験者は、担当科目の教員と面談し、学力の不足する点についての指摘を受け、また、学習方法等について指導を受けた上で再試験に臨んでいる。

## (2) 理論と実務の架橋

本法科大学院は、理論と実務の架橋を意識した法学教育を追求している。まず、実務基礎科目として、リーガルリサーチ&ライティング、要件事実と事実認定、法曹倫理、さらには実務総合演習を必修科目としており、さらに、エクスターンシップとリーガルクリニックが選択必修とされている。このように実務基礎科目の必修単位数は 14 単位に及んでいる。他方、法律基本科目や先端・展開科目においても、できるだけ実務的な視点が導入した教育を追求している。

エクスターンシップとリーガルクリニックを最終学年生に対して選択必修とし、臨床的な法学教育を重視しているのは、法曹を目指す法科大学院の院生にとっては、こうした臨床系の科目によって法律実務に触れることを通じて、教室での講義や演習などで身につけた法律実務の基礎知識が実際の社会の中でどのように運用されているのかを実地に学ぶことが重要である、と考えているからである。また、法律基本科目において事実を踏まえて判例の学習をすることや法曹倫理の履修を通じてだけでなく、こうした体験を通じて、学生は法曹に必要とされる正義感や公共意識を磨いていくことができる。

エクスターンシップの派遣先はほとんどが法律事務所であるが、今後の法曹が狭義の法曹としてだけでなく、企業や政府においても活躍するようになることを視野に入れて、少数ではあるものの企業法務部、地方公共団体もエクスターンシップ先となっている。リーガルクリニックは、院生が教員の指導を受けつつ法律相談にあたるものであるが、分野を問わないで法律相談にあたるリーガルクリニック と女性と人権に特化した法律相談にあたるリーガルクリニック とがある。リーガルクリニック は、舞鶴市との提携に基づき同市で出張法律相談を実施するほか、法科大学院のある朱雀キャンパスにおいても実施している。リーガルクリニック は、学外の女性弁護士の協力を得つつ、朱雀キャンパスにおいて実施している（2006 年 9 月の移転までは京都駅前のキャンパスプラザにて実施）。

## (3) ジェンダーの視点

上記のリーガルクリニック を実施するなど、ジェンダーの視点を生かした法曹養成に取り組むことも本法科大学の特徴の 1 つである。リーガルクリニック の相談者は、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントの被害者のように心理的なケアが必要な場合があるので、臨床心理士の養成な

どを行う立命館大学大学院応用人間科学研究科、および、同研究科の心理・教育相談センターとの連携を行っている。また、応用人間科学研究科の科目である「司法臨床」の開講に協力している（講師は法科大学院の実務家教員）。このような協働によって新しい教材の開発も行われている〔二宮周平・村本邦子編『法と心理の協働』（不磨書房 2006 年）〕。リーガルクリニック の受講生は、司法臨床を受講して対人援助の基礎を学んだ上で、相談に対応している。さらに、基礎法学・隣接科目として、法科大学院の実務家教員（女性に関する法律事件を多数扱ってきた弁護士）と法学部教員（ジェンダーの観点から法と政治を研究してきた政治学者）が担当する「ジェンダーと法」を開設している。

#### （４）国際性の涵養

これからの法曹は、法的な問題をつねにグローバルな視点からとらえて、解決する資質と能力が求められるため、「21 世紀地球市民法曹」の養成を目指す本法科大学院はそうした資質・能力を養成するための充実した仕組みを整えている。

まず、実務基礎科目に「法曹英語」をおき、涉外法律事務の経験が豊富な弁護士や企業法務経験者の指導によって、英語によるコミュニケーション能力と法律英語能力を修得させることを目指している。次に、先端・展開科目の共通科目として、外国法や法律事情を学ぶ外国法科目として、「英米法」、「ヨーロッパ法」、「アジア法」、「外国法務演習」をおいている（外国法務演習については後述）。このうち英米法は、米国ワシントン DC にあるアメリカン大学ロー・スクール（Washington College of Law）から毎年、派遣される現役教授が担当する。この講義は英語で行われ、それだけの準備と努力が求められるが、米国のロー・スクールの授業がどのようなものかを肌で感じ、アメリカ法の仕組みと法曹のあり方をじかに学ぶことができる。

先端・展開科目には「国際法」、「国際私法」、「国際民事訴訟法」の個別科目に加えて、「国際取引法務」、「国際人権法務」というパック科目（各 3 科目 8 単位）をおいている。これは関連科目のまとまった履修によって、国際取引や国際人権などの領域を得意とする専門法曹を養成するカリキュラムである。

外国法務演習は、アメリカン大学ロー・スクールとの提携に基づき、夏期休暇期間中にワシントン DC で約 2 週間の集中的な授業と実地研修を行うものである。受講者は、同ロー・スクールで、講義・演習を受講しながら、連邦議会、連邦・州裁判所、連邦・州行政機関、ロー・ファーム（大規模法律事務所）、NGO 法務部門などを訪ねて、米国における法曹実務の現場を体験することになる。将来、国際的に活動する弁護士をみざす者には、このように法科大学院在学中に米国の法曹実務の現場に触れておくことはきわめて重要である。

さらに、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援プロジェクトに採択された「国際貢献型＜地球市民法曹＞養成プログラム」の一部として、2005年度と2006年度に日本法について英語で授業を行う京都セミナーを実施した（その詳細はHPに掲げている）。京都セミナーには立命館大学法科大学院生だけでなく、本学の法学部生、大学院法学研究科院生、立命館アジア太平洋大学の学生、オーストラリアやタイなどの諸外国の学生が多数参加した。これは、日本法について講義をするものであるが、外国からの参加者との討論、交流を通じて日本法を世界的な視野の中で理解するのに大いに寄与する機会である。そこで、法科大学院等専門職大学院形成支援プロジェクト終了後の2007年度以降も、京都セミナーを法科大学院の現代法務特殊講義として開講することとしている。

#### （５）専門性の涵養

立命館大学法科大学院では、将来の専門性を養うために先端・展開科目も重視しており、先端・展開科目だけで57科目という全国有数の科目を開設している。しかし、いかに多数の先端・展開科目があっても、それをばらばらに履修するだけでは専門性を身につけることは困難である。そこで、先端・展開科目の履修にあたり系統的で効果的な学習が可能となるようプログラムパックを設け、講義と演習を組み合わせ、掘り下げた学習を行うことで確かな専門性を身につけられるよう指導している。

すなわち、一定の関連性を持った科目群からなる先端・企業法務プログラム、国際・公共法務プログラム、生活・人権法務プログラムの3つのプログラムが設けられ、さらに、各プログラムは、講義と演習からなる計8単位のプログラムパックをそれぞれ4つずつ有している。院生は、いずれかのプログラムパックを必ず1つは履修しなければならない、いずれかのプログラムにつき当該プログラムパックを含む12単位を履修しなければならない。その上で、院生は、共通科目を含む先端・展開科目のうち26単位以上を履修しなければならない。

先端・展開科目についてこのような履修の仕組みをとることによって、たとえば、企業法務を学ぶ者が、企業法務 演習のパックとともに、その専門性を高める上で重要な税法や金融法など関連性の高い科目を合わせて履修することができるように、系統性を重視しつつ広がりを持った履修を実現することができる。また、上記の「プログラム」は、院生がいずれかの「プログラム」に所属するというようなコース的なものではなく、系統的で効果的な学習を促す履修システムであり、複数のプログラムや複数のプログラムパックを履修することが可能である。そこで、院生は、複数の分野での専門性の基礎を身につけることができる。

## 2 点検・評価

上記のように、法科大学院はきわめて明確な特徴を追求してきており、そうした特徴の追求は着実に成果をあげてきている。段階的な履修構造によって確実に法的な素養を身につけさせることに成功しているかという点については、これまでの成果・効果の検証を行いつつ、履修前提制の見直しも検討している。また、国際的な科目のうち最も特徴的な科目である英米法や外国法務演習の受講者は、1学年150名という入学定員からすると相当少ない状況にある（8-2-4参照）が、院生の参加を確保するためのさまざまな改善を行ってきている。このように課題はあるが、特徴のより徹底した追求に向け努力を続けてきている。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

より少人数の教育（特に演習科目）を実現すべく、教員の任用人事を進める。また、その際はジェンダー構成に留意する。段階的な履修構造のもと院生が着実に法的な素養を身につけさせることに成功しているかを分析し、その際、履修前提制度のあり方についても検討を行う。国際的な科目については、より広い履修を実現すべく努力する。

## 2 - 1 - 1 適切な学生受入れ方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること

### 1 現状

#### (1) 学生受入れ方針

本法科大学院は、1-1-1 において述べたように、市民的感觉をそなえながら、地球的な規模で考え、行動する『地球市民法曹』の養成を目指している。グローバルな視点と鋭い人権感觉を備え、さまざまな分野・専門領域において活動する法曹の養成である。21 世紀に求められる法曹像を「地球市民法曹」と捉えて、多様なバックグラウンドをもった学生が、豊かな人間性と、鋭い人権感觉、幅広い教養とともにグローバルな視点と高い専門性を有する法曹となっていけるよう教育しようとしているのである（法科大学院案内 1 頁）。

このような人材を養成すべく、本法科大学院の入学者選考方針は、法科大学院案内 30 頁及び HP に簡潔に示されている。すなわち、

「立命館大学法科大学院は、豊かな人間性と国際的視野をもって活躍する法曹の養成を目指します。

そのために、1 学年に法学未修者を 50 名程度、法学既修者を 100 名程度受け入れます。優秀な法学既修者を多く受け入れることによって、法学未修者にも学習面でよい刺激を与えることを期待しています。

入学者像を考えるにあたり、知的財産権分野における国際競争力を高める上で必要な法曹の育成を視野に入れて、理科系学部出身者も入学できるように努めています。さらに、法的紛争の国際化に対応できる人材を養成するため、英語等外国語能力に秀でた学生についても重視しています。また、複雑化する現代社会に対応できる法曹を輩出するには、多様な背景をもった社会人や法学部以外の学部出身者の入学も重要です。社会人と非法学部出身者を合わせて、毎年入学定員の 3 割程度は受け入れたいと考えています」。

その上で、選抜にあたっては既修者枠と未修者枠を設けた上、第 1 次選考と第 2 次選考によることとしている。法科大学院入試に求められる公平性、開放性、多様性の確保という観点から、第 1 次の書類選考においては、書類選考により法科大学院が求める上記の能力の判定を行い、第 2 次選考では未修者に対しては小論文とグループディスカッションにより、既修者に対しては法律論文試験によって選考している。

このことは、法科大学院の HP にも掲載されている。この考え方は、法科大学院設置準備段階から一貫している（法科大学院ガイド編集委員会編『立命館大学法科大学院ガイド』（日本評論社、2003 年）13 頁以下）。

#### (2) 入試広報・志願者の確保

入試の広報としては「法科大学院案内・入学試験要項」の配布、HPでの広報のほか、オープンキャンパスの開催、数度の大学院説明会を行い、さらに広告会社を通じた新聞紙上等での広告を行っている（その状況は別紙「2007年度法科大学院入試 説明会等広報企画（2006年実施）」参照）。本法科大学院への志願者は、2005年度入試では1407名、2006年度入試で1513名、2007年度入試では1279名であり、受験者の全国的な減少傾向の中でも比較的安定した数を確保している。

### （3）選考基準・選考手続

本法科大学院の選考手続については、2007年度に改訂を加えているので、それに基づいて説明する。

#### 1）第1次選考

選抜手続・選考手続の詳細は、「入学試験要項」（以下、「入試要項」という）およびHPに示されている。

ここでは、その概略と目的・機能について説明する。

第1次審査は書類選考である。評価対象は大学入試センター適性試験（配点は100点、日弁連法務研究財団の適性試験結果も可能である）と提出書類（配点は100点）である。提出書類の評価点は入試要項6頁に詳しく示されている。全受験生が対象となる。受験生の多様な能力、志望理由・自己アピール力等を点数化して判断する（その基準は入試要項4頁以下に示している）。公平性、開放性、多様性の観点が必要であるので、それにふさわしい要因を考慮している。採点は、法科大学院専任教員が全員で行い、エントリーシートは複数名によって採点される。エントリーシートは志望理由書と自己アピールから構成される。その評価には最低基準点を設定しており、著しく低い場合には不合格がある旨を入試要項5頁で示している。これによって、志願者1,279名が1,001名に選抜される（2007年度入試全体。この結果はHPで公開されている）。

#### 2）第2次選考

第2次選考は、未修者と既修者では異なる。

入学試験実施方法としては、未修専願入試としてのA方式、既修専願入試としてのB方式、および既修者・未修者の併願で、既修で合格しなくても未修者として合格することがありうるとする方式をAB方式として実施している（入試要項3頁、HP参照）。

##### 未修者

未修者を対象とする第2次選考は、小論文とグループディスカッションである。小論文では、「書いて説得する力」を試す（法科大学院案内30頁参照。試験時間は60分であり、配点は200点）。出題は、政治や経済、文化、科学技術などさまざまな分野にかかわる政策の当否に関する問題が中心となる（HPにお

いても過年度の問題は公表していない。受験に際して「小論文対策」などがなされるのを防止するためである。グループディスカッションは、「話して説得する力」を試す（法科大学院案内 30 頁参照。試験時間は 75 分であり、配点 100 点）。10 人程度のグループを作って、テーマに関する資料に目を通したうえで自由に討論をしてもらい、他人の意見を聴いた上でそれを的確に判断して自己の見解を述べる力を評価する。

#### 既修者

第 1 次選考合格者に対して、法律科目試験を実施する。試験科目は、憲法、民法、刑法の 3 科目に加えて、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法から 1 科目を選択する（合計 4 科目）。配点は各科目とも 200 点満点であり（合計 800 点）、試験時間は、いずれも各 75 分である。法科大学院の法律基本科目 28 単位を既修と認定できるだけの学力を有するかの判断が重要である。各科目について、重要な条文、基本的な概念、制度趣旨といった法律学の基本的能力を有するかを論述式によって試す。

試験問題および採点講評は、HP に公開している。

#### （４）試験の実施体制

本法科大学院の入学試験の執行は、法科大学院教授会の責任の下に実施される。入試担当副研究科長を執行責任者として、入試問題の作成、入試広報、オープンキャンパス、試験執行、採点等の作業を行い、教授会において合否を決定する。出願願書の整理等は、外部の専門会社に委託して処理を行う。委託契約の中には個人情報保護の取扱いに関する事項も含まれる。入試に関する基本的な事項については、すべて教授会で審議される。

## 2 点検・評価

本法科大学院の学生の受入れ方針は明確であり、またその公開についても万全を期してきた。法科大学院案内と入試要項は同時に配布されることを予定しているため、入試要項ではいわば実務的な事項だけが記載されている。HP では法科大学院案内と入試要項の両者の内容および過去の試験問題、講評および入学試験結果もすべて公表されている。

この間、入学者選抜について 2007 年度に大きな改善を施している。それは第 1 には、2006 年度入試まで実施していた A 方式（入試を廃止したことである。この A 方式（入試とは、既修・未修の併願入試を指し、第 2 次選考の法律科目入試を憲法、民法、刑法の 3 科目とするものであった（既修者を対象とする B 方式では法律科目試験が 4 科目であった））。これは、既修者向けの選抜試験の受験者はほとんどが法学部出身者で占められると予想し、しかもこれらの者が既修認定を受ける法律基本科目について素養を有するであろうとの前提で設定し

た入試方式であった。しかし B 方式に比べて法律科目試験の負担の軽い A 方式に、商法、民事訴訟法あるいは刑事訴訟法を履修していない者が紛れ込むことを誘発するおそれが生じたため、これを廃止し現在の AB 方式に改めたのである。第 2 点は、B 方式（既修者対象）及び AB 方式（併願）を受験するには、選択しない科目について学部等において 4 単位以上の履修の証明を求めたことである（入試要項 2 頁、法科大学院案内 30 頁、HP）。既修者として認められるための実質的な条件を厳しく設定したものである。

### 3 自己評定

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

学生の受入れ方針、選抜基準及び選抜手続ともに明確に規定され、かつ適切に公開されていると考えている。しかし、B 評価としたのは、2 で述べたように A 方式 を AB 方式に改める必要を生じたことを考慮したためである。

### 4 改善計画

2009 年度入試に向けた改善をすでに公表している（法科大学院案内 30 頁、HP）。入試の改正は 2 年前にはその骨子を法科大学院案内、入試要項及び HP で告知している。その主要な内容は、既修者向けの第 2 次選考における法律科目の入試方法の改善である。試験科目は公法（憲法、行政法）、民事法（民法、民事訴訟法、商法）及び刑事法（刑法、刑事訴訟法）の 7 科目となる。なお、入学試験の各方式と入学後の成績との関係の分析を実施したが、現時点では試験制度の改善を必要とさせるような関係を見いだせていない。しかし、このような点検は重要であるので、引き続き調査・分析を加える。

多様なバックグラウンドを有する非法学部出身者あるいは社会人の受け入れは、実際上は法学未修者の枠で受け入れることになる。全国的にみても社会人の受験が減少していることから、その確保のための政策を打ち出す必要がある。本法科大学院においても、未修者を対象とする入試で社会人特別枠を設けることを教授会で基本了承し、その具体化の検討に入ることにした。

## 2 - 1 - 2 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること

### 1 現状

本法科大学院の入学試験の執行は、法科大学院教授会が行う。教学担当副研究科長が実施責任者となる。教授会において入学試験要項の内容の確定、試験日程の確定、出題者、採点委員の委嘱といった基本事項の審議を行う。エントリーシートの採点は、専任教員が特別の事情のない限り全員が担当する。法律科目の採点には、法学部より応援を委嘱することもある。

入学試験の執行事務は、法科大学院の事務室が担当している。出願書類の整理などは外部の専門会社に委託して行っている（2-1-1 参照）。

採点者の主観が入りやすいエントリーシート、グループディスカッション、小論文、法律科目試験の採点はすべて複数の採点者によってなされる。採点基準に従って採点されるが、評価が大きく異なる場合には協議の上決定される。法律科目試験の採点は研究者教員によってなされるが、エントリーシートやグループディスカッションでは、研究者教員と実務家教員との共同による評価を基本としている。法律科目試験では問題と採点講評が HP で公開されている。

合否は客観的に得点順に決定される。エントリーシートや法律科目試験では、いわゆる足切りをすることがある（2-1-1、2-2-1 参照）が、その他の要因は一切考慮されない。判定は教授会の審議事項である。

法科大学院の入試の結果については、合否にかかわらず個人別の得点の照会に応じている（入学試験要項 22 頁、HP 参照）。2007 年度入試に関しては 210 名が照会の申出をしている。

### 2 点検・評価

上に述べたとおり、入学者の選抜はその基準に従い適正に実施されている。

### 3 自己評定

合

### 4 改善計画

現時点では、本評価基準に関してとくに改善を要する事項はない。ただ、今後法科大学院の事務室だけで入学試験の執行を担当することが可能か、という問題についてはリスクマネジメントの観点からは検討を必要とする。

## 2 - 2 - 1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること

### 1 現状

本法科大学院における法学既修者の認定は、法学既修者を対象とした入学選抜試験に合格した者に対して実施される(法科大学院案内 30 頁、HP)。

#### (1) 法学既修者対象の入学試験

##### 1) 試験科目

2-1-1 で述べたように、法学既修者を対象とする入試は未修者とは別の第 2 次選考を実施することを、入試要項をはじめ法科大学院案内、HP 等で告知している。すなわち既修者を対象とする入試は、B 方式と AB 方式であることを、こうした媒体によって繰り返し明らかにしている(入試要項 13 頁、16 頁)。第 2 次選抜においては、法律科目として憲法、民法、刑法のほか商法、民事訴訟法あるいは刑事訴訟法のうちから選択した 1 科目の合計 4 科目についての論述式試験が課せられている。この出願資格について、2006 年度入試まではとくに制限を設けていなかった。實際上この方式を志願するのは法学部出身者に限られ、法科大学院を 2 年間で修了するには選択科目として選択しなかった残り 2 科目も学部または大学院において修了していると想定していたからである。

しかし、2006 年度入試まで存続した、法学既修と未修の併願である A 方式については、第 2 次選考における法律科目試験を憲法、民法及び刑法の 3 科目としていたため、2-1-1 で指摘したように、B 方式では選択科目とされている科目を学部等において履修済みでない志願者が出願するようになったため、この方式を廃止した。そして 2007 年度からは、既修者を対象とする B 方式及び AB 方式を受験するには、選択した科目以外の科目について出願時に学部等で各分野 4 単位以上取得していること(飛び級受験者は入学時までに取り得ること)を必要とする(ただし、日弁連法務研究財団の 2007 年度法学既修者試験において当該科目で 50%以上の得点を有することの証明でもよい)ように変更した。

これらの変更は、2006 年 6 月には法科大学院案内や HP において予告している。

##### 2) 試験内容

法学既修者向けの法律科目試験では、「法科大学院での教育を 2 年次の科目から始めてよいか否かを判断するために、1 年次に配当されている法律基本科目の素養があるかどうかを試すものである」(法科大学院案内 30 頁、HP 参照)。そして試験においては、その素養を、重要な条文、基本的な概念、制度趣旨といった法律学の基本を論述式問題によって試すこととしている(法科大学院案内 30 頁、HP 参照)。法律科目試験には基準点を設けており、1 科目でも基準を

下回ると不合格になるという、いわゆる「足切り」を実施している（入試要項 3 頁参照）。

## （２）既修者の認定

上に説明した既修者向けの選抜試験に合格した者に対しては、立命館大学専門職大学院学則第 31 条に基づいて、法科大学院教授会における審議のうえで入学時に、法科大学院において開設されている法律基本科目のうち、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の 1 年次配当科目に相当する 28 単位分を認定する。これによって既修者と認定されると 2 年間での修了が可能となる。

## （３）既修者認定に対する意見等

入学した既修者に対して、入学試験のあり方及び単位認定についてアンケートを実施したことはない。

## 2 点検・評価

本法科大学院における法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続はいずれも明確に規定され、それにしたがって適切に実施されていると認められる。

しかし、次のような問題について、すでに改善し、また改善を計画している。

第 2 次選考において法律科目の試験が最大 4 科目であり、この試験に合格すると、法科大学院における法律基本科目 6 科目 28 単位が認定されるという制度設計には改善の余地がある。現に 2006 年度入試まで存続した A 方式を廃止し、B 方式と AB 方式に改めたこと、既修者向けのこの両者の方式に出願するには、学部等において受験しない選択科目を 4 単位以上履修済みであることを必要としたのは、既修者の認定のための前提にやや問題があったことを示している。

また、第 2 次選抜における法律科目試験の内容は、「法科大学院での教育を 2 年次の科目から始めてよいか否かを判断するために、1 年次に配当されている法律基本科目の素養があるかどうかを試すものである（法科大学院案内 30 頁、HP 参照）。この趣旨自体は適切であると考えられる。また、既修者として認定される法律基本科目は未修者 1 年次生に配当されている科目 28 単位であり、認定対象科目の内でも民事訴訟法（2 単位）および刑事訴訟法（2 単位）は認定されない。行政法、行政救済法も同様である。

2009 年度入試からは、既修者の第 2 次選考の法律試験を、単位認定の対象となる 7 科目へと変更することを教授会決定している（以下 4 の改善計画参照）。これは、既修認定をより厳密に実施することを意味する。その際、どの程度の実験力を確認する試験とするかについては、議論をしている。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

既修者向けの第2次選考については、教授会においても繰り返し議論して2007年度入試に一定の改善を図ったが、さらに2009年度入試からは受験科目も大幅に変更することになっている。法科大学院案内30頁やHPにおいて次のように告知している。すなわち、

「2009年度（次年度）入試からの変更内容について

2009年度入試からB方式、AB方式試験の法律科目試験（2次試験）の試験科目が公法（憲法、行政法）、民事法（民法、民事訴訟法、商法）、刑事法（刑法、刑事訴訟法）の7科目になります。

各科目の配点、試験時間については、2009年度入試要項（2008年6月発行予定）をご覧ください。」

このように、法学既修者の認定のための選抜試験をより実質的なものへと改訂することをすでに決定し、その詳細について検討を継続している。

## 2 - 2 - 2 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること

### 1 現状

	05 年度		06 年度		07 年度	
	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)
学生数	148	98	145	95	148	94
学生数に 対する割合	100%	66.2%	100%	65.5%	100%	63.5%

本法科大学院における法学既修者の選抜及び既修単位の認定は、2-2-1 に述べた基準および手続に従って行われる。すなわち、既修者対象の選抜試験に合格したこと、この者に対して教授会において単位を認定するための審議である。その手続は立命館大学専門職大学院学則第 31 条、第 32 条による（履修要項 5 頁）

これまで、すべてこの基準及び手続に従って実施されてきた。形式的基準によるものであり、個別の審査を実施するものではない。

これまで疑義ないし問題を指摘されたことはない。

### 2 点検・評価

2006 年度入試による合格者までは、上記のように既修者対象の選抜試験の合格という結果によって、法科大学院における法律基本科目 28 単位が認定されている。本法科大学院の入試出願要件や第 2 次選考の法律科目試験から、既修者と認定されたものが、認定対象となる科目すべてについて学部等においてすでに履修していたこと、また認定に相応しい理解力を有していたことまでは保障できないシステムとなっていた。このため、2007 年度入試からは、選択科目のうち選択しない 2 科目について、学部等において履修したこと、または日弁連法務研究財団の法学既修者試験の成績を出願要件とし、また 2009 年度入試からは法律科目試験を 7 科目とすることを決定した（2-1-1,2-2-1 参照）。

### 3 自己評定

合

### 4 改善計画

上記 2 および 2-1-1,2-2-1 の記述を参照されたい。

- 2 - 3 - 1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること

## 1 現状

	法学部 出身者	他学部 出身者	実務等経験者	合計
入学者数 07年度	57 (87)	12 (17)	79 (43)	148
合計に対する 割合	38.5% (58.8%)	8.1% (11.5%)	53.4% (29.1%)	100.0
入学者数 06年度	54 (92)	6 (6)	85 (47)	145
合計に対する 割合	37.2% (63.5%)	4.1% (4.1%)	58.6% (32.4)	100.0%
入学者数 05年度	55 (82)	9 (17)	84 (49)	148
合計に対する 割合	37.1% (55.4%)	6.1% (11.5%)	56.8% (33.1%)	100.0%

\* 「他学部出身者」数からは、「実務等経験者」に含まれる者が除かれている。

### (1) 本法科大学院における定義

まず、本評価基準にある「実務等の経験のある者」の意味について明らかにすることが必要である。専門職大学院設置基準第19条及び平成15年文科省告示53号第3条においても、その定義は示されていない。本法科大学院においては、「社会人」を「大学卒業後あるいは大学院修了後1年以上経過し、かつ、23歳以上の者」とし、「実務等の経験のある者」を「収入を目的とする仕事に就いた経験のある者。主婦などは実務経験に含む」と定義している。本法科大学院においては、「社会人」または「実務等の経験のある者」を対象とした特別入試を実施していないから、この定義は平成15年文科省告示第53号第3条との関係で問題となるにとどまる。このような定義をとったのは積極的に意義があるというよりは、「社会人」または「実務等の経験」を定義することが實際上、きわめて困難であり、どのような定義をとっても問題を残すと考えたからである。

それゆえ少なくとも大学卒業後1年を経過しているという形式的基準を重視したことになる。この定義による実務等の経験者の割合は上記の表になる。ま

た文科省に対してもこの数値を報告している（別紙「平成 19 年度法科大学院入学者選抜実施状況調」参照）。

## （２）日弁連法務研究財団の定義から

仮に、日弁連法務研究財団のいう「最終学歴卒業後 3 年を経過した者」によって実務等経験者の数を割り出してみると、表中の（ ）で示した数になる。ただし入学前の大学院在籍データを欠いているので、「大学卒業後 3 年」以上の基準によって入学者データを再調査した数である。日弁連法務研究財団の「実務等の経験のある者」の定義によっても、「法学部以外の学部出身者」および「実務等の経験のある者」が入学者に占める比率はゆうに 3 割を超えている。

## 2 点検・評価

入学者の多様性について求められる水準を満たしている。

## 3 自己評定

合

## 4 改善計画

2-1-1 において述べたように、本法科大学院が多様なバックグラウンドを有する学生を受け入れることは、養成すべき法曹像に照らして必要なことであると考えている。そのような学生を確保するために、広報活動の継続、入学試験における非法学部出身者、実務等経験者を対象とする入試のあり方についての検討を進める。

3 - 1 - 1 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

#### 1 現状

まず、専任教員の意味について明らかにしておく必要がある。「評価基準・規定集」3-1-1の解説においても、特に「専任教員」が定義されているわけではないが、同46頁において「関連法規定」として、平成15年文部科学省告示第53号を引用しているので、ここから「専任教員」を定義する。研究者教員については専任（法科大学院所属教員）、専任・他（いわゆるダブルカウント教員）、実務家については実・専（専任教員）および実・みなし（いわゆるみなし専任教員）を以下、専任教員とする（以下の各項目においても同様である）。

本法科大学院は1学年の定員が150名であるから、その収容定員数は450名であるところ、学生15名に対し専任教員1人の割合を確保するために必要な専任教員数は30名である。それに対し、本法科大学院の2007年4月1日現在の専任教員総数は36名であり、その内訳は、専任16名、専任・他6名、実・専4名、実・みなし10名（うち1名は裁判所からの派遣教員）である。

本法科大学院における専任教員の選考は、法科大学院教員選考規程（2003年11月27日制定、規程第585号、2004年4月1日から施行）の定める手続・基準に基づいて行われている。そこでは、法科大学院の教員は、専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、専攻分野について、高度の技術・技能を有する者、専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者、という基準に基づいて選考されるとされているが、この基準は、研究者教員については、「法科大学院教員選考規程の運用に関する申し合わせ」（2005年10月25日法科大学院教授会）によって具体化されている。それによれば、「法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることに鑑み、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行う能力を特に重視する。その能力の判定については、以下ののほか、などを総合的に考慮する。

教育上の経歴・経験

職務上の実績（理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績）

理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績」

そして、「研究者教員の任用は、おおむね5年以上の教育経験と、当該科目について「高度の法学専門教育を行う能力」を示す最近5年間の研究業績がある者であることを基本とする」としている。

次に、実務家教員については、「法科大学院教員選考規程第1条第2項による教員任用基準(申し合わせ)」（2003年11月27日制定）により、実務家教員として任用する教員は、狭義の法曹(裁判官、検察官、弁護士)、法律職公務員

などの官公庁関係者、企業法務・知的財産部所属の企業人、税理士・公認会計士などの経験を有する者とし（同基準2条）、さらに、第3条において、経験の評価については、(1)実務家としての能力と経験については、担当科目に関連する十分な能力と経験を有することとし、実務経験は原則として5年以上とする、(2)教育実績と教育能力については、大学や司法研修所等での教育実績、その他教育能力を示す経験や教育への意欲を有すること、と規定されている。

本法科大学院の専任教員は上記の基準を満たすか否かを厳密に評価した上で任用している（法科大学院設立時に赴任した教員についても、上記の規程等は直接適用されなかったが、同様の基準によって選考されたものである。）。

## 2 点検・評価

本法科大学院の専任教員数は36名であり、在学生（351名）についてみれば学生9.75名に対し専任教員1名、収容定員（450名）についてみれば、学生12.5名あたり専任教員1名という値になる。実務家みなし専任教員（実・み）のうち4名（必要とされる実務家教員数の3分の2）のみを専任教員数に加えることとしても専任教員数は30名であり、法令上の基準を満たしている。

さらに、専任教員の適格性およびその検証方法に関しては、本法科大学院の法科大学院教員選考規程等に基づいて厳格に決定されており、問題はないものと判断する。別添の教員個人調書に見られるように、2004年度の設置時点においては言うまでもないが、その後に着任した教員も含めて、教育年数や研究業績等から、全ての専任教員が上記の基準を充足しているものと判断している。

上記の通り、本法科大学院の専任教員数は12名以上であり、学生比率も基準の数字である15人に対して1人を充足している。

## 3 自己評定 合

## 4 改善計画等

本法科大学院は、現在、上記の基準を充足しており、今後の人事においても、基準の充足を継続するよう配慮していく。

### 3 - 1 - 2 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

#### 1 現状

本法科大学院の専任教員の部門ごとの人数は下記の表のとおりである。

別添教員個人調書に基づいて、法律基本科目を担当する本法科大学院の専任教員について以下で具体的な点について述べる。第1に、教育経験については、本法科大学院設置時において、実務家教員を除く研究者教員は、全員が既に法学部や法学研究科等において、法科大学院において担当する科目に関して10年以上の教育経験を有していた。2004年の設置以降、新任人事が数件行われたが、新任の研究者教員のうち就任時に最も教育経験の短い者であっても、2007年度において既に11年の教育経験を有している（淵野准教授。別添教員個人調書参照）。第2に、各法律基本科目に関わる分野について、2004年設置認可の時点においてはいうまでもないが、その後に任用された専任教員においても、その研究業績のほか教科書・教材の執筆があり、教育能力についても確認できる。なお、各教員の個別の業績については、別添教員個人調書を参照されたい。

2007年度法律基本科目必要教員数と実員数

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	2	1	2	1	1	2	1
実員数	2	2	4	2	2	3	2

#### 2 点検・評価

別添の本法科大学院の各専任教員調書から各専任教員が科目適合性の観点から適格性を充足していることが確認できる。また上記の表の通り、各分野毎の専任教員数は基準の必要数を満たしている。

#### 3 . 自己評定 合

#### 4 . 改善計画

本法科大学院は、現在、本評価基準に基づく基準を充足しており、今後の人事においても、基準の充足を継続するよう配慮していく。

### 3 - 1 - 3 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

#### 1 現状

本法科大学院に在職する「5年以上の実務経験」を有する専任教員の数14名である。本法科大学院の専任教員数は36名であるから、実務経験を有する専任教員の比率は3割を超えている。

本法科大学院では3-1-1で述べた法科大学院教員選考規程第1条第2項による教員任用基準(申し合わせ)に基づいて実務家教員の実務経験を審査している。2004年度の設置時点は言うまでもないが、2007年度においても、最も実務経験が短い教員であっても13年(平井教授の2004年任用時点での経験年数)以上であり、すべての実務家教員が告示第53号で求められている5年以上の実務経験を有している。

また、個々の教員の教育能力についてみれば、調書にあるとおり数多くの実務家教員が、着任以前に本学法学部や法学研究科での教育経験を持ち、さらに他大学での教育経験も有している。

#### 2 点検・評価

本法科大学院は、実務家教員として求められる「5年以上の実務経験」が必要である旨を規程上も明確にして実務家教員を任用しており、また、専任教員に占める実務家教員の割合についても上記の通り必要専任教員数の2割を超えている。

#### 3 自己評定 合

#### 4 改善計画

本法科大学院は、現在、本評価基準に基づく基準を充足しており、今後の人事においても、基準の充足を継続するよう配慮していく。

### 3 - 1 - 4 専任教員の半数以上は教授であること。

#### 1 現状

本法科大学院における専任教員全員の数と、その内の教授の数を表にすると、以下のとおりである。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	35	1	36	14	0	14
計に対する割合	97.2%	2.8%	100%	100%	0%	100%

#### 2 . 点検・評価

専任教員に対する教授の割合は、9割を超えている。また、教授の資格要件や任用手続は法令に従い、かつ、大学においてそれを補充ないし実質化する客観的な基準を設けて実践している。本法科大学院においては2004年度から2006年度までは、全員が教授であったが、2007年4月着任の人事により、1名の准教授が加わり、全員が教授であるという状況は変わった。実務家教員は全員が教授であり、任用要件を満たしている。

#### 3 . 自己評定 合

#### 4 . 改善計画

法科大学院は、法令及び本評価基準に基づく基準を充足しており、今後の人事においても、上記の基準が係属して充足されるよう配慮していく。現在の基準を変更する必要はない。

### 3 - 1 - 5 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

#### 1 現状

2007年4月1日現在における本法科大学院の専任教員の年齢構成は次の表のとおりである。

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者教員	1	7	8	6	0	22
		4.5%	31.8%	36.4%	27.8%	0%	100.0%
	実務家教員	0	3	7	4	0	14
		0%	21.4%	50.0%	28.6%	0%	100.0%
合計		1	10	15	10	0	36
		2.8%	30.6%	36.1%	30.6%	0%	100.0%

#### 2 点検・評価

本法科大学院では、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点から、教員の年齢構成をバランスのとれたものとする必要があることを設置準備段階から強く意識してきた。その結果、上に見られるように、本法科大学院の専任教員の年齢構成は、研究者教員についても実務家教員についても70歳を越える者はなく、また、40歳代の割合も全体の約3割であり、各年代につきバランスのとれたものとなっている。

設置準備段階において年齢構成のバランスに配慮しても、その後の対応を行わない限り、バランスは次第に崩れることになるが、本法科大学院では、新任教員の採用においても、年齢構成に配慮している。たとえば、2007年4月1日付で3名の研究者教員を採用したが、60歳代1名、50歳代1名、30歳代1名であり、年齢構成バランスを考慮している。

#### 3 自己評定

A

#### 4 改善計画

今後も、上記のような年齢構成バランスを維持できるよう人事面での配慮を継続する。特に改善を必要とする事項はない。

### 3 - 1 - 6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

#### 1 現状

2007年4月1日現在における教員の男女比は以下のとおりである。

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	22	13	19	9	63
	100%	92.9%	86.4%	90.0%	92.6%
女	0	1	3	1	5
	0%	7.1%	13.6%	10.0%	7.4%
全体における女性の割合	2.8%		12.5%		

#### 2 点検・評価

本学法科大学院において女性教員の占める割合は、上記の表のとおりであり、専任教員36名中1名にすぎない。その比率は2.8%であり、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点から見て、他の法科大学院と比較して著しく低いとは言えないものの、十分な数字であるとは言いがたく、今後、改善すべき必要があると考えられる。

今後とるべき方策としては、第1に、新任教員の採用において一定の配慮を行うことが考えられる。第2に、専任教員だけでなく、兼任・非常勤の教員の採用においても一定の配慮を行うことが考えられる。現在でも上記の表に見られるとおり、兼任・非常勤教員には、十分とは言えないものの一定数の女性教員がいる。

#### 3 自己評定

C

#### 4 改善計画

2006年度末に、女性専任教員1名が退職したことにより、女性教員比率は2006年度よりやや低下してしましたが、2で触れたような対応を行うことで、女性教員比率の向上に努める。

3 - 2 - 1 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

2005年、2006年、2007年の各学期毎に、教員の担当コマ数（時間単位）の最高、最低及びその平均値は以下のとおりである。なお、各教員別のコマ数は別紙資料のとおりである。

2005年度

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	10コマ(前期)	7コマ(前期)	10.35コマ(前期)	2コマ(前期)	1コマ 90分
	12.5コマ(後期)	6コマ(後期)	10.35コマ(後期)	2コマ(後期)	
最 低	3コマ(前期)	1.17(前期)	2コマ(前期)	0コマ(前期)	
	0コマ(後期)	1コマ(後期)	2コマ(後期)	0コマ(後期)	
平 均	5.77コマ(前期)	4.76コマ(前期)	4.6コマ(前期)	0.6コマ(前期)	
	5.16コマ(後期)	3.53コマ(後期)	5.1コマ(後期)	1.6コマ(後期)	

2006年度

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	7コマ(前期)	6コマ(前期)	10.4コマ(前期)	4コマ(前期)	1コマ 90分
	9.5コマ(後期)	5.5コマ(後期)	7.8コマ(後期)	4コマ(後期)	
最 低	0コマ(前期)	1.17コマ(前期)	1コマ(前期)	0コマ(前期)	
	2.5コマ(後期)	1コマ(後期)	0コマ(後期)	0コマ(後期)	
平 均	4.5コマ(前期)	3.6コマ(前期)	5.2コマ(前期)	1.4コマ(前期)	
	5.1コマ(後期)	3.4コマ(後期)	4.2コマ(後期)	2コマ(後期)	

2007年度

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	6コマ(前期)	5コマ(前期)	7.92コマ(前期)	2コマ(前期)	1コマ 90分
	6.2コマ(後期)	6.5コマ(後期)	7.47コマ(後期)	2コマ(後期)	

最 低	0コマ(前期)	1.17コマ(前期)	0コマ(前期)	0コマ(前期)
	1コマ(後期)	1コマ(後期)	0コマ(後期)	0コマ(後期)
平 均	3.72コマ(前期)	4.71コマ(前期)	2.38コマ(前期)	0.44コマ(前期)
	3.40コマ(後期)	3.50コマ(後期)	2.20コマ(後期)	1.11コマ(後期)

\* 「兼任教員・非常勤教員」のうち「研究者教員」は、兼任教員であり、授業時間には所属学部での授業時間数を含む。また、「兼任教員・非常勤教員」のうち「実務家教員」は、非常勤の実務家教員であり、授業時間は本法科大学院でのもののみである。

## 2 点検・評価

立命館大学においては、専任教員の担当授業時間数は、「立命館大学専任教員責任時間規程（昭和28年5月8日制定、2007年3月9日最終改正）」第2条本文により、「専任教員の講義責任時間は、1年間を通算して、教授及び准教授は1週8時間、専任講師は1週6時間とする」と定めている（これがいわゆるノルマである）。そしてこれをもとにして、毎年度「専任教員標準担当時間」が大学協議会において確認される（別紙資料参照）。これによると専任教員は週12時間の担当とされている（これが実際の担当時間であり、責任時間との差について超過時間手当が支給される）。原則として法科大学院教員にもその適用があるが、専門職大学院であることから、本法科大学院における教員の授業担当時間は、上記の表のとおり、2006年度であれば、研究者専任教員では4.5コマ（9時間）～5.5コマ（11時間）であり、実務家専任教員の場合、3.5コマ（7時間）程度である。2007年度であれば、研究者教員では平均3.40から3.72コマ、実務家教員で3.30から4.71コマである。このように標準担当時間を下回っており、授業時間数は年度を追うに従い改善されてきている。この授業時間数であれば、少なくとも必要な授業準備が最低限度は可能であると考えられる。しかし、法科大学院においては、きめ細かい指導が必要であり、授業の準備や学生に対する個別指導等に要する時間も考えると、より高度な教育を行うためには、改善の必要があると考えられる。

また、上記の表では平均値の2倍程度の授業時間数を担当する教員が見られたが、この数字は法科大学院の講義時間数によるものではなく、法学部や法学研究科（特に法学研究科における論文指導）の授業時間数によるものである。

## 3 自己評定

B

## 4 改善計画

教員の増員、特にいわゆるダブルカウント教員を漸次削減し専任教員を増加

することにより、授業時間数を削減し、教員一人あたりの授業時間を削減することとする。または、教員一人あたりの授業時間数が同じでも 1 授業あたりの学生数を削減することによる教育効果の改善を行うよう計画し、人事計画を実行中である。

本学では、法学部や法学研究科のある衣笠キャンパスと法科大学院のある朱雀キャンパスが離れているため、授業には準備時間の他に移動時間という負担がある。これらについても、上記のようなダブルカウント教員の削減や時間割の見直しによって改善を図ることとする。

### 3 - 2 - 2 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

#### 1 現状

教員の授業やその準備等を支援するため、本法科大学院では以下のような仕組みが用意されている。

##### (1) 学内ネットワークの利用

本法科大学院にはTKC社が提供する教育研究支援システム(LET)が導入されており、教員が講義資料や教材レジュメ等を作成する際、これらを使用することができる。

上記のシステムには学生向けに教材等を提示する機能があり、各教員はレジュメ、各種資料、講義で使用したプレゼンテーションソフトによる資料等を学生向けにダイレクトに提示・提供することができる。この機能は、研究室あるいは自宅から常時利用することができる。

##### (2) 人的支援体制

本法科大学院の事務組織は、朱雀キャンパスにおいてプロフェッショナルスクール事務室として統合され、その一部で担当されている。プロフェッショナルスクール事務室のうち、専任職員5名、契約職員3名、アルバイト1名の計9名で、法科大学院の日常的な事務のほか、入試関係業務をも担当している。

上記のネット利用や講義における出席管理、小テスト実施、採点は次項にあるようなTA、職員によってある程度補助される。資料やレジュメの印刷配布は、主として職員によって行われている。

ティーチング・アシスタント(TA)等、授業の補助をする者の数、及び法科大学院の事務職員の数は、以下のとおりである。教室等において授業の補助を行うTAは、本学においては博士後期課程在籍者に限られる。その母体となる法学研究科において、後期課程の院生数が少なく、また法科大学院での業務を敬遠する傾向があるため、安定的に一定数のTAを確保できないという問題がある。

教員総数	職員総数	TAの総数
68	9	3

授業で配布する教材・レジュメを作成する体制は以下のとおりである。教材・レジュメは各教員が上記のシステム等を利用して作成し、ネット上で配布するか、あるいは、事務室で印刷の上学生に配布される。紙ベースで配される場合には事務室前の棚に置くか、担当教員が授業時間に配布する。レジュメや講義資料として配布する場合も、全て無料である(なお、6-1-1参照)。

#### 2 点検・評価

本法科大学院における教員の授業やその準備を支援する仕組みや体制については、ネット環境や教材・レジユメの印刷・配布のしくみといった、ハード面や形式面については、ある程度充実していると言える。また、教員がAV教材作成を行うための施設も教材作成室として整備されており、利用が可能になっている。しかし、人的な補助体制は必ずしも十分とは言えない。以下のような点を指摘することができる。

TA等の配置は全科目で行われているわけではなく、恒常的に人手が不足する状態にあり、このような場合は教員が出席管理や小テストの管理等の業務を行うことになり、教員の労力が割かれている。

教室の準備（たとえばプレゼンテーションソフトを使用する場合のコンピューターやソフト起動）も教員が行っている。

現段階では、学生に対して授業の内容に関する補助的な業務を行うのは教員に限られている。学生に講義に関わる必要な資料を示すことや学生の質問等に答える等の講義の補助業務は一部を除いて（たとえば、未修者の1年次についてはそのような体制が組まれたこともある）行われていないし、そのような人的な体制もない。

レジユメや資料の印刷や配布は主として事務職員によって行われているが、それらの作成自体は、すべて教員が行っており、これらの作成を支援するスタッフはいない。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

教員の授業準備を支える人的なスタッフの整備と充実が必要である。現在でも一定の水準には達していると思われるが、教員の個別の教育活動をサポートするスタッフが不足している。今後は、事務職員やTAの増員を含めてスタッフの増員に努めるものとする。

また、増員のみではなく、現在でもTAの執務時間と学生や教員が教育補助を必要とする時間のミスマッチが見られるため、これらのスケジュール管理を適切に行うことにより、いっそうの改善が可能になると考えられる。

さらに、法科大学院の教育になれたスタッフによるサポート体制も必要であるため、法科大学院を修了した者やあるいは法科大学院での教育補助に経験を持つスタッフの充実も必要であり、この点は今後の課題である。

### 3 - 2 - 3 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

#### 1 現状

##### (1) 概観

立命館大学においては、教員の研究活動を支援するための制度として、次項で詳述する個人研究費・出張旅費の支給や学外研究制度がある。研究支援制度として、本学が採用している制度としてはその他、立命館学術研究助成制度(共同研究に対する研究費の助成、学術書出版費の助成等)、博士学位取得支援制度、学会開催補助及び研究専念教員制度等がある。

また法科大学院の専任教員も所属する立命館大学法学会でも、法学部叢書の刊行を補助する制度を設けている。

これらの本学全体で適用される諸制度は、当然に本学法科大学院にも適用されるが、これらの全学レベルでの研究助成制度以外に教員の日常の研究活動を支援する制度は本法科大学院にはない。大学全体としては、さまざまな研究支援のため、衣笠キャンパスには人文社会リサーチオフィス、びわこ草津キャンパスには BKC リサーチオフィスが設置されている。そこでは研究費獲得の支援から獲得後の資金管理のサービスが提供される。しかし本法科大学院が設置されている朱雀キャンパスには担当職員が 1 名配置されているだけで、個人研究費及び科研費の処理を扱う程度で、組織的な支援体制は存在していない。朱雀キャンパスには研究用図書の配置も十分ではないが(教育用の図書資料が中心である。8-1-2 参照)、衣笠キャンパスやびわこ草津キャンパスから資料を取り寄せることは可能である。

なお、本法科大学院教員の個別の研究活動については別添教員個人調書参照。

##### (2) 研究に関する支援制度

###### 1) 教員が研究活動のために使用できる資金額

専任教員の個人研究資料費は、年間 23 万円であり、研究経過報告および研究計画書と領収書等の提出を条件として専任教員全員に支給される。また、研究旅費として、専任教員 1 年間 1 人当たり 15 万円の旅費が支給される。研究旅費のうち 5 万円は、前年度中の申請により個人研究資料費に振り替えることができる。

###### 2) 学外研究制度の有無・内容・利用状況

本学には学内資金または学外資金による学外研究制度があり、本法科大学院も同制度の適用を受けるが、法学部・法学研究科とあわせて適用を受けている。以下の内容は法学部・法学研究科と共通の制度についてである。

###### 学外研究制度

本学の資金による学外研究制度である、学内資金による学外研究制度は、学外研究A（1カ年の国外における研究）、学外研究B（3カ月を超え6カ月以内の国外における研究）、学外研究C（3カ月を超え6カ月以内の国内における研究）の3種に分かれる。人数は、法学部・法学研究科とあわせて、原則として年度あたり、学外研究Aにつき1名、学外研究Bにつき2名、学外研究Cにつき4名である。学外研究A、学外研究Bについては旅費、滞在費等が支給される（上限300万円）。また学外資金を得た場合にも、学外研究制度の適用を受けることができる。

研究期間中は学外研究計画書に基づく研究または調査に専念することとされ、研究期間中、授業および学内役職その他の業務を免除される。また、研究期間終了後は学外研究報告書の提出が義務付けられる。

#### 学外研究制度の利用状況

2005年度前期・後期に、専任教員各1名（三木教授[ダブルカウント教員]、竹濱教授[ダブルカウント教員・当時]）が学外研究Cを取得した。

2006年度前期に、専任教員1名（水口教授[ダブルカウント教員]）が学外研究Cを取得した。

2007年度には、前期に専任教員1名（出口教授[ダブルカウント教員]）が学外研究Cを、後期より専任教員1名（松本教授）が学外研究Aを、1名（指宿教授）が学外研究Bを取得している。

### 3) 研究室の状況

専任教員については、実務家教員も含めて朱雀キャンパス（本法科大学院が設置されているキャンパス）に個室の研究室がある（1室24㎡）。ダブルカウント教員は、衣笠キャンパスに研究室を持つが、朱雀キャンパスにも共同利用の研究室が用意されている。

その他、教員共同利用室が1室あり、共同研究、簡単なミーティング、教材等の作成に利用することができる。本来は教員のラウンジ機能をもたせようとしたが、現実にはこれらの機能はほとんど働いていない。

### 4) 紀要の発行等

法科大学院としては紀要を発行していないし、現在のところ、発行する予定はない。ただし、立命館大学法学会発行による立命館法学や Ritsumeikan Law Review といった紀要が発行されており、本法科大学院の教員は同誌に論文等を掲載している。

### 5) 研究用図書

本法科大学院の図書資料は学生の教育のための図書がほとんどであり（8-1-2参照）教員の研究に関する書籍は不十分である。衣笠キャンパスには、研究棟である修学館及び附属図書館において研究用図書が整備されており、法

科大学院教員も利用している。

## 2 点検・評価

以下の問題点が指摘できる。

第 1 に、法学部や法学研究科のある衣笠キャンパスには日常の研究活動を支援する人的な体制があるが、法科大学院がある朱雀キャンパスではそうした体制が整備されていない。現在、本学で研究を支援する部署であるリサーチオフィスの担当者が朱雀キャンパスに 1 名配置されているのみで、実質的な業務の多くは衣笠キャンパスで行われている。

第 2 に、法科大学院の教員の研究に関係する研究所、研究センターは衣笠キャンパスに置かれている。研究所等の運営業務、研究会活動などの日常業務についても支障を生じさせている。

第 3 に、研究用の図書資料等を充実させる必要がある。

## 3 . 自己評定

B

## 4 . 改善計画

本法科大学院には法科大学院独自の研究支援体制は必ずしも整備されていないが、法学部や法学研究科と併せて全学共通の研究支援体制の対象となっている。たとえば、本法科大学院独自の学外研究制度はないが、法学部や法学研究科と共通に運用されることにより、学外研究利用者の講義の担当者の調整などの運用により、より実効的な研究支援が行われてきている。

しかしながら、研究利用図書の整備、研究費の総額の適否、人的な体制の整備につきなお改善の必要性がある。これらについては、法科大学院独自の研究支援体制を検討することも含め、改善を検討している。

#### 4 - 1 - 1 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること

##### 1 現状

##### (1) 取組体制

##### 1) 組織

本法科大学院において、教育内容や教育方法の現状を把握し、問題点を見いだし、改善に向けた方針を決定するのは教授会の固有の役割である。この教授会のもとに、教務関係の日常的な事項を扱う教務委員会が置かれ、副研究科長がその委員長となる。教務委員会はほぼ隔週ごとに定期で会議を開催し、取りまとめられた事項について教授会へ提案する。FD 委員会は教育内容や方法の改善に向けた組織的研究・研修等を実施するための組織として置かれている（常設委員会内規第3条）。また各部門ないし各科目の担当者会議は、授業に関し教材、授業の進行、試験等々に関する事項を協議している（各部門、科目別 FD 会議と位置づけている。以下3）参照）。

また自己評価委員会は、法科大学院学生の確保、カリキュラムの実践、教育目標の達成、学生生活に関する事項、施設及び研究等に関する事項について、毎年度自己点検を行い、改善に向けた提言をもしている。

ここでは、いわゆる FD 活動に焦点を合わせて説明する。

法曹養成のための専門職大学院である法科大学院では、設置基準上「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する」ことが義務づけられている（専門職大学院設置基準 11 条）。専門職大学院における法曹養成は、従来にない新しい経験であり、特に法科大学院の開設当初における教育の実施にあたっては、試行錯誤しながらその改善に努めることが必要であった。このため FD 活動を充実させることは、法科大学院教育の円滑な推進にとって不可欠の重要性を有している。本法科大学院においてはこうした認識から、2004 年 4 月の法科大学院発足当初から、教務委員会が FD 委員会をも兼ねるものとし FD 活動を行ってきた。しかし、2006 年度からは、FD 活動推進の組織体制をより明確にするため、教務委員会から独立させて FD 委員会を設け、その委員長も別途選任することにした。

##### 2) FD 委員会の構成

2006 年度及び 2007 年度の FD 委員会のメンバーは、総計 11 名である。理論と実務の架橋を念頭においた教育を実践するという法科大学院の理念を考慮して、委員は公法系から 1 名、民事法系から 4 名、刑事法系から 2 名、先端・展開科目系から 2 名、実務基礎科目系から 2 名とし、そのうち、実務家教員は 3 名としている。

### 3) 科目・部門ごとの FD 活動への取組み

本法科大学院においては、設立準備時においてカリキュラムを設計する段階から、公法、民事法、刑事法などの部門ごとに、法科大学院の専任教員（予定者）のみならず法学部の教員をも交えて議論を積み重ねてきた。また開設後も、こうした部門ごとの会議や担当者会議において、教育内容の確認、改善方針を議論し具体的な提案をしてきた。2006 年度からは、こうした諸会議をより組織的かつ明確なものとするために、部門ごと、科目ごとの FD 活動組織と位置づけてその責任者を定めた（その一覧を次に掲げる）。

	公法	責任者	民事法	責任者	刑事法	責任者
部門別	憲法	市川	民法	和田	刑法	生田
FD 会議	行政法	北村	商法	品谷	刑事訴訟法	指宿
			民事訴訟法	酒井		
	実務基礎科目		先端・展開科目		基礎法学・隣接科目	
科目別 FD 会議	LR&LW	指宿	企業法務	田中	法と生命倫理	平野
	法曹倫理	岡本	税法務	三木	法と心理	松宮
	要件事実と事実認定	葛井	国際取引法務	渡辺	ジェンダーと法	段林
	法曹英語	田中	知的財産法務	渡辺		
	エクスターンシップ	岡本	公共法務	北村		
	クリニック	佐上	刑事法務	松宮		
	クリニック	二宮	国際人権法務	松井		
	公法実務総合演習	北村	家事法務	二宮		
	民事法実務総合演習	酒井	消費者法務	松本		
	刑事法実務総合演習	指宿	環境法務	安本		
			都市住宅法務	岡本		
			労働法務	吉田		
			外国法務演習	品谷		

6-1-1 及び 6-1-2 においても述べるように、教育内容・方法の改善のためには、各科目・部門の担当者会議の果たしている役割がきわめて大きい。担当者会議の対象は、各科目ごとに共通教材の選定・作成、学生の理解力の相互確認、授業運営方法についての意見交換、認識の共通化、理論と実務の架橋のための工夫、試験問題の検討、採点基準の共通化等々に及ぶ。これらの活動が活性化されることが、法科大学院全体の FD 活動を支えているといってもよい。

#### (2) 取組内容

##### 1) 委員会の任務

本法科大学院の FD 委員会の任務として、常設委員会内規は次のように定め

る。

第3条 FD委員会は、教育内容の具体的改善に関する事項を審議し、提案し、その実現の促進を進めるための諸活動を行う。また、授業内容の改善について議論し、意見交換を行うFDフォーラムを開催し、年1回発行のFD活動の報告書等の作成を行う。

(第2項以下省略)

FD委員会は、FD活動の方針の策定と具体化、活動の実施、成果の検証を行ってきた。委員会の開催は、ほぼ月2回程度である。

活動の中心は、教学改善アンケートの実施と分析、FDフォーラムの開催、授業参観活動の開催、ニュースやニューズレターの発行等である。以下、その内容について説明する。

## 2) 教学改善アンケート

全科目、全クラスにつき、前期・後期に、授業開始から5回目程度のところで第1回教学改善アンケートを、授業の終了時に第2回目を実施している(その詳細については、4-1-2で扱う)。

## 3) 授業参観

2006年度より授業参観をFD活動の一環として組織的に取り組むことを法科大学院教授会として決定した。その趣旨は、第1に、他の教員の授業実践の見学を通して自己の教育方法・内容の改善の参考とすること、第2に第三者の目から当該教員の授業実践を客観的に観察し、改善課題や他の教員の参考にすべき積極面を検証することにある。2006年度は、専任教員はもちろん、兼任・兼任の教員をも含めて自己の専門分野に近い科目について参観することとした(専門の近い科目の参観が困難なときは、希望する科目の授業を参観する)。これにより、多くの教員が参観し、また参観されたことになる。参観後は、参観者が「双方向型授業の工夫」「優れている点」などを統一の報告書に記載して、FD委員会で検討した結果を教授会に報告した。これにより、法科大学院における授業のあり方や課題を共有することが可能となってきた。

授業参観をした教員は授業担当者全体の比率で、前期では63%、後期では84%であり、参観を受けた授業は前期で71%、後期で88%に上った。後期に数値が上昇したのは、他の教員の参観が授業の工夫にとってよい意味での刺激になったことを示していると思われる。またこれを通じて、教学改善アンケートに現れる学生の指摘(たとえば説明がわかりにくい、難しすぎる、体系的でない)などが的外れであること、また逆にその指摘が確認できることもあり、授業参観者の報告が被参観教員の授業改善にとってもよい材料となりうると思われる。

2007年度前期については、新任教員を中心に授業参観を実施した。

#### 4) FD フォーラム

2006年度は、専任教員によるFDフォーラムを6回、アメリカン大学ロースクールから客員教授として来日し英米法を担当しているチャブキン教授による「アメリカのロースクールの教育方法」をめぐる最新の議論状況と到達点に関する特別講演会を実施した(6月28日)。通常は、教授会終了後に開催される。

FDフォーラムでは、各分野の教育内容・方法上の工夫についての紹介と検討(第1回)とともに、認証評価においても重要な評価項目となっている成績評価・評価基準に関する問題を2度にわたって取り上げ、現状と問題点の分析、課題認識の共有化に努めた。

さらに、2006年度の司法試験合格発表の結果を踏まえて、法科大学院で養成すべき法的知識・応用力の到達点と課題について検証を試みた。その他、2006年度に初めて実施した授業参観についての分析結果の報告を行い、さらには理論と実務の架橋という法科大学院の重要な教育内容についての検討も実施した。2006年度から2007年度前期のFDフォーラムのテーマと報告者等は、次に掲げる表のとおりである。

最近のFDフォーラムのテーマと報告者 2006年度以降

日程	テーマ	コーディネータ	司会	報告者
[2006年]	LET上の法学検定試験の利用	指宿	北村	指宿
5月16日	基礎法学・隣接科目の教育内容			岡野 大平
6月13日	成績評価の基準・方法(1)	和田	酒井	和田 花立 北村 大久保 生田 松宮
6月27日	アメリカのロースクールの教育方法	市川	指宿	チャブキン
7月11日	授業参観を実施して	松本	田中	松本
11月19日	法的知識・応用力の養成の到達点と課題	生田	岡本	北村 酒井 松宮
12月19日	成績評価の基準・方法(2)	和田	葛井	和田
	授業参観を実施して(2)			松本
[2007年]	理論と実務の架橋(1)法律基本科目	松本	松本	安本 佐上 藤田
3月27日				
6月19日	成績評価基準と方法について	松本	二宮	松本 二宮
7月10日	実務家教員からみた成績評価基準と方法	二宮	二宮	葛井 野田 岡本

\* 法科大学院発足以後のFDフォーラムの開催状況については、FD Newsletter No.1, 5頁以下参照。

FDフォーラムの成果は、ミニニュースとして法科大学院のWebサイトで順次公開している。

#### 5) FD ニュースレターの発行

FD 活動の成果を取りまとめて公開し、社会に向けて発信していくために FD ニュースレターを発行することにした。ただ、現在のところ 2006 年 9 月に第 1 号を発行し、学内外の関係者に配布したにとどまる( FD Newsletter No.1 参照 )。

## 6) 学外の各種研修会・シンポジウムへの参加

法科大学院協会主催のシンポジウムをはじめ、他大学等の開催するシンポジウムには専任教員を積極的に派遣して最新情報を収集し、教授会でも適宜報告し、情報を共有化することに努めている。

## 2 点検・評価

### (1) 積極面

本法科大学院においては、その設置準備段階から FD 活動の重要性を認識し、教員間でも議論を積み上げ共通認識を形成してきた。FD のための組織体制も、専任教員の 3 割近い人数を配置し、各分野・部門ごとに活動するほか、研究者教員と実務家教員との共同にも大きな役割を果たしてきた。

こうした課題の共有、方針策定にあたっての幅広い意見の集約、方針を実施に移すに際しての徹底等において、上記 1 に掲げたさまざまな日常的な活動が継続されてきた。

### (2) 残された問題点

#### 1) 教学改善への反映

FD 活動は、それ自体が目的なのではなく、これを通じて具体的な教学改善につなげなければならない。上記の FD 活動を通じて、教育内容・方法の改善が恒常的に進んでいることは、教学改善アンケートの数値(特に授業の満足度や理解度の向上)や、授業参観報告書などに現れているといえる。

しかしなお、決して多い数字とはいえないが、相変わらず授業について、難しすぎる、到達目標が分からない等の不満が示されている。この点で FD の成果を個々の教員レベルへ徹底させることが課題となる。

また兼担・兼任教員への FD フォーラムへの参加についても、開催時間・開催会場等の関係で徹底さを欠くという問題を抱えている。キャンパスが離れているため難しい点もあるが改善を図りたい。

#### 2) FD 活動の速やかな対外的発信

法科大学院でどのような FD 活動を行っているかを対外的に発信することは、当該の法科大学院の理念に基づく教育が実際にどのように行われているかを示すことである。本法科大学院では、FD ミニニュースや自己評価報告書をホームページで公開し、日常的な FD 活動の状況についても発信しているが、迅速さに欠ける点がある。

### (3) 総合的な評価

本法科大学院のFDの組織、活動は、質的にも量的にも非常に充実したレベルにあると評価している。改善点もあるが、それはきわめてレベルの高いものでありA評価とするのを妨げるものではないと判断する。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

FD活動は、基礎理論的な研究から、個々の具体的な授業科目の運営方法といった実践的なものまできわめて幅広い対象を有している。法科大学院発足からこの3年間は、どちらかといえば目先の問題に追われることも多かったが、これまでの蓄積を生かしつつ、部門別、科目別のFD活動をさらに充実させ、教育改善につながるようにしなければならない。これまでも、民法、商法演習の通年化と履修前提制の改善(5-1-1、5-1-2参照)や刑事訴訟法演習、民事法実務総合演習でのグレード制の導入(9-1-1参照)の実現を図ってきたが、日常的な教育活動の改善に取り組む必要がある。

兼任・兼任教員を幅広く巻き込んだFD活動になるよう、テーマの設定、開催時間等についても工夫を重ねる必要がある。法学部教授会との協議会後の時間の確保などの具体的な検討が必要である。

最後に、FDニューズレターを定期的に刊行することが必要である。

#### 4 - 1 - 2 教育内容や教育方法について学生による評価を把握してその結果を教育内容や教育方法に活用する取り組みが適切に実施されていること

##### 1 現状

##### (1) 教学改善アンケート

##### 1) 概説

立命館大学法科大学院においては、本学の学部や他の研究科で採用されているとは別に法科大学院独自の教学改善アンケートを、開設年度から全科目で実施してきた。2004年度は、前期・後期各1回、授業開始から5回目の週を中心に無記名アンケートを実施した(アンケート用紙は別添)。2005年度、2006年度についても同様である。2006年度については、アンケート調査を2度実施することになり、通例のほか授業終了時に実施した。

第1回アンケートでは、授業の難易度、理解度、予習量、復習課題の多寡、教員の説明の分かりやすさ、授業と教材とその利用方法、授業の満足度等のほか自由記述欄があり、その結果を当該の後半の授業改善に反映させることをねらいとしている。このアンケートの回収率は演習系科目等では100%に近い。講義終了時の第2回アンケートは、受講によって力がついたか、授業改善は実現されたかといった内容であり、次年度以降の授業改善やカリキュラム改革に反映させることを目的としている(別紙アンケート用紙参照)。

集約されたアンケートは翌日には当該の教員にそのコピーが手渡される。同時にFD委員会ですべてのアンケート結果について分析が加えられ、教授会に報告される。分析結果については、その概要が学生にも公表されている。

##### 2) アンケートの分析概要

第1回アンケート結果(別紙アンケート結果参照)からは、学生全体としてみれば、2007年度前期開講の講義・演習に対して、授業の難易度については45.5%が非常に難しいまたは難しいと感じ、53.9%が適度だと感じている。授業の理解度については、83.5%が非常によく理解できるまたは理解できると感じ、14.9%があまり理解できないと感じている。全体の66.3%の学生が予習量は適当だと評価し、復習量については72.2%が適当だと評価している。授業の分かりやすさについては、非常に分かりやすいとするものが24.7%、分かりやすいとするものが63.1%である。授業の教材の有益度については、28.2%が非常に役立つとし、61.1%が役立つと評価している。授業の満足度では、22.7%が非常に満足と評価し、60.4%が満足とし、13.9%がやや不満と解答している。

しかしながら一般的に演習は授業に対する満足度が低下する傾向にある。刑

事法実務総合演習の満足度は 89.5%と極めて高いが、民法演習 65.6%、商法演習 69.5%、民事訴訟法演習 76.9%であり、公法実務総合演習 67.8%、民事法実務総合演習 70.6%である。いずれも平均を下回っている。しかし特定の項目に対するネガティブな評価を一般化することはできない。たとえば、刑法は非常に難しいと難しいという評価が 82.2%を占め、あまり理解できないとの評価も 48.9%に上るが、受講生の満足度は 73.3%に達しているのである。いずれにせよ、こうした評価結果及び自由記述欄の意見は授業改善の一つの資料であり、FD 活動の推進などを通じて、具体的な改善を図っていくべきである。

第 2 回目のアンケートは、授業最終回に実施し、それぞれ指摘された点について改善がみられたかどうかを中心に質問している。自由記述が中心であり、また 2006 年度後期には、LET によって実施した。1 回目のアンケートで満足度が高い科目でも、学生は到達目標が分からないとか、自己の到達点に対する不安をもっているといった回答もみられた。授業を受け終わって自分が得たもの、改善点だと感じていた点の具体的な改善度を質問する点で、記述時間が十分にあったことと相俟って、アンケート回収率 80%というレベルであったが多くの意見が集められた。メール感覚での回答という方式が学生にマッチしたためかもしれない。

#### (2) 学年別授業懇談会等

本法科大学院においては、発足時より学年別（未修 1 年、未修 2 年と既修 1 年、未修 3 年と既修 2 年）に年 2 度、学年別授業懇談会を実施している。これは特に授業などの教学問題に関連して、教員と学生が意見交換を行い、課題についての共通理解を図り、問題があれば引き取って研究科の執行部等に引き継ぐという趣旨で実施している。教員の参加者は、教務担当副研究科長、FD 委員会委員長、学年主任、科目担当者であり、学生は任意参加である。最近では学生側も院生自治会が、独自に教育内容等についてアンケート調査を実施し、それをもとに教育上の種々の課題について院生の意見や要求を取りまとめている。また院生自治会と法科大学院教授会執行部との間では、研究科懇談会と称する意見交換の場があり、授業の運営についても議題となり、そこでの合意事項は実践している。

#### (3) 個別面談

学生の学習・生活実態を把握するために、前期に未修 1 年、未修 2 年・既修 1 年のクラスについて、後期には未修 3 年・既修 2 年のクラスについて個人面談を実施している。面談の担当者はクラス担任・副担任であり、学生 1 名あたり 15 ないし 20 分である。この面談を通じて、授業内容や方法への要望事項があれば、それもヒアリングの対象としている。面談報告書は教務委員会で集約され、概要が教授会に報告されている。

## 2 点検・評価

教学改善アンケートは、その実施、回収、分析、教授会への報告、FD活動での利用、学生への公表の各段階について、おおむね良好な実績を蓄積している。自由記述欄については、制度趣旨を理解していないと思われるものもあるが、現時点では修正を加えることなく、そのまま担当教員にコピーを渡している。アンケート結果については、担当教員が自己分析をした上で授業でコメントし、改善点があれば当該授業で口頭で学生に対して示すことになっている。またFD委員会での分析で、著しい逸脱を示す科目についてはヒアリングを実施して、その原因と思われる要因を分析している。

2006年度後期第2回目のアンケートの実施はLETによって実施したが、回収率が80%であるものの、自由記述が増えている。

授業懇談会は、アンケートでは分からない意見や、アンケート数値の意味を学生から直接に知るよい機会となっている。たとえば、理解が困難であるという場合に、なぜ困難なのか、その具体的な理由を聞くことができる。また学生が自主的にアンケートを実施し、教員側と共通の認識を得ようとしている点も評価できよう。ただ学生の参加がやや低調なのが問題とされるべきであろう。

個別面談は、学生と1対1で具体的な状況を把握できる絶好の機会である。ただクラス担任・副担任が必ずしも面接対象の学生の科目を担当しているとは限らないという問題が残されている。

## 3 自己評定

### (1) 結論

A

### (2) 理由

教育内容や教育方法について学生による評価の仕組みとして、教学改善アンケート、授業懇談会、個別面接など多段階かつ多面的な方法を構築し、その結果を教務委員会、FD委員会で集約検討し、さらに教授会でも議論して共通認識を形成し、さらにその結果をLETを通じて学生にも公開している。

## 4 改善計画

教学改善アンケートについては、現在の授業について理解できるかどうかといった点のみならず、到達目標に照らして適切な授業運営であるかどうか、といった点踏み込んで質問し、改善につながる形に変更していく必要があるだろう。また現行の仕組みでは、アンケート結果に対して、個々の教員がどのような改善計画をもっているかが授業において口頭で示されるのみで、改善への取

り組みが不明瞭であるという問題を残している。アンケート結果に対して、文書で改善案を示すような仕組みを構築していきたい。

授業懇談会については、制度趣旨を徹底させるほか、学生が参加しやすい時間帯（レポート課題等の少ない時機）を確保する必要があるだろう。

個人面談については、8-2-2を参照されたい。

- 5 - 1 - 1 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること

## 1 現状

### (1) 科目の設置状況

本法務研究科の開設科目は、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、先端・展開科目の4種類に分類されている。法律基本科目は22科目54単位分、実務基礎科目は10科目20単位分、基礎法学・隣接科目は9科目18単位分、先端・展開科目は57科目140単位分が開設されている(立命館大学専門職大学院学則(以下、単に「学則」という)27条の別表1、2007年度履修要項11頁参照)。

の実務基礎科目として開設されているのは、リーガルリサーチ&ライティング、法曹倫理、法曹英語、要件事実と事実認定、(公法・民事法・刑事法)実務総合演習(3科目)、リーガルクリニック・、エクスターンシップである。

基礎法学・隣接科目としては、現代法理論、法の歴史をはじめジェンダーと法、法と心理などの科目を配置している。の先端・展開科目では、単に多くの科目を開設するというだけではなく、地球市民法曹の養成という本法務研究科の教育理念に適合するよう先端・企業法務プログラム、国際・公共法務プログラム、生活・人権プログラムの3分野に大別した上、講義科目と演習を1つのパックとして履修し、自らの興味と関心を展開させより高度の理解と法の運用力を生かせるように編成している(プログラムパックという。2007年度履修要項7頁、法科大学院案内10頁参照)。さらに、このプログラムパックを含み、一分野から26単位以上履修しなければならない。ここには、司法試験の選択科目に該当する科目も置かれているが、現代的な課題に取り組むための科目群が配置されている。また国際法務のうち英米法は、本法科大学院との協定校であるアメリカン大学ロー・スクールから派遣される教授による英語での講義であり、さらにワシントンでの研修プログラムである外国法務演習も準備されている(法科大学院案内18頁参照)。また学年当初のオリエンテーションでも、科目パックを少なくとも1つは履修するよう、つまり先端・展開分野の履修がつまみ食いの単位修得ではなく、体系的なものとなるよう指導している。

### (2) 修了に必要な単位

学生は、修了までに法律基本科目54単位(全科目必修)、実務基礎科目については、必修科目を含めて14単位以上(ただしこのうちの臨床系科目であるリーガルクリニック・、エクスターンシップのいずれかは、選択必修)

基礎法学・隣接科目については4単位以上、先端・展開科目からは26単位以上、合計98単位以上を修得しなければならない(学則28条、履修規程第2条)。実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び先端・展開科目からの履修は44単位が必要である。

## 2 点検・評価

### (1) 科目配当

2006年度までは開設当初の科目配当で3年間実施したが、2年次の民法演習4単位、商法演習4単位が前期に集中していたため、2007年度からは民法演習・、商法演習・の各2単位科目に分割の上、を前期、を後期に配置した。これにより後期の演習の単位数が増えるため、民事訴訟法演習を前期開講として均衡を取った。

また、倒産法、独占禁止法はそれぞれ講義科目各2単位を開講していたが、前期のこれらの科目に引き続き、倒産処理法演習、独占禁止法演習各2単位を後期に開設した。そのほか、労働法務・は科目内容上、分割に無理があったため労働法務4単位1科目に統合した。

これらにより、先端展開科目でやや手薄であった部分が強化され、法律基本科目である民法、商法、民事訴訟法の各演習については未修・既修双方の学習実態も踏まえたより体系的なものになったと考えている。

### (2) 学年配当・時間割

1) 配当している科目について、学生が段階を追って無理なく学習ができるよう学年配当や時間割上でも工夫している。法科大学院発足から2006年度までは、カリキュラムについても変更が加えられないままであった。未修者には第1年次において主として法律基本科目のうち講義系科目が配当され、あわせて実務基礎科目の中のリーガルリサーチ&ライティング、法曹倫理が開設されている。第2年次になると法律基本科目の演習が中心であり、併せて実務基礎科目の要件事実と事実認定が配当される。ここで必修30単位分が配当されているから、履修制限の関係で選択科目の履修は最大3科目6単位となる。第3学年では、実務基礎科目の実務総合演習と臨床系科目が必修として配当されている他は、先端・展開科目等の受講がなされることになる。科目選択に余裕の生じる3年次生は、法務演習などを多く受講することになるが、講義科目の履修を先行させること、あるいは少なくとも併行受講することを求め、時間割においても可能なかぎりそれが実現できるよう工夫している。

立命館大学においては、学部・大学院を通じて Semester 制が導入されている。法科大学院も原則的には、これに従うが、試験の実施等では若干の差異もある。学年配当に併せて、前期・後期に各科目をバランスよく配置することで

学生に無理が生じないように工夫している（2006年度及び2007年度時間割表参照）。

法律基本科目、実務基礎科目等はクラス指定制が採用されている。そのため、たとえば3年次生においては実務総合演習の時間と自分が履修したい先端展開科目が時間割上同じ時間になっているという事態が生じうる。この場合、クラス指定の変更を認めている。

## 2) 履修前提制の採用

法律基本科目のうち演習科目、実務基礎科目のうち実務総合演習の科目については、その履修の前提となっている指定の科目をすべて履修していなければ、履修登録を認めない。これを履修前提制という。2006年度までは履修要項16頁に示したように、演習については当該科目の講義科目、実務総合演習についてはそれに含まれる科目の演習および公法については2科目の講義科目がこれに指定されていた。これは、セメスターが進行するとともに段階的に学習を深化させるという考え方のもとに導入されたものである。2007年度においてはカリキュラム改革の結果、これまで2年次後期に配当されていた演習科目が前期に移行したこともあって民事訴訟法演習などで、履修前提制にも改正が施されたが、基本は維持している(2007年度履修要項6頁参照)。

## 3) 学生の履修状況

これまでの修了生は、たいてい修了に必要な98単位またはそれを若干上回る程度の単位を修得しているにすぎない。1年次生については登録の上限を36単位としていることと併せて考慮すると、学生の履修状況は、必修科目の履修を中心とし、3年次生において各自選択科目の履修が増加するという構造が一般的だといえる。こうした状況から見れば、学則および履修規程で定めている各科目分野の必修単位は、適正に機能して、履修科目の偏りを生じさせていないと判断することができる。

また別表「履修状況・履修の平均単位数」から知られるとおり、各学年における修得単位数もバランスがとれており、偏った学習構造にはなっていないことが知られる。

(4科目群毎の履修単位数の平均)

学生1人あたり履修単位数の平均				
	1年生	2年生	3年生	合計
法律基本科目	27.7	25.9	4.8	25.3
実務基礎科目	4.2	4.7	7.9	6.0
基礎・隣接科目	3.7	3.0	2.7	3.0
展開・先端科目	3.5	5.1	29.6	19.5

### (3) 補習の実情

2006年度においては、担当教員によって法律基本科目につき次のような補習（正規の授業ではなく、学生は出席を義務づけられないし、成績評価にも反映しない。また担当教員にも手当は支払われない）がなされている。教務委員会による調査によれば、2006年度の実情は次のとおりである。商法では後期に90分授業を3回実施（学生は90%程度が参加）、民法演習で後期に7回（各回の参加は10ないし20名程度）、商法演習では後期に3回実施（小テストとその解説でほぼ全員が参加）、刑法は夏期休暇中に90分授業を3回（受講生ほぼ全員が参加）、刑事訴訟法は後期授業終了後に刑事訴訟法に橋渡しをする目的で90分授業を7回、要件事実と事実認定は開講3クラス合併で90分授業を1回、税法務演習は開講中に180分程度の講義を3回（受講生ほぼ全員が参加）、国際法講義は講義終了後に90分講義を1回（受講生ほぼ全員が参加）、民事訴訟法は開講中に90分授業を10回（補講というより別個の講義であり、受講生以外も対象としている。参加者80名ないし60名）。

## 3 自己評定

### (1) 結論

A

### (2) 理由

授業科目の開設は、法令基準をクリアし、それ以上に充実したものとなっていると自負している。展開・先端科目については、本法科大学院の設立理念を体現できるように高度で先端的な内容をもつ科目をプログラムパックという形で系統的な学習が可能となるよう格別に配慮しているし、学生の選択が可能となるように十分な科目数を設置している。履修登録制限や履修前提制、必修科目数と選択科目のバランス、学年配当の工夫などにより、学生の履修が各科目のいずれかに偏ることのないように十分に配慮している。学生の学習負担にも配慮し、カリキュラムにしたがえば、無理なく成果を上げられるように工夫している。

## 4 改善計画

2009年度入試（既修入試法律科目の7科目試験化）に伴い、行政法の既修認定のため、憲法と行政法の講義、演習科目の改革を行う。そのほか、これまでのFD委員会、教務委員会での議論検討を踏まえ、科目内容の充実を図ると共に、開設科目の見直しも引き続き検討していく。

## 5 - 1 - 2 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること

### 1 現状

#### (1) 授業科目の開設状況

立命館大学法科大学院において開設している科目は別紙(学則別表1)のとおりである。この開設科目について、体系的な履修、系統的な学習が確保されるような仕組みが確保されている。その内容は次のとおりである。

#### (2) 科目の体系性に関する工夫

法曹となるための基本的な能力を基礎から応用へと段階的に習得することができるよう、次のような配慮を施している。まず未修者を対象とする1年次生には、法律基本科目の講義を学習の中心に据えて、実務基礎科目であるリーガルリサーチ&ライティング及び法曹倫理を必修科目として配置している。2年次生では法律基本科目の演習および行政法の講義を中心として、その応用力を高める。実務基礎科目として要件事実と事実認定が配当されている。そして3年次生では、公法、民事法、刑事法の実務総合演習によって従来の各科目ごとに学習していた内容を法実務に適合するよう、さまざまな局面で多角的に検討して応用力を高める。いわば法科大学院での学習の集大成としての位置づけを与えている。あわせて実務基礎科目の中の臨床系科目であるエクスターンシップ、リーガルクリニックで学習成果を検証させている。

さらに、段階的な力の養成を確実なものとするため、法律基本科目の演習科目と実務総合演習に履修前提制を採用している(5-1-1の説明参照。2007年度履修要項6頁)。これは、たとえば、2年次生に開講される民法演習を登録・履修するためには、1年次生に開講されている必修科目である民法 ないし がすべて履修済みでなければ、この民法演習を履修できないとするものである。また3年次生に開講されている実務総合演習についても、たとえば、民事法実務総合演習は、2年次に開設されている民法・商法・民事訴訟法演習が履修されていないと、その登録・履修ができない。

先端・展開科目においては、本法科大学院の設立理念を体現すべく多くの科目が開設されている。各種法務に関する講義や演習を担当するのは、それぞれの分野の専門家であり実際に現在問題となっている先端的な問題が提示され、講義の中で学生とともに考えることがなされている。しかしさまざまな科目を断片的に学習しても、実際に法曹として必要な知識や能力を身につけさせることはできない。そこで、先端・展開科目群に3つのプログラムを置き、さらにその中に4種類のパック(原則として講義科目2科目4単位と演習1科目4単位で構成される)を置いて、学生は最低1パックを履修しなければならないとした(2007年度履修要項6頁)。すなわち、先端・企業法務プログラムの中に

は企業法務、知的財産法務、国際取引法務、税法務の4つの法務が、国際・公共法務プログラムの中には、公共法務、刑事法務、国際人権法務、環境法務の4つの法務が、そして生活・人権法プログラムの中には、家事法務、労働法務、都市・住宅法務、消費者法務の4つの法務という合計12の法務が用意されている。これは単に公法・私法といった分類ではなく、まさに横断的に問題をとらえ総合的かつ先端的な学習ができるよう設計したものである。この考え方は、法科大学院案内においても分かりやすく説明されている(法科大学院案内6頁、10頁以下)。

### (3) 開設科目の適切性

法科大学院において修得すべき単位数、必修科目の単位数等については法令上の要請から、各法科大学院の独自の考え方を発揮できる余地は少ない。このような中であっても、実務基礎科目においては、3年間にわたって必修科目を置き、とくに3年生次においては臨床系科目であるリーガルクリニックとエクスターンシップを選択必修として全員に受講させている。

本法科大学院は、「地球市民法曹の養成」を理念として掲げている(1-1-1 参照。法科大学院案内2頁参照)。この要請から国際的な問題への視線を確かなものとし、現代社会の先端的な問題に取り組めるように開設科目とその内容にも配慮している。前者との関係では、実務基礎科目として法曹英語、基礎法学・隣接科目として比較法、先端・展開科目には英米法、ヨーロッパ法、アジア法、国際・公共法務プログラムの中に、国際人権法務を置いている。後者の先端的課題との関係では、実務基礎科目として臨床系のリーガルクリニックを配置しているが、これは応用人間科学研究科との協力の下で実施されている。そしてそれを実現すべく基礎法学・隣接科目の中にはジェンダーと法、生命倫理と法、法と心理、子供と人権、高齢化社会と法などの科目を置いている。

さらに、すでに述べたように、臨床系科目としてエクスターンシップ、リーガルクリニック・ を選択必修としているが、これは学生が実際の法律問題に直面し、そこで得られる体験によって法律家となるべく学習する意欲を確かなものとし、法曹に求められる問題解決能力、事実調査・事実認定能力、説得能力、コミュニケーション能力などの具体的内容と水準を明確なものとするためにも必要であると考えて全員に履修させることにしている。

### (4) 時間割上の履修可能性の確保

法科大学院の授業では、十分な予習・復習時間を確保することが重要である。普段に提出されるレポートの作成や、演習での報告準備等にもかなりの時間を予定しなければならない。そこで、十分な予復習の時間を確保できるように1日の受講科目数は2科目を標準とするよう配慮している。また先端・展開科目を体系的・段階的に確実に履修できるように、これらの科目が複数クラスが開

講される演習等の科目と同一時間帯に開講されるような場合には、申請によってクラスの変更を認めている(本法科大学院においては、固定時間割ではなく、教員の出講可能日も考慮して時間割を編成している)、こうした事態が生じうる)。

## 2 点検・評価

科目の配置、先端・展開科目の開設科目は適切であり、学生の選択にも十分に応えられていると評価できる。プログラムパックに置かれている科目の内容については、内容の重複が生じないよう配慮がなされている。

科目の学年配当については、若干の改正を行ってきた。すなわち、先端・展開科目は内容が応用的であることから2年次生から受講できるように考えてきた(履修要項 11 頁参照)が、そのうちの共通科目については外国法科目が多く、内容的に基礎法学・隣接科目との関連性も強いこと、また外国法務演習では法曹への動機づけとしての役割も期待できることから、1年次生前期でも受講可能とした(2007 年度履修要項 12、13 頁カリキュラム表参照)。

先端・展開科目につきパックで履修するよう指導し、また最終学年に臨床系の科目を配置しているのは系統的学習という点で教育的効果を上げていると考えている。

先端・展開科目については、学生の自主的な科目選択という結果が強く現れる。そのため、司法試験との関連性が薄いと感じられる科目では受講生が少なくなる。本法科大学院の特徴の1つとして打ち出している英米法や外国法務演習の受講生数が伸び悩んでいる(2007 年度受講登録一覧参照)。パック履修の科目群の中では、国際人権法務に関する3科目がいずれも受講生数が少数にとどまっている。ジェンダーと法は、当初は一定程度の受講生数を確保していた(2006 年度には 42 名)が、2007 年度には 8 名の水準にとどまっている。他方で、労働法務演習については、2005 年度 45 名、2006 年度 50 名、2007 年度 49 名と多くの受講生数になっており、演習とはいえない状況が生まれている(2007 年度受講登録一覧参照)。

## 3 自己評定

### (1) 結論

A

### (2) 理由

先端・展開科目の法務科目で、一部受講生数のアンバランスが発生しているが、全体として授業科目が適切に開設され、学生が系統的・体系的にかつ学習段階に応じて、理論的かつ法曹に必要なマインドとスキル等を涵養しながら学

習する科目構成を十分に充たしていると評価できる。

#### 4 改善点

ジェンダーと法の受講生数が2006年度において減少したのは、時間割編成上、民事訴訟法演習、刑事訴訟法演習と重なり合って月曜日5限目に開講された(ジェンダーと法の担当者の出講可能日の関係から)ことが大きな要因だと考えられる。本法科大学院の設置理念と関係するだけに、事態を重く受け止め教務委員会において、教員の出講時間の考え方、時間割編成のあり方を検討する中で具体的な改善策を講ずることとする。

## 5 - 1 - 3 法曹倫理を必修科目として開設していること

### 1 現状

法曹倫理は実務基礎科目の中で2単位科目として開設している。必修科目であり4クラス開講している(2006年度、2007年度講義概要参照)。法曹の職業倫理のうち、とくに弁護士倫理をめぐる諸問題を取り上げて、関係文献の検討、討論を通じて、なぜ法曹に高度な職業倫理が求められるのか、法曹のあるべき姿とは何かを考えるとともに、法曹倫理を習得して、あるべき法曹の基礎を育成し、法曹としてのマインドの養成をはかることを講義の獲得目標としている(法科大学院案内15頁以下参照)。

この講義は、実務家教員3名と研究者教員1名のオムニバス方式で進められる。裁判官や検察官の役割については、法科大学院の裁判官・検察官教員をゲストスピーカーとして招聘し、講義する。

また、3年次生に配当されている臨床系科目(エクスターンシップ、リーガルクリニック)の受講に先立つガイダンス、事前研修においても法曹倫理に関する事項が講義され、弁護士倫理に準じた倫理の内容である守秘義務を厳守する旨の誓約書の提出も求めている。

### 2 点検・評価

科目内容は弁護士倫理を中心に裁判官・検察官の倫理をも対象とし、実務家教員と研究者教員の共同担当体制を確立させ、さらに現職の裁判官・検察官をゲストスピーカーとして招聘しつつなされる本法科大学院の現在の法曹倫理教育には、指摘すべき問題点はないと考えている。

### 3 自己評定

#### (1) 結論

合

#### (2) 理由

法曹倫理を必修科目として開設し、4クラス開講している。また臨床系科目においても、折に触れて法曹倫理に言及され、守秘義務についての誓約書の提出も求めているなど、十分にその要請に応えた教育を実践している。

### 4 改善計画

現時点では、現状で十分であると考え、改善の検討はしていない。

## 5 - 2 - 1 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること

### 1 現状

#### (1) 学生の適切な科目選択のための取り組み

##### 1) カリキュラム配置

本法科大学院の開設する科目のうち、学生が選択して受講する科目は、実務基礎科目のうちの法曹英語と臨床系科目（エクスターンシップ、リーガルクリニック・）、基礎法学・隣接科目、先端・展開科目である。その他の科目はクラスが指定される必修科目であり、学生の選択の余地はない。実務基礎科目はほとんどが必修科目であり、臨床系科目の選択が問題となるにすぎない。の基礎法学・隣接科目、先端・展開科目については、十分な科目数が開設されており、学生の選択の余地が少ないとはいえないであろう。

の先端・展開科目のなかの「先端・企業法務プログラム」、「国際・公共法務プログラム」および「生活・人権法務プログラム」には8単位分の3科目（労働法務のみ2科目で8単位）のパックを12用意している。最低1パックを含めて26単位以上をこの先端・展開科目から選択履修することになる。この選択の幅も学生に対して十分な自由を保障しているといえる。カリキュラム上、法科大学院が目指す法曹像にとって最低限度必要と思われる科目については、履修上一定の縛りをかけているが、それ以外では学生の自由な選択に委ねる方針をとっている。このことは学則別表の開設科目一覧からも明らかであるが、法科大学院案内や履修要項でも繰り返し学生に対して説明している。

また法科大学院案内では、目指すべき法曹像を示した上で履修モデルを提供している（法科大学院案内13頁参照）。

本法科大学院は、同志社大学法科大学院、関西大学法科大学院および関西学院大学法科大学院との間で、単位互換の協定を締結している（関西四大学院単位互換制度（2007年度履修要項9頁参照））。これらの法科大学院の履修要項は、履修登録時には事務室の窓口へ備え置かれ、学生に便宜を図っている。本研究科の院生の利用実績は、2005年度、2006年度に各1名である。

##### 2) 履修指導・相談

履修指導については、新入生に対しては、入学前ガイダンスにおいても種々の相談に応じている。

4月に実施されるオリエンテーションで教員および事務職員から履修に関する説明、指導が行われる（別紙オリエンテーション日程参照）。この際に履修の仕組み、科目の内容について履修要項が配布される。オリエンテーション期には、法律基本科目の講義科目、演習、実務総合演習、要件事実と事実認定など

のカリキュラムの全体的な説明のほか、各科目のカリキュラム上の位置づけ、到達目標、授業方法についても説明し、開講に備えてこれらの内容が周知徹底されるように配慮している。また、法科大学院での学習の総括ともなる実務総合演習や体系的な履修が望まれる先端展開科目については、特別に該当学生を対象としたガイダンスを実施している。

なお、講義概要は、大学全体のペーパーレス化の方針のもとに、2007年度からは紙媒体では提供されなくなったが、WebCT（Web Course Tool。立命館大学の開講科目用コースツールであり、オンラインシラバス、講義レジュメの配布、課題を提供するもの）および法科大学院教育支援システム（LET）上で参照することになる（同一内容のものがこの両者に掲載されているが、法科大学院ではもっぱら後者によっている。他研究科院生の法科大学院科目の履修等の必要から WebCT にも掲載されている）。開設科目、履修条件等はこのほか法科大学院案内、Web サイトでも公開されている。

学生はその年度で受講すべき科目について、4月中旬までに受講登録を済ませることになる。前期開設科目のうち選択可能な科目については開講から1週間程度の間隔があるため、実際に講義に出たから登録するかどうかを判断することができる。そのため科目担当者は、第1回の講義では、授業の意義、獲得目標、授業の方法、成績評価等について詳細に説明し、受講登録の参考に供している。

本法科大学院では、クラス担任制を採用しているが、開講時に履修等に関して学生から口頭やメールで質問が寄せられることは少数にとどまっている。科目担当者や事務室の窓口で相談されることが多い。他方で、学生からの履修相談に応じることを主に担う者として、各科目ごとにカリキュラム・アドバイザーを置き、オリエンテーション期間中に学生の相談を受ける時間を設けたが、相談がほとんどなかった。

### 3) 目指すべき法曹像の提示

本法科大学院が養成をしようとする法曹像「地球市民法曹」については、法科大学院案内（研究科長あいさつ参照）や、ホームページでも公表しているほか、各種ガイダンスでも繰り返し強調している。ここに本法科大学院がいう「地球市民法曹」とは、「グローバルな視点を持ち、地域に貢献する法曹」をいう。より具体的にいえば、「行政活動、企業活動、国際機関、NGO等の活動において公益をも担って、国際的視野に立ち、地球的規模で、また地域で行動しつつ、社会の公正・正義の実現に力を尽くす法律家」を養成することである（本研究科設立趣意書、1-1-1参照）。

本研究科が養成すべき法曹像の筋道を科目として典型的に示すのは、英米法、外国法務演習などである。これらの科目については、秋に受講者による発表を

行い、次年度の履修希望者との経験交流会を開催し、さらにオリエンテーションの期間中にも特別な説明会を実施している。

## 2 点検・評価

適切な履修選択とは、法科大学院が目指す法曹像を適切に実現できるよう、科目配置を設計し、修了要件を課し、または個々の科目や学年ごとに履修指導を行い、学生のもつ多様な関心と要求にできるだけ応えるような選択可能性を保障することである。このことは、受講登録単位数の制限が厳しく、しかも必修科目数が多くを占めざるを得ない法科大学院では、とくに留意しなければならないことである。

こうした点に配慮して、まず必修科目でクラス指定制をとる演習、実務総合演習とその他の選択科目が時間割上で重なった場合には、申請によりクラスの変更を認めている。新学期等における履修指導には、とくに問題は生じていないと考えている。学生に対する配付資料、ガイダンスにおける説明により、この期間に十分に相談に対処できている。中には受講登録者数の少ない科目が存在するが、法科大学院においては客観的に授業が成立しない場合を除いては、受講生数が少ないことのみを理由として閉講扱いとすることはない。履修指導によって受講時期を変更した例としては、リーガルクリニック・がある。当初、この科目は前期・夏季・後期にわけて開講することとされていたが、前期の希望者数が過少であったため、夏季または後期履修に変更を求めた。

2006年度の受講登録状況を見ると、選択科目については受講登録者数にかなりの差を生じさせている。紛争解決と法、英米法、アジア法、外国法務演習、国際取引法、国際取引法務演習、国際法、国際人権法務・、国際人権法務演習、都市住宅法務演習などが受講生数が1桁の科目である。これに対して、企業法務・、公共法務・、家事法務、消費者法務のように80名以上の受講生を抱える科目がある。2007年度についても、司法制度論、家事法務に受講生が集中し、分割講義とせざるを得なかった(2007年度受講登録一覧表参照)。こうした学生の選択の偏りがみられることには問題があると認識している。自己の描く法曹像を具体化して科目選択をするというよりは、新司法試験合格に関心が集中し、法科大学院においても履修しやすい科目を選択しているのではないか、あるいは最終学年の後期セメスターには可能なかぎり授業を入れないで済ませよう、修了要件を早めに満たすために科目選択が行われているのではないかと疑われるのである(たとえば、リーガルクリニック・の登録希望では後期が少なく、その理由として「受験準備のため時間を空けておきたい」とするものが目立つ)。履修の質的な向上を図るためには、最終学年の前期・後期ともバランスのとれた履修がなされることが望ましい。

### 3 自己評定

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

入学時、新学期のガイダンス、オリエンテーション、各科目でのガイダンスなどで履修に関する情報を十分に提供して、科目を適切に選択できるように配慮している。他方で、カリキュラム・アドバイザーについては十分に機能しないままである。また、シラバスについても紙媒体の提供の廃止が實際上どの程度の影響を与えたかの検証がまだ十分にはなされていない。

もう1つの問題は、先端展開科目の一部で履修選択の偏りが構造化していることである。これによって科目の廃止または閉講というような、学生の選択の障害となるような事態は発生していないが、逆に受講者多数のためクラス分割を行わざるをえないことにより、時間割への影響が生じている。

### 4 改善計画

学生の科目選択の自由を保障しつつ、他方で法科大学院における学習のあり方に問題を投げかけていると思われる事態に対しては、さしあたり時間割編成上の工夫や履修指導の一層の強化によって対処していきたい。また最終学年前期までに可能なかぎり単位を修得してしまおうという傾向に対しても、現時点では履修指導という形で対処するしかないと考えている。もっとも時間割編成の方針として、固定時間割制を採用するかどうか、前後期の科目配置の見直しによる受講科目の選択への影響などは、教務委員会において検討すべき事項である。

- 5 - 2 - 2 履修科目として登録することのできる単位上の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること

#### 1 現状

科目登録の上限は、未修者の1年次36単位、同2年次36単位、同3年次44単位であり、既修者は1年次36単位、2年次44単位である。修了には総計98単位以上を修得しなければならない。法科大学院履修規程第2条でこれを明記している。カリキュラム自体において、前後期開講科目を適切に示しているので、学期ごとの上限は設けていない。

授業時間は90分であり15週の授業回数で2単位である。休講があった場合には、必ず補講を課している（事前に休講することが明らかな場合には、補講日程を確定した上、休講通知をするようにしている）。

補習については、5-1-1の科目構成の項で触れたので、ここでは省略する。

#### 2 点検・評価

履修登録の上限については、法令基準等に準拠して履修規程でこれを定め、厳格に遵守している。法学未修者を対象とした講義科目、あるいは演習科目等では5-1-1で指摘したように補習がなされている。しかしこれはいずれも任意の参加であり、学生の予復習、自学自習を不適切に制限・圧迫するようなものではない。

また本法科大学院では、単に単位を修得するだけでなく、GPA制度を導入し、修了のためには法律基本科目の半分以上で成績がB以上、GPAが2.5以上であることを必要としているため、必要な単位数を超えて多くの科目に登録する事態は少ない。

#### 3 自己評定

##### (1) 結論

合

##### (2) 理由

履修登録の上限については、法令基準等に準拠して履修規程でこれを定め、厳格に遵守している。

#### 4 改善計画

本法科大学院の特色を体現する科目で、夏季または春季集中科目として開講せざるを得ない科目については、学生の予復習等にも支障を与えず、また法令

の趣旨にも反しないと判断し、例外的に2単位を年間標準取得単位にくわえて修得できることを計画している（2007年7月24日、法科大学院教授会「京都セミナー開講にかかわる法科大学院履修規程の一部改正について」）。

## 6 - 1 - 1 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること

### 1 現状

#### (1) シラバスの作成

##### 1) シラバスの内容

開設科目のシラバスについては、2005 年度、2006 年度の『法科大学院履修要項・講義概要』に収録されている。2007 年度からは、大学全体の方針で紙媒体での講義概要が廃止され、WebCT と法科大学院教育支援システム(LET=Lawschool Educational Tool)上で講義概要を掲示している。履修要項・講義概要は毎年担当者によって1月頃から2月にかけて入稿され、4月初旬のオリエンテーションには間に合うように編集されている。

シラバスで提供されている情報は、授業の概要、到達目標、受講に際して履修しておくことが望ましい科目、授業計画と15週分のテーマと必要に応じてキーワード、授業方法、教科書・参考書、参考となるWebサイト、成績評価方法などである。紙媒体で配布していた頃から1科目についてA4サイズ1頁で収まるように記述してきた。講義概要は、年度の当初に後期に開講される科目についても作成されるので、シラバス入稿の時点では未確定ないし具体化できていない部分が残ることもやむをえないし、場合によっては変更を加えなければならないこともありうる。

シラバスに掲げた情報以上に詳細な情報は、第1回の授業時に担当者より説明がなされ、同時にLET上でも案内している。また、臨床科目であるエクスターンシップ、リーガルクリニック・などの科目については、90分授業という構成での記述が不適当なこともあり、独自にオリエンテーションや事前研修を実施して、必要な事項を別途具体的に指示している。

##### 2) 全科目の掲載

一般的には紙媒体の講義概要より、LETの方が随時情報の更新が可能であり、学生の利用頻度も高いために、迅速かつ確実に伝達ができる。実際に多くの科目では、紙媒体で配布されたレジュメ、パワーポイントの配付資料、参考資料などもLETに添付されている。2006年度までは、紙媒体の講義概要にのみ掲載されLETには掲載されていない科目も存在したが、2007年度からは紙媒体が廃止されLET上で全科目のシラバスが提供されている。

#### (2) シラバスと実際の授業との乖離状況

シラバスが学生の科目の登録にとって不可欠な情報を提供するものであり、さらに学習の準備の目安を立て、獲得目標を知り、さらには成績評価の基準を知ることができ、それに対する準備を万全なものとするのに必要である。他方

で担当者にとってみれば、担当科目の内容を事前に開示することで、学生に対して学習を具体的に準備させることができ教育効果を上げるという意義を有している。複数クラス開講される科目では、担当者が事前に協議した上で入稿され、授業の進行も共通になされる。それゆえ演習科目をはじめとして複数クラス開講されている科目では、シラバス記載どおりに授業が進行されている。休講等のやむを得ない事情がある場合以外には、1つのクラスだけが進行を異にするような事態は生じていない。

これに対して、他の授業科目では法科大学院発足時から、シラバスの記載と実際の授業の進行にズレが生じることが指摘されてきた。シラバスの作成という作業に必ずしも習熟していなかったという事情もあるが、シラバスの記載よりは授業で実際に取り上げる範囲または量が多かったり、双方向型の質疑応答に予定以上の時間を要し、授業時間に不足を来す結果授業内容を次週以後に持ち越し、期末になれば駆け足で授業を終えるような事態もみられた。しかし、法科大学院発足後3年を経過し、シラバスの記載や授業の運営にもようやく一定の安定がみられるようになってきていると評価できよう。5-1-1に指摘した補習は、決してシラバスと授業の乖離を埋める方策として実施されているのではない。

### (3) 各科目の教材

本法科大学院の授業では、担当者は各年次の到達目標にふさわしいテキストや教材を使用するように工夫している。多くの科目では、市販の教科書等をそのまま使用するのではなく、担当者が法科大学院の教育にふさわしい教材を独自に開発し、または市販のテキストに加えてレジュメや講義資料を追加的に配付している。こうした印刷物については、実際に講義で使用する前の週に、あるいは遅くとも数日前には学生の手許に届くようにしている。各授業で担当教員が事前に配付する資料については、配布の方法にも工夫されている。LET上の講義内容にレジュメを添付して、学生が各自プリントアウトするとか、事務室で印刷の上で棚に配置して学生に入手させる方法などである。当該授業で利用する資料は、事務室で印刷して配布することを原則としている。また事務室で印刷する場合には、基本的に原紙を事務室で保存している。

担当教員が用意する教材には、法科大学院の科目にふさわしいように工夫が凝らされているものが多い。新しい注目判例や解説記事、新しい統計データなどの追加配布のほか、入手しにくい法令の配布（環境法務）、未修者が関心を持てるようなマルチメディア（映像、書画カメラ、パソコン出力、音声、ビデオ）の利用（刑事訴訟法）、具体的な証拠（書証）を提示する等の工夫をあげることができる。なお、講義室、演習室ともに教卓にパソコンが内蔵され、プラズマディスプレイに接続されているのでAV機器も用いることができる。

学生に予習を促進させる工夫としては、予習ポイントを示し、質問事項を予

め明らかにしておくなどは、ほとんどの科目で取り入れられているが、さらに具体的に関係文献や判例にランキングをつけて必読のものと余裕があれば検討が望ましいものを区分けする（民法演習）等の方法が報告されている。

#### （４）その他

法科大学院の授業では、最終講義日試験や定期試験以外にレポートや中間試験等が実施されることが多い。これらの実施日時についても、セメスターのはじめに学生に告知されている。計画的な学習を促進するためである。

## ２ 点検・評価

学生の授業準備のためにシラバスが事前に示され、学生が十分に授業の獲得目標や講義内容を確認したうえで受講し、さらに科目を選択することができる。また各科目についても、準備をしたうえで授業に臨むことができるよう、情報を提供し、説明し、学習時間を確保することができるよう配慮している。シラバスには、科目の意義と到達目標、各回の授業内容ないしテーマ（必要な場合にはキーワードを含む）、使用教材、成績評価方法が明示されている。全体としては必要な情報が適切に学生に提供されているといえる。2006年度までは、紙媒体の『講義概要』に上記の必要な情報が示されていない科目も散見されたが、少なくとも講義開始時には必要な事項が示されている。2007年度からは、紙媒体での講義概要が配布されなくなったため、事務室やTAによって入力補助を行い、遺漏のないように手配したが、なお全科目について統一が図られたとはいえない。

シラバスが事前に配布されても、科目の目標が正確に学生に理解されるとは限らない。演習や、総合演習では、実施初年度には科目の意義、到達目標に対する理解の不十分さから生じたと思われる意見が多くみられた（とくに民法法実務総合演習に顕著であった。学生アンケートや授業懇談会での意見）。法科大学院発足後3年間を経過して、こうした事態はほとんどなくなったといえる。

## ３ 自己評定

### （１）結論

B

### （２）理由

本法科大学院においては、授業計画を示すためにシラバスが作成され、またこれに沿って授業がなされている。さらにこれを補足する形で、第1回授業日には詳細な内容が提示されている。またLET上にもそれらの資料が掲載されていることも多い。担当教員が授業に用いる独自の教材は、事務室で印刷の上全員に配布されている。ただ、LETの利用については教員ごとに格差がある。

#### 4 改善計画

法科大学院で開設される科目のすべてについて、同じ水準で LET に記載されそれに従って講義が進められることが必要である。しかし、現時点ではこの要請が必ずしも完全に満たされているとはいえない。毎年度講習会を実施し、また必要な補助スタッフを確保する等の方策を強化する。さらに複数人で担当する科目の場合には、科目責任者を定めて責任をもって掲示することがより徹底されるよう改善を図りたい。

## 6 - 1 - 2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること

### 1 現状・評価

ここでは開設科目が学生にとって効果的に履修できるよう、例えば具体的に予習の指示がなされ、授業の運営に創意工夫や努力がなされ、さらに当該の授業について授業後のフォローなどが適切に行われているかといった、法科大学院における授業の核心的な部分が評価の対象となっている。そこでまず、法律基本科目について主として2006年度および2007年度前期における講義と演習のそれぞれについて具体的に現状を説明する。

ここでは各科目ごとに現状・評価をまとめて記述する。

なお、以下において「講義概要」とのみ標記するのは、「2006年度講義概要」を指している。2007年度に大きな変更を生じている場合には「2007年度」分であることを明記する。2007年度から紙媒体で示されなくなったので、一覧性のある「2006年度」版を利用することが便宜だと思われるからである。

#### (1) 法律基本科目

##### 1) 憲法(憲法、憲法演習)

###### 憲法(4単位)

##### (ア) 教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業か

憲法は未修者の第1年次生指定の科目であり、「憲法総論・人権論・統治機構のすべての分野を対象とし」、「できる限り、歴史的及び比較法的視点を与えることに留意して」行われる講義である(講義概要1頁)。体系的な知識を修得することを到達目標としているが、講義の後半では事例を取り入れるなど実例との関係にも配慮している。

##### (イ) 授業の仕方

事前にテキスト指定部分、判例などの資料を読ませておき、提示した問題について予習した上で授業に臨ませ、双方向的な手法を取り入れた講義をパワーポイントも利用しながら実施している。予習課題については、事前にLETに掲載している。

##### (ウ) 履修指導(予復習・フォローアップ)

予習のためにシラバスを事前に提示し、試験やレポートの提出時期もできる限り授業の冒頭に指示するようにしていること、教材を事前に配布していることは5-2-1で述べたとおりである。未修者第1年次科目であることを考慮して、フォローアップのためにオフィスアワーをこの授業に対する質問会的な運用とするなどの工夫がなされている。また、LET上で復習のための法学検定の問題が提供され、学生が到達度を自己確認できるように配慮されている。

## 憲法演習（2単位）

### （ア）教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業が

2006年度は、憲法の人権領域を中心に、訴訟の場を念頭において最高裁判決を中心に扱いながら違憲審査の基準論について検討する。憲法訴訟での憲法上の争点について主張し、反論する力を習得することを到達目標としている（講義概要19頁。5クラス開講し、すべて同一内容である）。事前に検討対象の判決、参考文献及び設問を配布して検討させ、予習課題やそのポイントを提示している。

### （イ）授業の仕方

学生の予習を前提として、双方向的な授業を実施している。

### （ウ）履修指導（予復習・フォローアップ）

先に指摘したとおり、演習で使用する判例・参考文献が事前に印刷配布され、その中に設問が指示されているので、復習する際にも学習の方向性が示されている。演習は受講生に対して質問しつつ進行させるので、受講生の疑問や質問にも即時に対応し、必要となる学習内容を適時に指示している。

## 2）行政法（行政法・行政救済法）

### （ア）教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業が

本法科大学院においては、いわゆる行政法として、「行政法（2単位）」、「行政救済法（2単位）」を開設している。この科目に対応した演習は開設していない。実務基礎科目として「公法実務総合演習」のほか、先端・展開科目として行政法に関係する若干の科目が開設されている。ここでは、法律基本科目としての「行政法」、「行政救済法」について述べる。

行政法は、「行政法の基本概念や行政法に特有のさまざまな行為形式そして行政活動を規制する実体的及び手続的な法規制などの基本知識を身につけること」を目的としている（講義概要13頁）。そのため、ケースブックを教材として使用し、各回に判例・資料を指定して教材としている。

「行政救済法」は「行政に関わる争訟を中心とした基本知識を身につけること」を目的とする（講義概要16頁）。法曹として行政に関する訴訟を扱うために最も基本となる科目であり、主要分野である行政訴訟と国家補填を取り上げている。上に掲げたケースブックを教材として用い、各回に判例・資料を指定して教材としている。

### （イ）授業の仕方

行政法、行政救済法ともに上記課題の予習を前提として、双方向型の授業を行っている。毎回予習知識の確認のための小テストを実施し、返却している。

### （ウ）履修指導（予復習・フォローアップ）

予習のためにシラバスを事前に提示し、試験やレポートの提出時期もできる

限り授業の冒頭に指示するようにしていること、教材を事前に配布していることは5-2-1で述べたとおりである。

### 3) 民法(民法 ~、民法演習)

#### 民法 ~

##### (ア) 教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業か

民法 ~ は、未修1年次生に配当されている。法律の初学者であっても限られた授業回数の中で必要な知識と考え方が身につくように最大限の工夫を凝らしている。そのために、民法の条文配列を大きく組み替えて、講義体系を新たに作った。民法 は総則をはじめ物権法および契約法の概説を中心とし、民法 は不法行為、民法 は担保物権、民法 は契約各論および民法 は親族・相続を内容としている。民法 は4単位、それ以外はいずれも2単位である。法科大学院発足初年度の授業実践で、民法 の内容が過大であり、前期配当であるので授業の進行も早く、学生の消化不足が指摘された。そのため同時に開講している民法 との内容の調整を行い、当初民法 の内容としていた部分を民法 に移している(講義概要2、3頁参照)。さらに2007年度からは未修者の円滑な学習を促進するため民法 と民法 の内容の調整を進めた。

民法の講義は民法の法体系とは異なる授業としているため、市販のテキストや教材をそのままでは使えない。そこで担当者が独自の教材、詳細なレジュメを準備している。その中では、具体的な問題、新しい判例を盛り込み、抽象的な理解にとどまらず、具体的事例を通じて考えられるよう工夫している。

##### (イ) 授業の仕方

民法 ~ は講義科目であるが、学生が教材の指定箇所や設例を予習してきていることを前提に、双方向的に進めることを目指している。学生の知識を確認しながら自ら解答することで、また学生と教員のやりとりを聞きながら考えることで、知識を深め、考える力を身につけることが求められている。しかし、民法 は講義中心で、講義中に指名し質問を投げかけて解答させる程度にとどまり、双方向型には徹底できていない。後期に開講される民法 (家族法)では質問中心の双方向型授業が取り入れられているが、民法 (担保法)、民法 (契約各論)では講義と質問を織り交ぜた授業運営をしている。

##### (ウ) 履修指導(予復習・フォローアップ)

予習のためにシラバスを事前に提示し、試験やレポートの提出時期もできる限り授業の冒頭に指示するようにしていること、教材を事前に配布していることは5-2-1で述べたとおりである。フォローアップとしては、未修者の場合には授業内容に関する質問が多く、説明にも時間を要する場合が多いので、未修者に利用しやすい時間帯(例えば民法 では講義の次の時間帯)にオフィスアワーを設けて対応している。

入学前の入門プログラムでは、希望者に対して民法入門的な内容を取り扱っている（以下（５）５）参照）ほか、入学後のオリエンテーション期間においても民法入門講義を実施し、民法の授業への導入がスムーズに行えるような対応をしている。

#### 民法演習

（ア）教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業か

民法演習は当初は２年次生の前期に４単位として担当していた（２００７年度より各２単位の民法演習〔前期〕・〔後期〕となっている）。授業回数は３０回である。民法の一応の基礎知識を有していることを前提として、それを確かなものとしさらに応用力を養うことを到達目標としている（講義概要 24 頁参照。すべてのクラスに共通する）。事実関係の分析、整理能力を特に重視し、当該の事案に即して常に具体的に考える力を養成している。

授業内容は、民法全体からテーマを選択し、担当者の協議によって独自の教材を作成している。５クラスほぼ同じ割合で既修者・未修者の混合クラスである。成績評価の方法（中間試験と定期試験の実施）と評価割合は、担当者間で共通にしているが、試験問題と採点は各クラスごとに実施している（２００７年度からは試験問題を各クラス共通とした）。各回のテーマと内容は、設問を事前に考えさせるものと、判例を素材に事実関係を詳しく検討させるタイプのものに大別される。２００７年度からは事案の分析力の涵養と基礎的な理解を深めることにさらに配慮した。

（イ）授業の仕方

民法演習では教材は統一しているが、授業の進め方は担当教員の個性から、その判断に委ねている。その結果、学生に予習課題について報告させ、それに基づいて討議を行うクラス、学生からの報告を求めないで教員がイニシアティブをとって双方向的に進めていくクラス、さらにその中間的な運営をする（テーマによって両者を使い分ける）クラスが存在する。これらの長短については、担当者会議や FD フォーラムに報告して意見交換を行っている。

（ウ）履修指導（予復習・フォローアップ）

演習時間の終了後も学生からの質問が続くことが多く、担当者は時間の許す限りこれに応じている。２００６年度までは民法演習は前期で終了して、後期には民法関係の科目が担当されていなかったため、後期に民法演習フォローアップ講義を法学部所属の民法担当者の協力も得て実施していた（5-1-1 に指摘した補習参照）。民法演習では取り上げられなかったテーマについて任意参加の方式で実施した。また 2006 年度は、学生の文章作成能力を向上させるために、演習担当者が事前に出題した問題につき、解答を提出させて採点をした上で講評会を実施した（7 回実施、10～50 名程度の参加）。

#### 4) 商法(商法・、商法演習)

##### 商法・

##### (ア) 教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業か

未修者1年次生を対象として商法・(各2単位)を開設している。商法は、企業組織に関する科目で主として会社法を、商法は企業取引に関する内容で手形小切手、商法総則・商行為法を対象としている。未修者にとっては、必ずしもなじみやすい科目ではないことと、特に会社法は新法の成立によって適切な教科書・体系書が準備できなかったために、担当者が独自にレジユメを作成し授業はそれに基づいて進めてきた。授業の到達目標は、これらの科目の基本的輪郭とそれを支える骨格についての理解である(講義概要9頁、10頁)

##### (イ) 授業の仕方

法学未修者にとっては、同時並行的に学習する民法の講義で得られた知識だけでは、商法・の講義内容を理解していくにはかなりの困難が伴う。また会社法など、修得しなければならない知識量も膨大なものとなるため、授業は必ずしも双方向的な形では実施されていない。

##### (ウ) 履修指導(予復習・フォローアップ)

予習のためにシラバスを事前に提示し、試験やレポートの提出時期もできる限り授業の冒頭に指示するようにしていること、教材を事前に配布していることは5-2-1で述べたとおりである。5-1-1に指摘したように、商法では2006年度後期に90分授業で3回程度の補習を実施している。学生はほぼ90%程度が参加している。

##### 商法演習(4単位)

##### (ア) 教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業か

会社法、手形小切手法、商法総則、商行為法を有機的な連携をもって理解し、総合的に思考できることを到達目標としている(講義概要34頁以下)。担当者の協議によって独自に作成した教材を用い、新会社法の議論など新しい動向をも踏まえて企業組織、企業取引の設問を準備し、またそれに適切な判例を取り上げるなど、学生が一般的に問題が生じる現場を想像しにくいことを考慮して、とりわけ理論と実務の架橋に心がけている。なお、2007年度より、各2単位の商法演習(前期)・(後期)となっている。

##### (イ) 授業の仕方

講義概要では授業時間が18週分設定されているが、このうち3回は授業時間外で実施される小テストとその解説である。授業回数としては15週分15テーマで実施している。2006年度までは担当者による詳細な独自教材が用いられていた。そこに詳細な予習項目が掲げられており、演習ではクラスをいくつかのグループに分けておき、担当グループに報告を求めその上で双方向的、多方向

的に授業を進めてきた。2007年度からは教材の一部に市販の教材を取り入れている。教材、授業の進行、小テスト、定期試験は全クラス共通に実施されるが、成績判定はクラスごとに行われる。

(ウ)履修指導(予復習・フォローアップ)

法の改正に伴う新しい知識などは、まとまった時間をとって講義することが効率的であると考え、演習受講生を対象として3回程度のレクチャー講義を実施している。また上記(イ)で示したように小テストも時間を確保して実施している。

5)民事訴訟法(民事訴訟法・、民事訴訟法演習)

民事訴訟法・ (各2単位)

(ア)教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業か

民事訴訟法 は未修者1年次生を対象として、後期に開講されている。民事訴訟法 は、判決手続の全体像を概説する講義科目である(講義概要11頁)。民事の裁判手続の中で最も基本的な位置づけにある科目であるから、体系的な知識の修得と、手続の流れに沿った理解が必要となる。指定の教科書に加えて、予復習の目安を立てさせるため、担当者の作成による教材が作成・配布されている。理論的な問題から、最新の判例情報に至るまで、法曹として民事訴訟に携わることを念頭においた科目である。

民事訴訟法 は、民事保全、民事執行法の体系的な知識を習得することを目標として(講義概要39頁以下)、第2年次生に配当されている。既修者もこの科目は必修である。実際の執行手続を想像しにくいことを考慮して、簡単な設例を常に用いながら、講義している。

(イ)授業の仕方

民事訴訟法 では毎回扱わなければならない情報量がかなり多く、また受講生が民事訴訟法の基本的な知識を十分に持ち合わせていないことから、双方向的な授業が困難となっているが、知識確認のため適宜法学検定や司法試験択一問題を解かせて、質疑応答を取り入れるなどの工夫をしている。

民事訴訟法 では、受講生が法科大学院での授業にも習熟していることを考慮し、双方向的な授業が行われている。民事訴訟法 については、同一科目であるが担当者間で授業の進行、成績評価のあり方が異なった。2007年度からは改善している。

(ウ)履修指導(予復習・フォローアップ)

民事訴訟法 ・ とともに、予習のためにシラバスを事前に提示し、試験やレポートの提出時期もできる限り授業の冒頭に指示するようにしていること、教材を事前に配布していることは5-2-1で述べたとおりである。民事訴訟法 では、授業時間では取り上げきれない重要判決についての解説講義を、この講義の受

講生以外にも広く呼びかけて10回(各回90分程度)実施した。民事訴訟法については苦手意識を有する既修者も多く、参加人数は毎年かなりの数に達する(2006年度では80名近くであった)。

#### 民事訴訟法演習(4単位)

##### (ア)教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業か

民事訴訟法演習は、民事訴訟法の講義を履修した学生に対し、同法に関する判例や設例の検討を通じて、知識をより正確・確実なものとし、応用的な問題に対応することのできる能力を獲得することを目的としている(講義概要45頁以下。全クラスに共通する)。4単位を配当している。判例として取り上げられている事案につき、第1審から経過を振り返り、どこでどのようにして手続問題が生じ、当事者、裁判所がどのように対処してきたかを検討させ、また当事者の攻撃防御としての主張などを考えさせることも取り入れている。

担当者の協議により独自の教材に基づいて授業を実施している。

##### (イ)授業の仕方

本法科大学院においては、既修者として入学する学生が学部等において全員民事訴訟法について十分学習済みであるとはいえない状況がある(2-1-1参照)。そのため、演習の冒頭で、テーマに関係する民事訴訟法の基本概念についての理解状況がどの程度であるかを、簡単な設例を用いて確認している。このことにより、体系書の説明の確認、関連する事項のリファーマーなど学生が民事訴訟法の諸概念を誤りなく理解し、応用できるよう工夫している。

演習においては、事前に指定された課題について学生からの報告とそれに基づく議論が中心となる。同一の問題であっても原告、被告の立場から考えさせるなど、実際の場面でどのような対応が必要かを常に意識させている。全クラス一斉に中間試験を実施し、添削、講評をして返却している。

##### (ウ)履修指導(予復習・フォローアップ)

試験やレポートの提出時期もできる限り授業の冒頭に指示するようにしていること、教材を事前に配布していることは5-2-1で述べたとおりである。その他、民事訴訟法の基礎学力が不足していると考える学生に対しては、民事訴訟法のところで述べた補習が役立っている。

#### 6)刑法(刑法、刑法演習)

##### (ア)教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業か

未修者1年次生を対象として開設している。いずれも2単位である。刑法は、刑法の基礎理論、犯罪論、刑罰論の総論について基本事項を理解することを目的とする。素材として設例を与えることによって、具体的に考えながら学ぶようにしている(講義概要7頁)。文章作成能力を高めるために成績評価の対象とはしないレポートを2回ほど書かせ、指導している。刑法は、刑法の各

犯罪の成立要件と法的効果について基本事項を学ぶとともに、類似の形式をもつ特別法上の犯罪の解釈に関する応用力を養成する（講義概要 8 頁）。具体例に則して、成立可能な犯罪を判断できる能力と、各犯罪相互の罪数処理の能力を養うことが目標である。このような目的に到達させるために、テキストの予習指示のほか、具体的な設例、設問を予め与えておき、考えた上で授業に臨ませている。

（イ）授業の仕方

刑法 ・ ともに LET 上に各回の予習課題を与えておき、授業中に質問することによって双方向的な授業がなされている。

（ウ）履修指導（予復習・フォローアップ）

刑法 ・ ともに、予習のためにシラバスを事前に提示し、試験やレポートの提出時期もできる限り授業の冒頭に指示するようにしていること、教材を事前に配布していることは 5-2-1 で述べたとおりである。また刑法 については、授業終了後にその教室でオフィスアワーが設定され、受講生が授業内容について質問しやすい状況となっている。

刑法演習（2 単位）

（ア）教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業か

刑法総論と各論の知識を有機的に結びつけ、多様な事例に応用できることを目標とする（講義概要 29 頁以下。すべてのクラスに共通である）。教材としては、共犯論や罪数論など、この目標を到達するのにふさわしいテーマを重点的に選択している。またテーマごとに取り扱う判例を示して、これを批判的に検討することを重視している。

（イ）授業の仕方

報告担当者が、その時間の授業進行について責任を持ち、他の受講生からの質問にも十分に答えられるよう準備することを求めている。この報告・発言、レポートなどの日常点で成績評価を行う。

（ウ）履修指導（予復習・フォローアップ）

予習のためにシラバスを事前に提示し、試験やレポートの提出時期もできる限り授業の冒頭に指示するようにしていること、教材を事前に配布していることは 5-2-1 で述べたとおりである。

7) 刑事訴訟法（刑事訴訟法 ・ 、刑事訴訟法演習）

刑事訴訟法 ・ （各 2 単位）

（ア）教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業か

刑事訴訟法 は未修者 1 年次生を対象に配当されている。刑事訴訟法 は、2 年次生に配当されている。いずれも 2 単位である。

刑事訴訟法 は、刑事訴訟法のうち捜査、起訴、公判手続を扱い、手続的思

考方法の習得と適正手続の要請と処罰の必要という 2 つのベクトルに配慮した考察態度の涵養を目的とし、捜査から公判に至る刑事手続の基本ルールの修得を目指す（講義概要 12 頁）。

刑事訴訟法 は、刑事訴訟法のうち、証拠法と裁判を扱い、証拠能力、証明、事実認定論、実務における証拠の取扱いに関する判例理論を修得すると同時に、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の大原則がどのように実際の裁判手続で適用されているか、刑事手続の動態的な特質を把握することを目的としている（講義概要 42 頁以下）。証拠法分野の基本ルールの修得と、裁判並びに上訴に関する諸原則の修得のため、刑事訴訟法 とともに刑事裁判手続実務を念頭においた講義内容、教材に工夫されている。

#### （イ）授業の仕方

刑事訴訟法 は、上記教材の予習を前提として、双方向的な授業がなされている。また LET 上で利用できる択一式問題が利用可能なように設定されており、学生が自主的に復習し実力を確認できるようにされている。また純粹の未修者向けに、刑事訴訟法を概観するテキストが別途指定されるなど、細やかな配慮がなされている。授業ではパワーポイントを利用するほか、マルチメディア教材も多用され、理解を容易にする努力が際だっている。刑事訴訟法 でも、基本的には同様の方法が採用されている。

#### （ウ）履修指導（予復習・フォローアップ）

予習のためにシラバスを事前に提示し、試験やレポートの提出時期もできる限り授業の冒頭に指示するようにしていること、教材を事前に配布していることは 5-2-1 で述べたとおりである。また、LET 上で復習のための択一式問題が提供され、学生が自己確認できるように配慮されている。

#### 刑事訴訟法演習（2 単位）

#### （ア）教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業か

判例並びに法令を解釈適用するパターンを修得する。設問への解答を考えながら、刑事訴訟法 ・ で学んだ知識や理解を実践的に復習することを目的とする（講義概要 50 頁以下。すべてのクラスに共通する）。具体的事実に関し法的分析能力を涵養し、判例を理解する力を伸長させることを到達目標としている。そのため、担当教員の共同により独自の教材を作成し利用している。

#### （イ）授業の仕方

5 クラス中 4 クラスを実務家教員が担当している。事前に指示した課題に対して、受講生全員から「検討メモ」を予めメール等によって提出させ、担当者が予習状況を把握した上で演習を実施するように工夫している。

#### （ウ）履修指導（予復習・フォローアップ）

授業の仕方ですれしたように、受講生全員から検討メモを提出させ、理解状況

を確認しながら演習を実施するので、この過程で具体的なフォローがなされているといえる。

#### 8) 法律基本科目についてのまとめ

法律基本科目は講義科目 14 科目 (32 単位)、演習科目 8 科目 [2007 年度より 10 科目] (22 単位) が配当されている。法科大学院においては、各科目の基礎を修得し、実務基礎科目等とあいまって法曹養成教育の最も重要な科目群と位置づけられている。各科目の内容については、法科大学院設置準備の段階から、担当予定者間で議論が積み重ねられ、学部や法学研究科における実験講義等を経験しながら具体化が図られてきた。そのためほとんどの科目は、大きな修正を必要とすることなく今日に至っている。民法については、法学未修者を対象とし、かつ 1 年次前期に配置される科目であるだけに、学生の準備、教員の説明方法、授業の進行、理解力の確認等々のさまざまな要因から、民法の他の科目との間で調整を図る必要を生じた。このことは講義内容が法科大学院の法律基本科目として相応しいか、という自己点検を通じて改善されてきたものである。

講義科目においては、授業の方法としては、おおむね双方向型、学生の積極的参加をもとめる方式が採用されている。シラバスでの授業内容の事前の告知は当然のこととして、詳細なレジュメ、講義資料等の配布、択一式問題を利用した理解力の確認、小テストなどは日常的に実施されている。別に述べる学生による授業アンケート、授業懇談会、教員相互間の授業参観等々からも、各担当者が法科大学院に相応しい、また多様な授業方法のための努力をしていることが確認できる。

#### (2) 実務基礎科目

##### (ア) 教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業か

実務基礎科目は 10 科目 (20 単位) が開設されている。いずれも 2 単位科目であり、選択必修科目を含めて 14 単位以上を修得しなければならない。

実務基礎科目群は、理論が実務にどのように関わるのかを学び、また実務法学家として必要なマインドとスキル、法曹倫理の修得することを目的としている。設置している科目は、リーガルリサーチ&ライティング (6 クラス)、法曹倫理 (4 クラス)、要件事実と事実認定 (3 クラス)、法曹英語 (2 クラス)、公法・刑事法・民事法の各実務総合演習 (各 5 クラス)、エクスターンシップ、リーガルクリニック である (この最後の 3 科目が臨床系科目に位置づけられる)。

複数クラス開講科目は、いずれも共通テキストを利用して、差異を生じさせないようにしている。担当者はこの科目の設置の趣旨から、実務家教員が中心であるが、研究者教員も共同担当の形で積極的に関与するよう努力している。

たとえばリーガルリサーチ&ライティングは、実務家教員のほか研究者教員1名が1クラスを担当し、法曹倫理は3名の実務家教員と1名の研究者教員のオムニバス担当方式としている。実務総合演習は、実務家教員と研究者教員の共同によって教材の開発を行い共同担当を実現している。

#### (イ) 授業の仕方

科目の性格上、すべての科目で双方向的な授業が実施されている。リーガルリサーチ&ライティングや実務総合演習では、当然に文書作成、レポート作成を頻繁に伴う。その添削、講評も授業の重要な一部を構成する。たとえば、民事法実務総合演習では、2007年度より、扱うテーマを損害賠償、不動産賃貸借、家族、会社法の実体法上の問題を研究者教員と実務家教員で担当するだけでなく、損害賠償で扱った素材をもとに民事訴訟法の観点からも分析検討している。また家族法を扱う場合には、法廷教室を用いて原告側と被告側に別れて訴状、答弁書、準備書面をもとに問題点を確認するなどの授業運営がなされている。

臨床系の科目については、6-2-2で詳しく扱う。

#### (ウ) 履修指導(予復習・フォローアップ)

リーガルリサーチ&ライティングや法曹倫理の科目は、ほぼ毎週レポートの提出・添削指導などがなされ、個人指導的な要素の強い科目ともいえる。学生はこのようなやりとりの中で疑問点や質問を直接に担当者に向けることが可能であり、また実際にそのように運営されている。また要件事実と事実認定は、法科大学院において初めて履修するため、学生から授業時間数の増、あるいは開設科目増を求める意見が出されることがある(授業懇談会等)。これに対しては、この理解の困難の原因は、何よりも民法の基礎的知識の不足によることを説明し、その学習に努めるよう回答して、特に補習などは実施していない。

#### (3) 基礎法学・隣接科目

##### (ア) 教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業か

基礎法学・隣接科目では、法知識を批判的に検討し発展させていく創造的な思考力と、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的な分析・議論を展開する能力、豊かな人間性の涵養に寄与する諸科目を、9科目(18単位分)開設している。2科目4単位以上の修得を必要とする。

これらの科目は法科大学院で講義されることから、現代法理論では法的思考、法解釈方法論と法制度とのかかわりなどに重点を置き、公共政策では法政策や政策法務を扱い、生命倫理と法では現代の医療技術進歩がもたらす法と倫理の先端的問題を扱う。法と心理は、法曹として身につけておくべき心理学的な素養の修得が必要であるとの認識から配当している。またジェンダーと法は、ジェンダーに敏感な視点が法学や司法過程に導入されるようになっている現状を踏まえている。法の歴史は、日本法史を扱い特に江戸期の紛争解決制度と現代

とを対比させながら、現代のわが国の司法制度を相対的に捉えさせようとしている。比較法は法制度の比較の必要性や方法論を学ぶことで、やはりわが国の法を相対的に考えさせようとしている。紛争解決と法は、紛争解決手段としての裁判の機能を法社会学的な観点から検討し、司法制度論は今日の司法改革の検討を通じて求められる司法制度や法曹像を検討する。

いずれの科目も、法科大学院の学生に受講させる十分な意義をもつもので、科目内容についても設置準備の段階から検討を重ねてきたものである。受講生の評価・満足度ともに高い。

#### (イ) 授業の仕方

おおむね講義方式によるが、質疑応答方式を取り入れている科目もある。受講登録者が各科目につき、各年度ごとに変わるため、少人数の場合には演習に近い形態で授業が進められているが、法科大学院においては受講生規模が大きい60名を越えるようになると、講義形式にならざるを得ない。

リレー担当の講義では、担当者ごとにレポートの提出を求めている（ジェンダーと法、生命倫理と法など）。またジェンダーと法の講義では、1テーマの区切りごとに20ないし30分の時間をとってグループディスカッションをさせて、議論内容を報告させ到達度の確認にも利用している。紛争解決と法では、シミュレーションによる実践学習を行って、反省会やレポート提出をさせている。総じてこれらの科目でも、法科大学院教育の趣旨が体現された授業の仕方が定着しているといえる。

#### (ウ) 履修指導（予復習・フォローアップ）

これらの科目群では、シラバスで指示した方法で授業が進められている。それ以上のフォローのための時間等は設定されていない。

#### (4) 先端・展開科目

##### (ア) 教育内容が法曹養成教育としてふさわしい内容の授業か

本法科大学院における先端・展開科目は次のように構成されている。まず、展開共通科目として5科目（12単位）、法務プログラムが、先端・企業法務、国際・公共法務、生活・人権法務の3つに分けられ、それぞれの中に共通科目とパック科目が分類されて配置されている。それぞれの法務プログラムにはそれぞれ共通科目が5科目（10単位）、パック科目が原則としてそれぞれ12科目（32単位）開設されている。それゆえ、先端・展開科目全体としては56科目が開設されている。この中から26単位以上の修得が必要である。

先端・展開科目ではパック科目の中の講義科目及び演習科目を履修することによって、関連する問題群について学年を追うごとに、系統的に、かつ総合的に学習ができるようになっている。本法科大学院の教学理念である地球市民法曹を体現するべき法務プログラムと科目が開設されている。また授業の担当に

ついても、研究者教員と実務家教員がバランスよく配置され、演習科目は一部の例外を除くと実務家によって担当されている（法科大学院案内 10 頁参照）。

先端・展開科目のうち、共通科目としてはもっぱら外国法科目を配置している。地球市民法曹の養成という本法科大学院の教育理念から、英米法、ヨーロッパ法（EU 法）、アジア法（中華人民共和国法）と幅広く取り扱っている。

現代法務特殊講義としては、2006 年度、2007 年度においては大阪弁護士会のロールーム科目として「民事介入暴力」「子どもと人権」を扱った。

先端・展開科目については、前述のように 3 つのプログラムと 4 つの科目パックを配置して系統的、総合的に学習ができるようになっている。

新司法試験の選択科目に該当する科目もここに配置されている。知的財産法には知的財産法務 ・ と知的財産法務演習、労働法には労働法務 ・ と労働法務演習、税法には税法務 ・ と税法務演習、倒産法には倒産処理法と 2007 年度からは倒産法務演習、経済法には独占禁止法と 2007 年度からは独占禁止法演習、国際関係法（公法系）には国際法、国際人権法務 ・ および国際人権法務演習、国際関係法（私法系）には国際私法、国際民事訴訟法、環境法には環境法務 ・ および環境法務演習が対応している。

#### （イ）授業の仕方

先端・展開科目のうちで、演習とある科目は演習として位置づけられている。その他の科目は講義科目である。しかし講義科目であっても、質疑応答や学生の報告を求める科目もある。演習では小レポートの作成が求められる科目も多い。毎回授業時間中にレポートを作成させ、即日質疑応答をする科目（都市住宅法務 ・ 都市住宅法務演習など）がある。個別の添削が難しい場合には、講評を丁寧に行い、学生が自己判定できるように工夫している科目（労働法務）もある。

これらの科目の担当者は、いずれもその分野を専門としているだけに、授業の運営にも個性が生かされ、また受講生も自らの選択で問題意識も強く、ある意味では法科大学院において最も伸び伸びと授業がなされているともいえる。

#### （ウ）履修指導（予復習・フォローアップ）

特に実施していない。ただ、2006 年度までは、倒産法務、経済法務がそれぞれ 1 科目しかなく、新司法試験受験生から科目増の希望も出ていたので、それに応じる形で演習科目を増設した。

#### （５）その他の取組み

##### １）出席管理

2007 年度履修要項の学籍・学習生活編 28 頁に明記されているように、学生は 3 分の 2 以上の出席がないと成績評価の対象とはならない。この趣旨は、年度初めのガイダンスでも強調されているし、各担当者からも授業の開始時に指

摘され、各授業とも厳格に守られている。講義科目、演習科目を問わない。法律基本科目では座席指定制がとられ、教室のドアに座席指定表が示されている。そのため、担当者はいちいち出席をとらなくても、出欠状況を簡単に把握できる。その他の科目では出席表の回収やミニテストの配布と回収などで出欠の確認が行える。欠席した学生は、本人からあるいは友人を通じて欠席理由が届けられるので、無断欠席はほとんど皆無だといえる。

#### 2) レポート提出、中間試験日程管理

法科大学院発足当初、法律基本科目だけでなく、その他の科目でも講義期間中にレポートの提出を求め、あるいは中間試験を実施することが頻繁に行われたが、同一の学生が1週間に提出するレポートが重なってしまう等の日程の調整を要する事態が発生した。そのため講師控室のホワイトボードに担当者がいくつかの小テスト等と実施するかを書き込んで、可能な限り日程を調整する工夫をした。

#### 3) オフィスアワーの設置

法科大学院の専任教員は、何らかの形でオフィスアワーを設けている。毎年度のはじめに各教員に問い合わせ、その時間を設定している(別表2007年度前期オフィスアワー参照)。未修者を対象とする場合には、授業終了後の時間帯を質問時間兼オフィスアワーとして運用しているが、多くは出講日にあわせて1コマ(90分程度/週)を設定している。教員との連絡には、事前にメールで確認することが望ましいとする場合が多い。實際上、学生からの質問は、講義や演習の終了後になされることが多く、個別相談型のオフィスアワーの利用はそう活発とはいえない。

#### 4) コンピュータ等の利用

2006年9月に、本法科大学院は衣笠キャンパス西園寺記念館から朱雀キャンパスに移転した。講義室・演習室ともに教卓にはパソコンが内蔵され、プラズマディスプレイが設置されているので、担当者はメモリースティックを持参するだけで、パワーポイント等を利用することができる。現にこれを利用している教員は多い。刑事訴訟法では、さらにAV機器も多用されている。臨床系の科目であるリーガルクリニックではロイヤリング(模擬相談)がビデオ収録され、検討会で利用されるなど、多様な機器の利用がなされている。

#### 5) 未修者に対する入学前指導

入学前プログラムとして、法学未修者の合格発表があった後、11月から翌年3月にかけて希望者を対象として実施している(法科大学院案内20頁参照)。レポート作成と添削、法科大学院におけるスクーリング(模擬講義・模擬演習)が行われている。2006年度入学予定者では51名、2007年度入学予定者では45

名がこのスクーリングに参加している。

#### 6) 法学・法情報に関する授業

これについては6-2-1で詳しく扱うように、リーガルリサーチ&ライティングを必修科目として配置している。

#### 7) ティーチングアシスタント(TA)の制度

立命館大学ではTAは、大学院後期課程の院生に資格が限定されており、また学部の講義での役割と割り振った上で、法科大学院へのTAの人数が割り当てられる仕組みになっている。法学研究科の博士後期課程の院生が少ないことから、法科大学院の授業のために割り当てられるTAはきわめて限られている。法律基本科目のうち未修第1年次生配当の科目に対しては、TAの配置を希望する教員は多いが、その希望は充足されていない。

## 2 自己評定

### (1) 結論

A

### (2) 理由

上に記述したとおり、開設しているほとんどの科目の授業が、質的にも量的にも充実していると評価している。開設の当初に想定した内容が過大にすぎて担当者および受講生の双方にとって問題を生じさせていた若干の科目についても、担当者会議等を経てかなりの程度改善を図ってきている。2006年度までは大きな改正が困難であり、運用によっていたが、2007年度からは制度自体の改正が可能となった。

## 3 改善の計画

この評価基準に関して、早急に改善しなければならない事項はない。履修指導において学生の日常的な学習状況の把握と指導がきめ細かく行えるよう、少なくとも法律基本科目全体についてTAや若手弁護士によるフォローアップの仕組みを構築する必要があると考えている。その実現可能性について早急に検討を開始したい。

## 6 - 2 - 1 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること

### 1 現状

#### (1) 理論と実務の架橋の位置づけ

法を理論的・概念的・体系的に理解することは、法律の学習にとっては不可欠だといえる。しかし、法学の学習は具体的な現実と離れて抽象的に論点を覚えることだけで済ませてはならない。法曹養成を目的とする法科大学院においては、法律実務の基礎をも併せて学習し、法曹としての基本的素養を修得することが目指されている。本法科大学院においても、その設置準備の段階から、カリキュラム編成、特色の打ち出し等々について繰り返し検討し、具体化を図ってきた。現在の専任教員の大半は、これらの議論に参加しその実現に努力してきた。理論教育と実務教育の架橋についても同様である。とりわけ実務基礎科目として設置すべき科目の内容、教材の開発、研究者教員との共同化などについて具体化を図ってきた。

また法科大学院の発足後は、担当者会議や FD 活動でも、理論教育と実務教育との架橋、実務基礎科目の改善あるいは法律基礎科目と実務との関係などについて取り上げてきた(4-1-1 参照)。

#### (2) 科目の配置

本法科大学院においては、理論と実務の架橋を強く意識したカリキュラムを編成し、実践している。実務基礎科目としては、10 科目 20 単位を開設し、入学初年度から修了に至るまでこれらの科目を適切に配置し、学生が法理論の学習にあわせて法曹としての倫理、法曹に求められるマインドとスキルの修得から、実務的な問題、実務家の問題解決手法を直接に目にすることのできる臨床系科目までを必修科目として開講している。

まず、未修者 1 年次生に対しては、前期に「リーガルリサーチ&ライティング」を、後期には「法曹倫理」を配当している(いずれも 2 単位で必修科目である。既修者に対してはいずれも 2 年次生前期に配当される)。リーガルリサーチ&ライティングの重要性については法科大学院案内でも項目を割り当てて説明している(21 頁)。少人数での授業を実現するため 6 クラスで開講している。未修 2 年次生には「要件事実と事実認定」(2 単位の必修科目)が、また第 3 年次生には公法・刑事法・民事法の各実務総合演習(2 単位の必修科目)のほか、臨床系科目としてエクスターンシップ及びリーガルクリニック(この 3 科目より 1 科目選択必修)が配当されている。

#### (3) 法律基本科目での実務的観点の顧慮・重視について

法律基本科目は未修者に対して提供される講義科目(行政法、行政救済法を

除く)と、未修者・既修者がともに受講する演習科目に分かたれる。未修者は1年間で、憲法、刑法、民法、商法、刑事訴訟法および民事訴訟法の全体を履修しなければならない。その理解力は、法曹養成にふさわしいものでなければならない。少なくとも、第2年次に配当される演習や要件事実と事実認定を受講するに十分なものでなければならない。1年間で修得すべき知識量は膨大なものであり、講義時間も限られている。そのため、授業の中で双方向的に質疑応答が交わされる場合でも、体系的、理論的、概念的な理解が中心とならざるを得ない傾向がある。

演習科目では、理論的な理解を深めることが重要であるがそのための方法として、素材に即して問題解決の方法の検討、原告・被告等異なる立場からの分析と立論あるいはこれに対する反論の可能性、さらには法文書の作成として報告書、訴状、答弁書、準備書面の作成などの方法が取り入れられている。

#### (4) 教材の共同開発・授業の共同担当

実務基礎科目は、その性格上多くは実務家教員によって担当されている。しかし、本学においては実務家に任せっきりでなく、研究者教員との共同を可能なかぎり実現しようとしている。たとえば、法曹倫理については、法社会学的な観点からの分析と問題の提起を加えることにより、実務家の考え方と学問的な位置づけとを学生に提供しようとしている。公法・刑事法・民事法の各実務総合演習は、実務基礎科目としてもさらには法科大学院における学習の集大成としても重要な科目である。本学においてはそれぞれ5クラスずつ開講しているが、この演習は、原則として研究者教員と実務家教員の2人がペアとなって担当する。

公法及び民事法の実務総合演習では、前年度中に担当者会議において研究者教員と実務家教員が検討素材を持ち寄って、理論的・実務的な観点からの検討を加えて教材を作成している。これを受けて演習の共同での担当が実施されている。2週ないし3週ごとに1テーマを扱い、全クラスをローテーションで担当する。刑事法実務総合演習では、クラス担任制を実施して、研究者教員、実務家教員がそれぞれのクラスを担当するが、教材作成は全員の協議に基づいてなされている。このように、とりわけ総合演習では、シラバスの作成、教材の開発から到達目標の確認、成績評価についても研究者教員と実務家教員の共同化を基礎として実施されている。実務総合演習は、法科大学院における教育の「まとめ」としての位置にあるともいえるから、法的分析能力、法的問題について多角的に議論し、説得する能力など、法曹としてのさまざまな能力が養成される。教材の開発でもこの点が強く意識されている。

実務基礎科目以外でも、理論と実務の架橋を考慮したカリキュラムが編成されている。先端・展開科目のバック科目も、2つの講義科目と法務演習を研究者

と実務家が分担担当しているものが12パック中9パックを数えている。これら3科目は、パックとして一定の体系性をもつものであるが、その科目間の調整と共同担当体制がとられている(2006年度においては、税法務、知的財産法務、公共法務、刑事法務、環境法務、家事法務、消費者法務、都市住宅法務および労働法務でこれが実現している)。

さらに理論と実務を架橋するために、現実には生起する法律問題のカテゴリーに即した科目を設定し、科目の融合化を図ることがかなりの程度進められている。先に述べた実務総合演習、基礎法学・隣接科目群に配置されている生命倫理と法、法と心理、ジェンダーと法、紛争解決と法、さらに先端・展開科目群の多くの科目もそうした性格を有している(法科大学院案内10頁参照)。

さらに臨床科目でも、理論と実務の架橋が問題となるが、これについては6-2-2で改めて説明する。

(5) 研究者教員が実務に触れる機会・実務家教員が学術的研究を行う機会の奨励

法科大学院の専任教員は一定の条件を満たせば、弁護士登録をすることが可能である。現在これを利用しているのは2名にとどまる。司法研修所の授業参観にはこれまで4名が参加している(2005年度)。

実務家教員についても個人研究費を支給している。法学部には法科大学院の教員も参加が可能な研究会が存在している(公法研究会、民事法研究会、刑事法研究会)。また、研究者教員が得た文部科学省科学研究費による共同研究もいくつか組織されているが、現時点では実務家教員との協力による研究会にまでは至っていない。

2006年度文部科学省法科大学院形成支援プロジェクト「国際貢献型地球市民法曹養成プログラム」はまさに研究者教員と実務家教員の共同研究により、成果を上げた。2007年度には、専門職大学院等教育推進プログラム「地域密着型司法臨床教育の模索と拡充」が採択された。これは、リーガルクリニックとの経験を生かし、さらに地方公共団体や専門関連機関との連携のあり方を研究者と実務家が一体となって研究し、地域社会に貢献すると共に、その成果の臨床系科目カリキュラムへの還元をもねらった取り組みである(6-2-2の4参照)。

(6) 法科大学院における研究会の設置

上に述べたように、法科大学院に所属する教員だけで構成される学術的な常設的研究会は設けられていない。

## 2 点検・評価

### (1) 科目の配置

未修者1年次の早い段階からリーガルリサーチ&ライティングをはじめとし

た授業を受けさせることにより、学生自身が理論と実務基礎の双方が法科大学院の学習として必要であると意識している。各学年に実務基礎科目の中核的な科目を必修として配置し、最終学年には研究者教員と実務家教員の共同担当で3つの分野の実務総合演習が開講されている。そして臨床系科目として、エクスターンシップ、リーガルクリニック・のいずれかの履修を必修としている。実務基礎科目において理論と実務の架橋に努めるだけでなく、法律基本科目の演習でも、この観点が一貫して強調され、これを考慮した素材のセレクトや課題の設定がなされている。

先端・展開科目においても、「法務」に統合される科目群をパックで履修することが強く推奨されている（2007年度履修要項7頁、法科大学院案内10頁）。ここでも研究者教員と実務家教員の科目担当が実現している。

#### （2）研究者教員と実務家教員の共同

実務総合演習では、授業終了後など、頻繁に担当者会議が開催されている。教材作成のみならず、授業の運営、獲得目標の確認、中間試験、期末試験問題の検討、採点、成績評価、学生の理解度等々が議題となる。こうした議論を踏まえて、2007年度より実務総合演習においては、クラスグレード制を採用することとしたが、これは研究者教員と実務化教員の担当者会議での議論を踏まえて改善に結びつけたものである。

### 3 自己評定

#### （1）結論

A

#### （2）理由

カリキュラムの編成、授業の共同担当にみられる理論と実務の架橋については、臨床系科目の開講とその充実した内容を含めて、極めて高い水準を形成し、維持していると自負している。全国の法科大学院に対して誇れる内容を有している。

### 4 改善計画

実務総合演習の担当者会議が開催されているとはいえ、その議題は往々にして目先の問題解決のものに限定されがちである。実務総合演習のように、グレード制の導入という大きな改善に結びついた成果もみられるが、より基本的な問題に恒常的に研究を積み重ねていく努力が必要になる。こうした研究を進めていくための経費や施設、事務スタッフも十分とはいえない問題がある。

## 6 - 2 - 2 臨床系科目が適切に実施されていること

### 1 現状

#### (1) 科目設置と受講の実情

臨床系科目として位置づけられている科目は、実務基礎科目群のなかのエクスターンシップとリーガルクリニックである。第3学年に配当されており(いずれも2単位)、学生はこの中の1科目を選択履修しなければならない。実施内容の詳細については、別紙資料(エクスターンシップ、クリニック実施要領)をも参照されたい(法科大学院案内17頁、22頁)。2006年度は、135名が履修した。その内訳は次のとおりである。

エクスターンシップ 法律事務所・地方自治体での実習(受入先の一覧については別紙2006年度エクスターンシップ実施状況参照)。64名が受講した。

リーガルクリニック 法律相談。夏季集中開講として舞鶴市における実施分には30名が受講。後期は朱雀キャンパス内のクリニック施設において実施。31名が受講。

リーガルクリニック 女性と人権の問題に特化した法律相談。夏季集中開講として京都キャンパスプラザにおいて実施。5名受講。後期は朱雀キャンパス内・クリニック施設において実施。受講生は6名。

上記リーガルクリニックの夏季集中を舞鶴市において実施しているのは、舞鶴市と立命館大学との間で1999年以来学術交流協定が締結され、これに基づいて同市の全面的な協力の下に実施が可能であること、同地域は弁護士過疎地域でもあり法律相談を実施する社会的意義も大きいことからである。地域連携的なクリニックの1つのあり方といえるであろう。

#### (2) 開設の適切さ

臨床系の科目の受講にあたっては、一般的なガイダンスのほか、各科目ごとにさらにガイダンスが実施される。事前の指導がきわめて重要であると認識している。全体に共通するのは、マナー講座と守秘義務講座である。これについては全員の受講を義務づけ、無断欠席の場合には以後の受講を認めない。2006年度についていえば、春期のエクスターンシップ受講生に対しては2月6日にマナー講座と守秘義務講座を実施し、夏季・後期のリーガルクリニック受講生に対しては6月19日と26日にこれを実施した。これを受講した後、守秘義務に関する誓約書の提出を求めている(ひな形は別紙参照)。そこに守秘義務の重要性と、これに違反した場合には立命館大学学生懲罰規程に基づく処分もありうることを明記し、学生の了解も得ている。

リーガルクリニックの受講生は、法科大学院の授業では扱われることは少ないが、実際の法律相談ではよく登場する少額訴訟、支払督促、破産、相続法

等々についての講義、模擬法律相談（ロイヤリング）などを受講し、そこで提出される課題についても検討することが求められる（その詳細な日程については「リーガルクリニック実施要綱」参照）。

臨床系科目を全員に受講させることから、法科大学院生賠償責任保険に加入している。

### （３）実施の適切さ

#### １）エクスターンシップ

エクスターンシップは、法律事務所（主として大阪と京都）、地方自治体、企業を受入先として実施している。２週間程度受入先での実務家の仕事を見聞し、体験しながら実務の要領を学ぶことを目的としている。事前研修は、マナー講座、守秘義務講座など他の科目と同様である。主たる受入先である法律事務所は、期間中１事務所１名としている。学生の希望を聞き、事務所の専門とのマッチングを科目担当者が行い、受入先を決定する。研修内容については、別紙実施要領に例示してあるように、所定時間の範囲内で受入先の判断で決定している。成績評価は、受入先の報告書（本学指定）と学生の研修報告書に基づいて担当教員（実務家教員２名）によって行われる。

なお、法律事務所のエクスターンシップについては、学生に５００００円の費用負担が求められていることは検討すべき課題である。

#### ２）リーガルクリニック

リーガルクリニックは、研究者教員５名、実務家教員６名で担当するが、夏季集中ではさらに若干の実務家教員の参加や、ひまわり基金法律事務所の弁護士の参加もあった。法律相談は学生３名のチーム編成としてこれに１名の教員を割り当てることとしている（事前研修のロイヤリング＝模擬法律相談でも３名を１チームとしている）。学生の指導という点でも、この数は適切であろう。参加する学生は、それ以前にこうした経験をほとんど持っていないので、事前研修から、相談に際してのさまざまな注意事項を全体で、あるいは担当の教員から指導される。ロイヤリングをビデオで収録して再現することによって具体的に注意を受けることなど、通常の授業では体験できないだけに大きな意義がある。

相談にあたっては、相談時間を１件あたり１時間を目安に実施する。主として学生が相談に応じ、教員はこれに付き添って必要に応じてアドバイスする。学生には相談記録を作成させている（「ひな形」参照、人物等はすべて記号化させる）。これに基づいて、事後研修で報告させ質疑応答を行っている。ただ相談件数が多く、また参加学生数がやや多いために、詳細な検討が行えないという問題がある。相談件数は２００６年度でいえば舞鶴市では３９件、後期は３９件であった。１チーム学生３名の編成であるから、１チームで最低３件の相談を受け

ていることになる。成績評価は、実習科目であるため P (合格) または F (不合格) である。事前研修、実習、事後研修のすべてに出席し、かつ、与えられた課題をクリアしていることを前提として相談での対応など総合的に判断している。

### 3) リーガルクリニック

リーガルクリニックは、女性と人権の問題に特化した法律相談である。実務家教員 1 名、研究者教員 2 名が科目担当とされているが、法律相談にあたってはこの分野を専門とする数名の弁護士の協力を得ている (別紙リーガルクリニック協力弁護士リスト参照)。またこの科目を受講するには、応用人間科学研究科で開設されている「司法臨床 - 女性と人権」を受講しておく必要がある。この科目の位置づけとして、特に当事者支援を可能とするリーガルクリニックという特徴をもたせているからである (法科大学院案内 18 頁)。1 チーム 3 名程度の学生に実務家教員が 1 名担当する。相談受付、カルテの作成などのサポート的な内容から、学生が自ら相談に応じるようにしている。各人が作成したカルテをもとに、事後研修において全体で検討している。相談件数は 2006 年度の場合、29 件であった。

成績評価は、所定のプログラムに積極的に参加したことを前提として、法律相談の基本的な方法、力量を修得できた者に対して P 評価をしている。

なお、リーガルクリニック・とも、作成された受付カードやカルテ(相談記録)は、プロフェッショナルスクール事務室で厳重に管理している (相談に際して作成したメモ等はすべて提出させ、事務室で溶解処理している)。

## 2 点検・評価

法曹養成教育にとって、臨床教育はきわめて重要であると考えている。法科大学院の学生でも、社会経験を有する者は少ない。学生が臨床系科目で受ける経験は、学習意欲を喚起させるとともに、指導に当たる法律家の知識・知恵・技能から法曹像を具体化させ、法曹としての責任感を呼びさまし、また相談者から感謝を受けての感激など、通常の授業では体験できないものである。

地球市民法曹の養成という本法科大学院の教育理念を実現するためにも、当事者の立場に立ち、人権感覚を磨くことは重要である。「女性と人権」という特色のある取組み (法科大学院案内 17 頁参照)、弁護士過疎地域での自治体との連携による法律相談の実施などは、こうした理念との関係でも重要な位置を占めるものである。

エクスターンシップについては、相当数の受入先を確保しているが、飛躍的な増加を臨むことができないという問題に直面している。また学部学生を対象とするエクスターンシップと競合することがあり、それとは質的に異なる内容

を確保できるかという問題も点検する必要があると認識している。

### 3 自己評定

#### (1) 結論

A

#### (2) 理由

臨床系科目を3科目設置し、かつ全員に履修させている。その内容も、法科大学院の臨床系科目に期待されるレベルを超えていると考える。学生の満足度も高く、所期の目標をクリアしている。

### 4 改善計画

リーガルクリニックは、当初、前期・夏季・後期の3クルーで実施するとされていた。しかし、事前指導などの準備、受講希望者数の僅少などの事情から、今日に至るまで前期は事実上閉講としている。ただ朱雀キャンパスには、リーガルクリニック室が設置されているから、その有効な利用との関係で、どのような開講形態とするかについて検討を開始する。この点については、現在は有していないリーガルクリニックセンターを法科大学院の附属施設として開設するか、その具体的な制度設計はどうなるか、その業務内容とリーガルクリニックとの関係はどうなるか等々の諸問題とあわせて検討することになる。

リーガルクリニックについては、毎年60名を越える学生を受け入れなければならないが、それに相応しい数の相談件数を確保し、また内容の濃い事後研修を実施できるかという点に検討の必要を感じている。また学生は相談活動を実施するための、広報活動やその他の業務にどの程度まで関与させるかについても、検討が必要と感じており、担当者会議での課題としたい。

なお、2007年度文部科学省専門職大学院等教育推進プログラム「地域密着型司法臨床教育の模索と拡充」が採択された。リーガルクリニック活動の充実による新たな教材の開発、弁護士過疎自治体との協定によるリーガルサービス地域ネットワークの構築を目指すものであり、主要には京都府北部地域リーガルネットワークの構築、女性を対象としたリーガルクリニックにつき、他の機関・専門家との連携による新たな教材開発、相談の質の向上を目指すこととしている。

## 7 - 1 - 1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に開設され、適切に実施されていること

### 1 現状

#### (1) 法曹に必要な資質・能力の検討

本法科大学院は、1-1-1 及び 2-1-1 で述べたように、「市民的感觉を備えながら、地球的な規模で考え、行動する『地球市民法曹』の養成」を目指している。グローバルな視点と鋭い人権感觉を備え、さまざまな分野・専門領域において活動する法曹の養成である。豊かな人間性と、鋭い人権感觉、幅広い教養をもった者を対象に、グローバルな視点と高い専門性を有する法曹を養成しようとしている。志願者にもこうした期待を表明している(法科大学院案内1頁)。もちろん法科大学院における教育によって、法曹に求められる倫理や法的知識をはじめ法律運用能力を具体的に養成するが、入学試験においては少なくとも、豊かな人間性、外国語能力、説得力の基礎などを確認しようとしている。

#### (2) 入学試験での資質の判定

志願者の選抜のため、第1次選抜において英語等の外国語能力、各種資格にも配点を行い、志望理由書と自己アピールを重視している(2-1-1 参照、入学試験要項6頁等)。ここでは、さまざまな経験を法曹としてどのように生かすかを、きちんと分析し、説得的に述べられているかを評価している。未修者に課せられる小論文では、紛争において相手方や仲裁役を説得するという法曹に求められる基本的な力を文章で表現できるかを試し、グループディスカッションでは相手の意見を聞き自分の意見を述べ相手を説得する、あるいは仲裁役として問題点を示し当事者を説得する能力を試している。すなわち、法曹に求められる基本的な力を口頭で表現できるかを試すもので、小論文と相俟って法曹としての基本的資質を入試においてもきちんと確認している(法科大学院案内30頁)。

#### (3) 法曹の使命の自覚・法曹倫理の養成

本法科大学院においては、主要には実務基礎科目においてこれに関する科目が配置されている。リーガルリサーチ&ライティング、法曹倫理が1年次生に必修科目として開講される。学生は、主として実務家教員から弁護士倫理を中心に、さまざまな資料をもとに、なぜ法曹に高度な倫理が求められるのか、法曹のあるべき姿とは何かを考える教育を受ける(5-1-3 及び法科大学院案内15頁)。基礎法学・隣接科目として配当されている司法制度論においても、近時の司法改革の目指すもの、その中での法曹の役割にくわえて、公害や環境訴訟において弁護士が果たしてきた役割が事例に即して講義されている。3年次生に配当されている臨床系科目では、エクスターンシップ、リーガルクリニック・を必修科目としており、受講に際しては守秘義務講座をはじめ、実際の法律

相談を担当することによって、法律家の使命、問題の解決にあたる専門家の責任、倫理等を身をもって修得することになる。担当教員からの直接の指導だけでなく、相談依頼者からの苦情や感謝が、受講生に対して法曹像を明確なものとさせ、学習意欲を喚起させている。

本法科大学院においては、カリキュラム上、各学年で法曹の使命や法曹倫理に関する科目が必修科目とされ、その内容も十分な水準にあると考えている。

また、これまで園部逸夫元最高裁判事、奥田昌道元最高裁判事、滝井繁男最高裁判事（当時）や弁護士を招いて講演会を実施し、学生に対して大きな課題に取り組む法曹の責任や姿を示し、刺激を与える場を設けている（8-2-2 参照）。

#### （４）法曹に求められる能力の養成

##### １）はじめに

本法科大学院においては、法曹に求められる能力を検討の上で包括的に取りまとめ、整理した文書を有しているわけではない。しかし、カリキュラムの設定、設置科目とその内容の確定、学年配当等々の議論の中で、法曹の養成機関としての法科大学院の授業としてふさわしいかといった議論の中で、養成すべき能力が確認されてきている（5-1-1、5-1-2、5-2-1、6-2-1 等参照）本法科大学院の特色を示す講義科目等の説明の中で、時としてそれが明示されているものの、たいていは、日弁連法務研究財団が「法科大学院評価基準 7-1-1 評価判定の視点（１）別紙」が掲げる内容と共通するものとして、いわば当然の前提とされているといえる。

本法科大学院が養成をめざす具体的な例として家事事件に強い法曹、及び国際取引にかかわって外国と交渉できる語学力とプレゼンテーション能力をもち、さらに国際人権も扱える法曹がある（法科大学院設置趣意書、HP における説明参照）。ここでは、それに特化した能力の養成が求められている（たとえば、「このころの問題」も扱える法曹。法科大学院案内 18 頁）が、一般的には日弁連法務研究財団の示す能力の養成が基本となるであろう。以下、各能力ごとに科目と内容について説明する。

##### ２）問題解決能力

これに関する科目としては、司法制度論、紛争解決と法、法の歴史、比較法などの基礎法学・隣接科目がある。法的解決の限界や歴史的観点からの分析、諸外国と比較した解決方法を示すことにより、多様な解決方法の存在とその比較を念頭において考える視点を提供している。法律基本科目においても、民事訴訟法等においては、さまざまな法的解決方法、当事者の自主的な紛争解決のあり方などを考えさせる。紛争解決の代表と位置づけられる訴訟が、どのような特徴を持ち、この解決による場合には、事実や証拠がどのような意味をもつことになるか、さらに要件事実と事実認定の科目で学習する内容が紛争解決手

続との関係でどのように位置づけられるかを意識させている。

また先端・展開科目では3つのプログラムに合計12の法務(パック科目)を開設している。これらの各法務においては、講義と演習がパックとして履修することが推奨されており、各法分野に応じて紛争解決の特性が示される(以下3)参照)。

### 3) 法的知識(基礎的法的知識・専門的法的知識・法情報調査)

本法科大学院においては、法曹養成の一般的要請だけでなく、専門法曹を養成するに足る段階的なカリキュラムを構築している。すなわち、法律基本科目、実務基礎科目及び基礎法学・隣接科目群を基礎として、専門性を身につけるプログラムパックとして先端・展開科目を位置づけ、ここに先端・企業法務プログラム、国際・公共法務プログラム及び生活・人権法務プログラムを置き、その中に合計12の各専門法務を配置して、これを履修することによって専門性を修得できるよう構想しているのである(法科大学院案内6頁、10頁以下参照)。そしてその履修のためのモデルも示している(法科大学院案内13頁)。ここでは学生がどのような分野で活躍する法曹を目指すのかを例示し、そのためにどのような能力を修得する必要があるかを示し、履修が望ましい科目を示している。

法の体系的、概念的な理解と実務的な運用の能力は、あいまって法科大学院における法学教育にとって大きな比重を占めている。法律基本科目の講義科目、演習科目のほか、個々の問題を解決する際の法律情報の収集方法を身につけることは同時並行的になされて、効果を発揮する。本法科大学院においては、1年次に法律基本科目の講義と並んでリーガルリサーチ&ライティングを必修科目としているのも、そうした趣旨からである。リーガルリサーチにおいては、コンピュータによる情報の収集をも含んでいる。本法科大学院は法学未修者と既修者をともに受け入れているので、リーガルリサーチ&ライティングについても、これを分けてクラス編成している。この講義では、ほぼ毎週課題が示され、添削がなされて返却されるなど、個人指導的な授業となっており、単に法律情報の収集技法を教授するだけでなく、実践的な内容の授業となっている(5-1-2,6-1-2参照、また法科大学院案内21頁)。

この能力は2年次生において要件事実と事実認定の講義で、民事訴訟における事実確定と証明責任との関係などを学習することによって証拠収集の必要性というより高度な内容と結びつくことになる。

### 4) 事実調査・事実認定能力

これに関連する科目としては、2年次生に配当されている要件事実と事実認定、法律基本科目の演習、実務基礎科目に位置づけられている公法、民法及び刑事法実務総合演習があるほか、民事訴訟法や刑事訴訟法においても経験則、

推定、事実認定など証拠法の基礎が扱われる。またエクスターンシップやリーガルクリニックにおいても、依頼者の話を聞き重要と思われる事実をセレクトし、整理する能力が養成される。演習では、長文の文章から法的問題を構成させる。立場の異なる者の言い分を併記した資料をもとに、どのような法的主張を考えるのか、それに応じてどのような事実が重要になるのか、どのような事実が不足していると判断するのか、あるいは法律要件から何が主要事実であり、何が間接事実になるかの検討などが試みられ、議論される。

本法科大学院においては、刑事・民事の模擬裁判そのものは正規の授業科目とはされていない（民事法実務総合演習や刑事法務演習の授業内容の一部をなしている）が、エクスターンシップやリーガルクリニック・という臨床科目を経験することで、事実調査・事実認定能力を十分に教授できると考えている。

#### 5) 法的分析・推論能力

ここでは、法律基本科目に関する知識があることを前提に、具体的な問題の法的分析をなしうる能力が問題とされている。講義科目においても、質疑応答によって簡単には分析能力を確かめることができるとはいえ、主要には演習科目（法律基本科目の演習、実務総合演習）がこの能力の養成の任務を負っているといえる。議論の諸前提、論理的な分析、概念の定義と適用場面の検討、先例との比較など法適用の基本と応用は、演習において繰り返し行われている。とりわけ、実務総合演習においては研究者教員と実務家教員の共同による教材作成と担当により（6-2-1 参照）この能力の養成が強く意識されている。理論的な面だけでなく、実務的な観点からの分析・推論能力の検証がなされている。そして、先端・展開科目における法務演習では専門分野につき、より詳細に問題の分析と説明が求められる。

#### 6) 法的議論・表現・説得能力

法律の解釈、そこから得られる帰結を相手方に示して説得するのは、法律家に要請される基本的な能力の1つである。法律基本科目の講義においても双方向型の授業方式が採用され、演習において問題の解決について報告し、他の参加者や教員の質問に対して応答する力を養成するのは、こうした能力の重要性を認識しているからである（6-1-2 における各科目の授業方法の説明参照）。演習における学生の報告は、事案のまとめ、問題の法的構成のいくつかの可能性の提示、それぞれの論拠と批判、判例との比較等々、報告者の理解力のみならず、整理能力、書面及び口頭での表現力、予期しない質問への対応能力など多面的な能力を試す絶好の機会でもある。分析の未熟さ、議論の浅さ、複雑な問題を分かりやすく説明する能力、質問を理解し対応する能力など、演習では文書による答案にはみられない多面的な能力を発見し、それを高める機会となっ

ている。本法科大学院において、多くの演習が学生の報告を中心に据えているのはこうした認識が前提になっている。

#### 7) 創造的・批判的検討能力

基礎法学・隣接科目に配置されている科目群、すなわち現代法理論、法の歴史、司法制度論、ジェンダーと法、公共政策、比較法、紛争解決と法、生命倫理と法、法と心理などの科目は、現代社会が直面するさまざまな問題に向き合い、またそれらを歴史の中で、諸外国との比較の中で考えさせる科目群である（5-1-2、6-1-2 参照）。さらに先端・展開科目に配置されている科目群は、法律基本科目の学習の上に専門的な法分野での先端的な問題にも触れ、解決の方策を考えることが期待されている。

現行法システムの抱える問題や解決の限界については、法律基本科目の個々の解釈問題でも当然に触れられる。演習科目では、まさに限界事例が扱われ、立法論や斬新な解釈論を含めて、その位置づけや新たな解決の試みも議論されることになる。

#### 8) コミュニケーション能力

口頭での議論、質問と回答、説明と説得及び反論、議論の整理能力を含むコミュニケーション能力は、講義および演習における双方向型での応答、演習科目における報告とそれに対する応答、臨床系科目とりわけリーガルクリニックにおける聞き取り、まとめ、アドバイスする等のやりとりのさまざまな局面で試され、養成されている。

リーガルクリニックを受講するに際して、応用人間科学研究科に置かれている「司法臨床」を受講させ、心理・教育相談センターとも提携している。また先端・展開科目の中に子供と人権、高齢化社会と法などの関連科目を置いているのは、幅広い知識を有しまた心理学の基礎を学習することによって相談依頼者の問題を理解し、当事者支援型のクリニックという目標を達成しようとするからである（6-2-1 参照）。

#### 9) 外国語運用能力

本法科大学院においては、専門性の1つとして、「国際取引にかかわって外国と交渉できる語学力とプレゼンテーション能力をもち、さらに国際人権も扱える法曹」を掲げている（上記（4）1）参照）。そこで、実務基礎科目として、法曹英語を配置し、先端・展開科目の共通科目として英米法、ヨーロッパ法、アジア法、外国法務演習を置き、さらに国際・公共法務プログラムに国際法、国際私法、国際民事訴訟法、国際人権法務・、国際人権法務演習を、また先端・企業法務プログラムに国際取引法務・、国際取引法務演習などを配置している。

本法科大学院は、アメリカン大学ロースクールとの間で交換協定を締結し、

同大学から毎年現役の教員が派遣され、本法科大学院において英米法の講義を担当する。この講義は英語で行われる。学生は、アメリカのロースクールでの授業がどのようなものかを身を以て体験することができる。さらにアメリカン大学ロースクールとの提携に基づき、夏期休暇期間中にワシントン DC で集中的な授業と実地研修を行う外国法務演習に参加することによって、国際性の涵養のみならず、将来国際的な舞台で活躍するための経験を積むことができる。また例年2月に本学で開催される京都セミナーにも法科大学院生は参加することができる。2007年2月実施のセミナーには、本法科大学院生17名が参加している（これらについて8-2-4参照）。このほか、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムの一環である「国際化スキーム」として、レクチャーシリーズが開催され、弁護士職の国際化等につき外国からのゲストを含めた講演が行われている（法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム2006年度報告集 第1巻96頁以下）。このようにして、真の国際性を身につけた地球市民法曹への途を提供している。

## 2 点検・評価

本法科大学院においては、地球市民法曹の養成を教育理念に掲げ、また具体的な姿としてたとえば、「こころの問題」を扱える法曹、また「国際取引にかかわって外国と交渉できる語学力とプレゼンテーション能力をもち、さらに国際人権も扱える法曹」をあげている。上に述べたように、これにふさわしい教育システムが構築され、教育内容もそれにふさわしいものである。また、その他の分野で活躍が期待される法曹に関しても、上記のように法曹に一般的に期待されるマインドとスキルの把握とそれを養成するための科目群の配置、系統的履修の保障や授業内容について問題はないと考えている。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

5-2-1に指摘したとおり、本法科大学院において養成しようとし、また特徴としている国際取引や国際人権を扱う科目の受講生が伸びていないという問題がある。外国法務演習にせよ、他の科目とは異なってそれなりの経済的負担を必要とするので、受講生を飛躍的に増加させることは困難かもしれないが、持続的に参加者を確保するよう努力を続けたい。

現在まで、本格的な模擬裁判は正規の講義科目として導入していないが、その教育効果については積極面も多いので、実施の可能性を追求したいと考える。

## 8 - 1 - 1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること

### 1 現状

本法科大学院の基本施設は、2006年9月に衣笠キャンパス西園寺記念館から現在の朱雀キャンパスに移転した。西園寺記念館は収容定員450名に対してやや手狭であったが、移転後は十分なスペースを確保できている。ここでは、移転後の施設について説明する。

以下に、施設の概況を表に示す。施設の概況については、「法科大学院案内」28頁以下を参照のこと。

区分	状況	備考
	2006年9月衣笠キャンパス西園寺記念館から朱雀キャンパス中川会館に移転。 全館無線LAN対応・全員にメールアドレス付与	
講義室	1室 110名収容 2室 70名収容	70名教室の1室はサテライト授業可能 教室・演習室は教卓にパソコン・AV機器装備、 プラズマディスプレイ装備
その他教室	模擬法廷教室1室 60名収容  ラウンド法廷1室 14名収容	法廷部分をもち、模擬裁判記録システム、プレゼンテーション機器を配備
演習室	6室 40名収容	可動機
情報演習室	1室 45名収容	パソコン50台設置・共用
マルチメディアルーム	1室 20名収容	院生用のオープンパソコンルーム。利用時間は下記の院生自習室と同じ・共用
リーガルクリニック施設	相談ブース2室、学生控室1室等	法科大学院専用施設
多目的室	1室(2室に分割可能)	共用・ガイダンス等にも利用可能
ホール	1室 450名収容	共用・ガイダンス・講演会等に利用可能
院生自習室	2室(322名収容、64名収容 合計 386名分)	利用時間は7:00-22:30(申請により24:00まで利用が可能) 休暇期間も利用可能 全員にキャレルデスクあり
グループ学習室	8室(各6名収容)	届出のうえ常時利用可能 その他院生専用給湯室
院生用印刷室	1室	パソコン3台、プリンタ4台、大型ホッチキス、 穴あけパンチ、ファイリング備品装備
ワーキングルーム	1室(約16名収容)	院生協議会(院生自治会)活動のため
ロッカールーム	2室	合計408名分可能(修了生も利用可能)
カフェテリア	座席数120	生協スペース共用

		生協営業時間帯以外も利用可能
コンビニエンスコーナー	書籍販売、学習消耗品、日用品、軽食 販売スペース・取次も可能	営業時間平日 8:30-20:00 土曜日 11:00-14:00 共用
ラウンジ	館内に3箇所	1階24席、4階32席、5階48席(共用)
学生面談室	2室	院生の個人面接のほか少人数指導にも利用可能
ライブラリー	1室	図書約25,000冊、データベース。座席309席 利用時間平日・土曜 9:00-22:00 日曜日 9:00-17:00 (共用)
教員研究室	38室	個人研究室・個室
教員研究室	2室(兼担教員用)	1室3名利用可能
教員共同利用室	1室	教員ミーティング、教員ラウンジとしても利用可 能、共用パソコン・コピー機配置
ITラボ	1室	マルチメディア教材の編集等
事務室	1室	プロフェッショナルスクール事務室内に法科大学 院事務施設配置 内部に研究科長室を置く
会議室		法科大学院優先利用は1室、その他の会議室も利 用可能
講師控室	1室	事務室内に配置
院生駐輪場・バイク置き場	2箇所	JR 高架下に駐輪場・キャンパス内にバイク置き 場を確保

## 2 点検評価

上に概観したように、現在の法科大学院の施設については、設計段階から学園本部に対して要望を提出し、施設課等と十分な打ち合わせを行い、可能な限り実現させてきたものであり、現時点で必要な改善点はみられない。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

現時点では、この評価項目に関しては改善計画はない。

## 8 - 1 - 2 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること

### 1 現状

#### (1) 図書館

本法科大学院は、いわゆる専門職大学院の一つとして、既存のキャンパスから独立して朱雀キャンパスに統合され、経営管理研究科（収容定員 280 名）とともに同一の建物内に施設を置いている（他に公務研究科（収容定員 120 名）も施設を置いている）。図書施設についても 3 研究科に共通のものとして設置されている（これを朱雀リサーチライブラリーと呼んでいるが、以下、たんに「ライブラリー」という。別紙「朱雀リサーチライブラリー案内」参照）。

ライブラリーは、地下 1 階に配置され、現在約 25,000 冊の図書・製本雑誌のほか、コンピュータを通じて LEXIS/NEXIS、現行法規、判例体系、法律判例文献情報、現行法令 Web システムのほか、図書館が運用する学術情報であるコアデータベース（その一部について「法科大学院案内」22 頁参照。これらのサービスは大学図書館・教員研究室、院生自習室のみならず自宅からもアクセスが可能である）及び CD-ROM、DVD 資料など（ライブラリー内の専用パソコンでスタンドアロンの利用）の利用が可能である。また衣笠図書館、修学館リサーチライブラリー、びわこ草津キャンパスのメディアセンター・ライブラリー、APU ライブラリーとの連携によって約 250 万冊以上の図書の利用も可能である。

法科大学院の発足によって、さしあたり 2002 年度に約 1,700 万円、2003 年度に 5,400 万円の予算を特別計上し、上記の図書を既存の図書とは別に確保した。発足後も大学より 2004 年度約 1000 万円、2005・2006 年度約 1,200 万円、2007 年度約 1,200 万円の購入資金の手当てを、2006 年 9 月の朱雀キャンパス移転準備では約 4,300 万円の予算を計上し、専門職大学院における学習を念頭において収書に努めてきた。

大学全体としては図書を重複して購入しないのが基本であるが、法科大学院では学習を優先し、教科書や注釈書等は必要に応じて複数購入し配架する方針をとっている。

座席数は 309 であり、十分な数であるといえる。

利用時間は、開講時（月曜から土曜日） 9:00～22:00 日曜日 10:00～17:00

祝日閉室（ただし授業日は開講時と同じ）

夏期・春期休暇中は、月曜から金曜日は 9:00～20:00、土曜日は 10:00～17:00 であり、日曜閉室である。

図書は、基本的にはライブラリー内で閲覧するものとされているが、利用当日に限っては館外への借り出しが3冊まで可能とされている。演習や講義に携帯する例が多い。

## (2) 法科大学院用データベース

TKC社と、TKC法律情報データベース(LEX/DB等)、有斐閣および日本評論社のデータベースの契約をしている。院生一人あたり情報料として年2万円を徴収している。教材として判決を示す場合にも、LEX/DBのデータベース番号を指示すること等によって、判決の参照や印刷、関連情報の検索の便宜をはかっている。その他のデータベースについても一方ではより拡充を期待する声もあるが、費用対効果の検討が不可欠であり、現在は必要最小限度の契約にとどまっている。

法科大学院生の利用できるデータベース・CD-ROM, DVD 資料の一覧		
法科大学院教育研究システム	大学図書館データベース	CD-ROM、DVD 資料
LEX/DB インターネット	CiNii	法律判例文献 CD-ROM
法学紀要データベース	OCLC First Search	現行法令 CD-ROM
速報重要判例データベース	Lexis/Nexis	最高裁判所判例解説
法令データ提供システム	現行法令 Web システム	判例タイムズ
法学資料データベース(リンク)	Japanknowledge	金融・商事判例
ローレビュー(リンク集)	判例体系・法律判例文献情報	旬刊・金融法務事情
Vpass 総合	和書コンテンツ	判例百選
Vpass 判例百選・重要判例解説	洋雑誌コンテンツデータベース	ジュリスト
Vpass 判例六法・小六法	日経テレコン	労働判例
Vpass 法学小辞典	日経 BP 記事検索	
法律時報		
学界回顧・判例回顧		
私法判例リマークス		
法律時報文献月報検索システム		
法学セミナーベストセレクション		

\* 大学図書館データベースは、法律に係る一部分のみを取り上げた。VPN 接続(申請による)すれば、全てのデータベースに接続が可能となる。この一部分については、法科大学院案内 22 頁参照。

\*\* CD-ROM, DVD 資料は、朱雀ライブラリー内で LAN 対応またはスタンドアロンのコンピュータで利用可能である。

## 2 点検評価

A

### 3 改善計画

購入図書を選定の権限は、図書館委員会の下におかれた法科大学院図書委員会にある。発注した図書の実際の購入手続等は、図書館の仕事となる。資料の購入を希望してから利用出来るようになるまで時間がかかりすぎるとの苦情が学生から寄せられており、今後更なるスピードアップが望まれる。

また、現在ライブラリーには業務委託の形態による 5 名のスタッフが配置されている（シフト勤務制をとる）。一般的な図書館業務という観点では問題を生じさせていないともいえる。しかし、本ライブラリーには、法律図書に関して専門的な能力をもつ司書が配置されていないので、専門職大学院のライブラリーとして院生に対する学習案内、必要文献の提示、必要情報の収集・提供という点から見れば不満が残されている。

## 8 - 2 - 1 学生が学習に集中できるよう支援する体制が備わっていること

### 1 現状

#### (1) 奨学金

本法科大学院が独自に提供する奨学金は、立命館大学法科大学院奨励奨学金として、A 奨学金と B 奨学金に分かたれる。その位置づけと実績は、次のとおりである。概要については、入試要項の別紙に、また法科大学院案内 31 頁にも示している。

##### 1) A 奨学金

入学試験成績によって決定されるもの

入学金を除く学費相当額を2年間にわたって給付する奨学金である（給付は、納付すべき学費に充当する方法でなされる）。法学未修者・既修者あわせて20名程度が、入学試験の結果によって選考される。

在学中の成績優秀者に与えられるもの

1年間の成績優秀者に対してA奨学金を給付するもので、若干名の枠を用意している。

##### 2) B 奨学金

入学試験成績によって決定されるもの

奨学金受給生の学費負担額が、入学金を除いて、国立大学法人法科大学院と同額になるように給付するものである。2年間にわたって給付される。法学未修者・既修者あわせて30名程度が、入学試験の成績により選考される（A奨学金給付対象者を除く）。

在学中の成績優秀者に与えられるもの

1年間の成績優秀者に対してB奨学金を給付するもので、若干名の枠を用意している。

#### 2006年度奨学金給付状況

	未修1年	未修2年	未修3年	既修1年	既修2年	総計
入試A奨学金	10	5		18	17	50
入試B奨学金	8	10		16	15	49
在校生A奨学金						0
在校生B奨学金			3		4	7
合計	18	15	3	34	36	106

#### 2007年度奨学金給付状況

	未修1年	未修2年	未修3年	既修1年	既修2年	総計
入試A奨学金	4	10		10	18	42
入試B奨学金	11	8		19	16	54

在校生 A 奨学金			1			1
在校生 B 奨学金		1	4		2	7
合計	15	19	5	29	36	104

これに要する費用は、2007 年度においては、A 奨学金が 5,480 万円、B 奨学金が 2,870 万円であり、総計 8,350 万円となる。人数で見ても、実際に A、B いずれかの奨学金を得ているものは在学生のうち約 3 割に達する。他の法科大学院に比しても、本法科大学院が独自に給付する奨学金の規模はかなり大きいといえる。

## 2) 金融機関との提携ローン

本法科大学院は、指定金融機関と提携した学費ローンの仕組みを有している。しかし、本法科大学院において格別の手続をとるものではない。

## 3) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

募集・選考手続をプロフェッショナルスクール事務室で行い、選考については学生委員会および教授会で行っている。応募および採択の状況は次のとおりである。

### < 過年度法務研究科日本学生支援機構奨学金採用数 >

		1年生	2年生	3年生	合計
2004	第一種	38	-	-	38
	第二種	41	-	-	41
2005	第一種	54	52	-	106
	第二種	25	48	-	73
2006	第一種	52	56	13	121
	第二種	36	27	15	78

## (2) 障害者への支援

入学案内において、「身体に障害のある場合の受験について」との記事を掲載し、受験前に具体的に相談に応じるようにしている。現在車イス利用の学生が 1 名在籍している。教室や自習室のドアが引き戸ではないが、本人による確認によっても特に障害にはなっていない。

その他育児、介護等と学習との両立を図るための特別の仕組みは準備していない。

## (3) ハラスメント相談

本学では、2007 年 7 月より従前のセクシャルハラスメント防止委員会から、ハラスメント防止委員会へと組織変更された（別紙資料「立命館大学ハラスメ

ント相談のてびき」参照)。朱雀キャンパスにも相談員が配置されている。人間関係や健康、精神面で問題がある場合には、以下 8-2-3 で述べるように、学生委員会やクラス担任をはじめ、学生サポートルームで専門家によるカウンセリングを受けることができる。

## 2 点検・評価

本学においては、過去に学生寮を有していた時機もあるが、学生に対する経済支援としての寮は廃止することを決定し、以後は奨学金を中心とした経済支援を行っている。法科大学院の経済支援もその延長線上に位置づけられる。上にみたように、本学独自の奨学金の規模は大きく、他の法科大学院に比してひけをとらないと自負している。また障害者が入学する際には、実際に施設を見学したうえ、希望を聞き最大限これに応じてきている。現在は車イス利用の学生が1名在籍するだけであるが、学部や他の研究科においては過去にさまざまな障害学生を受け入れてきた実績とノウハウが蓄積されている。

セクハラ等の相談については、別紙のてびきが学内の各所に備え置かれ、大学 HP 上でネットを利用して相談が可能となっている。セクハラのみならずアカハラにも迅速に対応できる条件が整えられている。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

朱雀キャンパスには、1階部分に生活協同組合がカフェテリア施設を有し、昼及び夕刻に食事を提供している。また7階部分では民間のレストランが経営をしている。法科大学院の院生は、学校に滞留する時間が長く1日2～3食を大学またはその近辺でとることになり、経済的負担も大きくなる。西園寺記念館から朱雀に移転する際に、大学が安価に食事を提供できる仕組みを構築することが、院生との間でも最大の懸案事項であった。そのような経過で1階カフェテリアが実現したのであるが、メニューの多様化に対する希望など、なお残されている問題がある。

## 8 - 2 - 2 学生が学習方法や進路選択につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること

### 1 現状

学生が学習や生活面で教員のアドバイスを受けられる制度としては、入学前および入学時のガイダンス、オリエンテーション、クラス担任による個別面接（年1回・春に実施）、成績不良者に対する面談（年1回・秋に実施）がある。5-2-1で述べたように、専任教員による各科目ごとのカリキュラムアドバイザー制度を設けたが、受講登録時のオリエンテーション期間中の活動が期待されたものの、大きな効果をあげることができていない。

個々の専任教員は、全員がオフィスアワーを設定している（その状況については別紙参照）。多くは出講日にあわせて1コマを設定し、予めメール等で予約することを求めている。實際上、個別相談型のオフィスアワーの利用は活発だとはいえない。しかし、授業後の質問や相談で、30分以上かかることは珍しくない。とくに未修者用の講義を担当する者が授業後の時間をオフィスアワーにあて授業に対する質問会的に運営している場合がある。また、自主ゼミ等により自習しているグループが、テーマに関係する教員の個別の指導を求めてくることは多くみられる。開講時のみならず夏季・春季の休暇中にも少なくない。理論的な対立点についての解説のほか、書き直したレポートや試験答案の添削に及ぶこともまれではない。オフィスアワーの利用方法に関しては各担当教員の自主的判断に任せ、全体としての集約はしていない。

進路選択、将来構想に関する相談・アドバイスについては、学生担当副研究科長を中心としてクラス担任教員や事務室職員が学生からの質問を随時受け付けている。オフィスアワー等を利用して、学生が個別に教員に相談をしていることもしばしばある。今のところこうした進路指導相談の依頼は学習相談に比べ少ないが、今後はこうした進路指導相談の需要が増えるものと思われる。

また、学生が、法律論への関心や理解を深め、あるいは、実務に関する知識や自覚を促し、法曹としての資質を高め、また、その進路選択にも役立つことを目的として、2005年度は、諸石光熙（住友化学常務取締役）、奥田昌道（元最高裁判所判事）、2006年度は、園部逸夫（元最高裁判所判事）、中山研一（京都大学名誉教授）、滝井繁男（最高裁判所判事・弁護士）、奥平康弘（東京大学名誉教授）、野村修也（中央大学法科大学院教授）、2007年度は、伊原友己（京都弁護士会）など実務家や研究者の学術講演会を開催している。

### 2 点検・評価

各種の相談体制については、ほぼ満足すべき状況にあるといえよう。もっと

も休学や退学に関する相談のほか、学生からの積極的な相談件数はさほど多くはない。学生の学習・生活状況に関しては、各種のアンケートによって徐々にその実態を明らかにしている段階である。クラス担任による学習等の相談に際して、教授会側で準備したアンケートに記入させた上で面談させるなどにより、より突っ込んだ学習実態の把握に努めている。

### 3 自己評定

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

学生の進路選択・将来構想等に関して、現職の法曹などの講演会を開催してはいる。しかし、個別の相談会などが日常的に実施されていないので、取り組みを強化していく必要がある。学生が現職のさまざまな法曹と出会い、話を聞く機会が設けられていることは、専門職大学院として相応しいからである。

### 4 改善計画

本法科大学院設立準備段階から、個々の学生の学習・生活状況を詳細に取りまとめた学生カルテの必要性について議論されていた。しかし実際には、事務室に配置される職員数にも限りがあり、必要性についての認識はもちながら実践することができなかつた。2007年度にいたってようやく、事務体制が拡充され学生カルテの作成ができつつある。今後はこれを基本情報としながら、学生の学習・進路選択の相談、アドバイスを強化していくこととしたい。

また平成19年度文部科学省「法科大学院における教育方法・内容の開発・充実」選定において採択された「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」(幹事校・明治大学)において、法科大学院の教育目的の達成のため、法科大学院在学学生と修了生にウェブを通じキャリアプランニングの支援を行い、法曹・法務関係の求人・求職情報のデータベース化、就職支援を行うことを具体化する。

### 8 - 2 - 3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること

#### 1 現状

法科大学院のある朱雀キャンパス内に学生部が所轄する学生サポートルームが設置され、週2日間、専門のカウンセラーが来訪して希望者のカウンセリングを実施している。掲示等によって学生に周知されている。朱雀キャンパスに移転後のその利用実態は次の表のとおりである。

法科大学院生の学生サポートルーム来訪者数

	来訪者	新規来訪者
2006年9月	2	2
10月	3	2
11月	7	2
12月	9	1
2007年1月	5	0
2月	2	0
3月	3	0
4月	10	2
5月	6	0
6月	5	1
7月	3	0
合計	55	10

教授会においても、学生の精神面の相談・カウンセリングの重要性については強く認識している。しかし、法科大学院の教員がその専門的知識を有していないことから、教授会終了後に上記学生サポートルームのカウンセラーらを招いて講習会や意見交換会を実施している。クラス担任、学生委員会の教員は、学生面談や成績不良者面接等で問題の兆候があると感じるときは、学生担当副研究科長に伝えるようにしている。

#### 2 点検・評価

本法科大学院は、1学年の定員が150名と中規模であるから、小規模の法科大学院に比べると個々の学生の学習・生活面を具体的に把握するには限界があるともいえる。しかし、教員は、日常的な授業への出席状況や受講態度あるいは課題に対する解答状況等を観察して、学生がどのような問題を抱えているかについて把握するように努めている。必要に応じて、非公式にも学生担当副研

究科長を交えた意見の交換が行われており、情報の集積に努めている。こうした点で、学生の状況に関する認識・経験が教員及び職員の間で共有化されているといえる。

### 3 自己評価

#### (1) 結論

A

#### (2) 理由

本研究科における学生のカウンセリング体制は、充実しており、学生は必要に応じて適切な精神面のカウンセリングを受けることができる状況になっていると評価できる。

### 4 改善の計画

現時点では考えていない。

## 8 - 2 - 4 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること

### 1 現状

国際性の涵養、国際的な観点からわが国の法制度を相対化して検討することのできる科目として、実務基礎科目の中に法曹英語を置き、先端・展開科目の中に展開共通科目として、英米法、ヨーロッパ法、アジア法、外国法務演習を開設している。また、先端・展開科目において、国際・公共法務プログラムに国際人権法務、先端・企業法務プログラムに国際取引法務をそれぞれバック科目として開設しているほか、国際法、国際私法、国際民事訴訟法を置いている。英米法は、米国ワシントン DC にあるアメリカン大学ロー・スクール( Washington College of Law ) から毎年、派遣される現役教授が担当している。

外国法務演習では、アメリカン大学ロースクールとの提携に基づき、夏期休暇期間中にワシントン DC で集中的な授業と実地研修を行う。本学において事前研修を受けた後、2週間にわたり、同大学で講義、演習に参加するほか、連邦議会、連邦最高裁判所等の連邦裁判所、州裁判所、連邦・州行政機関、ローファーム(大規模法律事務所)等の見学が組み込まれている(2006年講義概要12頁、法科大学案内18頁及びHPにはそのプログラムが紹介されている)。この外国法務演習受講者には、「地球市民法曹」の養成という本法科大学院の理念に基づき、受講者の経済的負担を軽減するため1名あたり15万円の奨学金を給付している。

法科大学院等形成支援プログラム「国際貢献型地球市民法曹養成プログラム」のセミナーとして、例年2月には外国の法科大学院生や現職の法曹が参加する「京都セミナー」が開催され、本学法科大学院生もこれに参加することができる。2006年度の京都セミナーは、2007年2月5日から9日まで朱雀キャンパスで開催された。海外からの参加者22名、本法科大学院生17名等が参加した。授業は全て英語で行われ、7つのテーマについて内外9名の教員が講義を行った。その詳細はHPで紹介されている。

### 2 点検・評価

科目の開設・配当および科目の内容については、特に問題はみられない。法曹英語では外国法曹がゲストスピーカーとして招かれることもあるなど、国際性の涵養に配慮した機会・取り組みには問題がないと思われる。しかし、受講生の数は多いとはいえないのが現状である。外国法務演習の参加者が2005年度には11名であったが、2007年度においては6名にとどまっている。必修科目が多いことや年間の登録単位制限が厳しいこと、司法試験受験を控えた時機に2

週間外国での講義を受講することが受講生にとって厳しいものとなっていること、などの要因が考えられる。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

上に述べたように、国際性の涵養の機会・環境及び取組みには特に問題がないと判断している。しかし参加者数には問題が残されているといわざるをえない。参加者に対する経済的支援の強化をはじめ改善を要する事項が残されている。既に、外国法務演習の受講の阻害要因を除去するために、外国法務演習を4単位科目から外国法務演習 ・ 各2単位に分割し（講義内容を変えないため、外国法務演習 を外国法務演習 の履修前提科目としている）配当期にも配慮し、受講登録をしやすくするためのカリキュラム改革を行った。また、受講登録単位制限に関して、特則を設けることも検討している。

## 8 - 3 - 1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること

### 1 現状

#### (1) 法律基本科目

法科大学院において開設している各科目の受講生数は、別紙「2007年度 立命館大学法科大学院履修者数一覧」のとおりである。今年度および過去3年分の登録者数が示されている。2007年度後期に開講される科目については、前期試験の結果次第によって登録辞退が発生するので、表では「速報値」とされている。

法律基本科目のうち1年次の講義科目は1クラスの開講、2年次の講義科目は3クラスの開講で、それぞれ50名を基準としている。未修者の入学定員も50名としているところ、2006年度まではほとんどの科目で50名以下であった。2007年度については、未修者の入学者数が54名になったため、50名を越えたが、60名は越えていない。既修者の入学者より登録者数が多いのは、これらの科目で昨年度の不合格者等が登録した結果である。

法律基本科目のうち、演習科目は、すべて5クラス開講している。1学年150名であるので、1クラス平均30名を基準としている。別紙一覧表によればクラスごとに若干の差異があるが、これは展開・先端科目の開講時間と重複する場合に、クラス変更を認めている結果である。

#### (2) 実務基礎科目

この科目のうち必修科目については、3クラスないし5クラスの開講として、可能な限り少人数で受講することを保障している。そのため、リーガルリサーチ&ライティングはクラス平均25名、法曹倫理および要件事実と事実認定はクラス平均50名、公法・刑事・民事のそれぞれの実務総合演習は平均30名のクラス規模を維持している。

#### (3) 先端・展開科目

ここでは、系統的な学習のためパック履修を推奨しているが、法務プログラム(パック科目)ごとの履修登録者数に差異が見られる。また登録者が80名を越えた場合にはクラス分割をすることを原則としている。2007年度前期において、司法制度論が当初登録124名となり、分割を実施した。分割後も1つのクラスが97名となったが、分割後の時間割との関係で限界があったためである。家事法務も同様である。

### 2 点検・評価

この項目における評価対象である法律基本科目については、1つの授業を受講する学生数は適正であると評価している。たしかに、2007年度において未修

者の入学者数が定員を若干上回ったため 50 人を越えているが、是正を必要とする 60 名は越えていない。

入学許可者が実際にどれだけ入学するかの見通しは大変難しいが、過去 3 年間は入学定員を守ってきた。来年度以降も、定員管理を厳正に行うことによって、受講生数の適正化も図れるはずである。

### 3 自己評定 合

### 4 改善計画

法律基本科目および実務基礎科目については、当面変更を要する事項はないと考えている。先端・展開科目についての適正な受講生規模の確保については、履修登録時における丁寧な説明、受講生の少ない科目の積極的なガイダンス等によって、科目間のバランスが可能な限り維持されるよう努める。

## 8 - 3 - 2 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと

### 1 現状

05年度			06年度			07年度		
入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A
150	148	0.99	150	145	0.97	150	148	0.99

2005年度、2006年度及び2007年度の入学者はそれぞれ上記の表の通りであり、その平均は147名となる。入学定員に対する比率は3年度分を平均すると、0.98である。

### 2 点検・評価

この3年間を通じて、入学者数はいずれも入学定員をわずかに下回っているが、3パーセント以内である。入学者数と入学定員とのバランスは良好であるといえる。

### 3 自己評価 合

### 4 改善の計画

入学試験の合格者数の発表に際して、周到かつ慎重な分析を行っている結果が上記の数値となっている。現時点では改善を必要とする点はみられない。

### 8 - 3 - 3 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと

#### 1 現状

2007年度における収容定員及び在籍者数を表によって示すと次のとおりである。

	07年度					
	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
2007年度入学	150	148	0.99	0	2	
2006年度入学	150	145	0.97	0	4	
2005年度入学	150	54	0.36	4	3	3
2004年度入学	-	4	-	-	3	
合計	450	351	0.78	4	12	

\* 在籍者数には休学者数を含む。

\*\* 退学者数には除籍者数を含めている。

#### 2 点検・評価

上の表から見られるように、2007年度の在籍者数は351名である。収容定員450名に対する比率では、0.78となる。入学時の既修者枠100名、未修者枠50名ということからみても、きわめて良好な数値となっているといえる。

#### 3 自己評定

合

#### 4 改善計画

現時点では改善を必要とする事項は認められない。

## 9 - 1 - 1 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること

### 1 現状

#### (1) 成績評価基準の設定と考え方

本法科大学院における成績評価については、履修要項において次のように示している。すなわち、

成績評価の基準

成績は次の基準により評価します。

A+：所期の目的をほとんど完全に、もしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めたもの（100点法では90点以上に対応）

A：若干不十分な点があるが、所期の目的をほぼ達成したもの（80～89点に対応）

B：不十分な点が目につくが、所期の目的に照らして妥当な成績を修めたもの（70～79点に対応）

C：相当の欠点があるが、最低限の目標を満たしているもの（60～69点に対応）

F：単位を与えるには、さらに学習が必要なもの（不合格。60点未満）

上記のように、成績評価は、A+、A、B、C（以上までが合格、当該科目の単位を取得）、F（不合格）の5段階評価で行う。合否（CとFと区別）を含め成績評価は当該科目の到達目標に照らしての絶対評価による。各評価の比率は定めていない。

また、臨床系の科目であるエクスターンシップ、リーガルクリニックについては、合否による認定を行う。

この成績評価基準については、履修要項で示しているほか、次に述べるGPA制度、進級要件にも密接に関係するため、ガイダンスにおいても繰り返し周知徹底させている。

#### (2) 成績評価の対象と方法

成績評価の対象と方法は、当該科目が講義系科目か演習系科目か等によって獲得目標に差があるため異なってくる。この点につき、教授会として一律の方式を確認しているわけではないが、担当者会議で調整され、また教授会の議題とし、あるいはFD委員会主催の研修会（FDフォーラム）のテーマとするなど、成績評価の対象と方法については、さまざまな機会に議論されてきた。LET及び履修要項から2006年度の主要な科目について概観すると、次のようにまとめられよう（別紙「2006年度法律基本科目・実務基礎科目の成績評価方法」参照）。

各科目で成績評価の対象とすべき資料は、定期試験または最終講義日試験、

試験に代わるレポートのほか、中間試験、日常的に提出されるレポート、平常点などの組み合わせである（平常点の中にレポートが含まれている場合もある）。その比重の置き方は、同じ講義科目であってもかなりの差がある。おおむね 60 ないし 80% が期末試験に割り当てられ、日常点やレポートに 40 ないし 20% が割り当てられている。講義系の科目のうち定期試験で 100% としたのは民法・刑法の 3 科目であった。逆に定期試験を実施しなかった（最終講義日試験とした）ものも 1 科目（民事訴訟法 HC）あった。

複数クラスを複数の教員が担当する場合には、成績評価の対象、資料はほぼ一致しているが、民事訴訟法、リーガルリサーチ&ライティングではクラス間に差がみられる。

演習系の科目では、定期試験の比率は 40 ないし 60% で、レポートないし日常点の占める比率が高く設定されている。実務基礎科目のうち、公法・刑事法及び民事法の各実務総合演習については、その担当体制、授業の運営方法の差異がある（6-1-1 の項目 1（2）参照）ところから、成績評価の方法についても違いを生じさせている。学生に対しては毎年度、授業に先立って科目の位置づけ、授業の進め方に加えて成績評価の方法についても説明している。

### （3）GPA 制度・再試験制度

本法科大学院においては修了者の認定に際して、法律基本科目の半分以上の成績が B 以上であること、修了に必要な単位数の GPA が 2.5 以上であることを必要としている（法科大学院履修規程細則 3 条）。上記の成績評価の A+ に 5 点、A に 4 点、B に 3 点、C に 2 点が与えられ、所定の方式で計算される。

本法科大学院においては再試験制度を導入している。その趣旨は 9-1-2 で述べるとおり、必修科目である法律基本科目、実務基礎科目について不合格になった場合、あるいは所定の GPA を維持できなくなる場合に、たまたま期末試験で実力を発揮できなかった場合もあることから、一定期間の学習をさせて再度成績評価を受ける機会を与えることにある（法科大学院履修規程細則 4 条参照）。

## 2 点検・評価

上記のように、成績評価の基準についてはこれを定め、また事前に学生に対しても開示し、オリエンテーションや授業の開始時に周知している。また単に合格するだけは法科大学院における修了認定には足りないことについても同様に基準を定め、学生に開示している。

なお、各科目の成績評価基準を具体的にみれば、科目ごとに差異が見られ、また具体的にどのような能力をどのように評価するかという点について、シラバスや履修要項からは明瞭に示されていないという問題が残されているといえる。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

本法科大学院においては、刑事訴訟法および実務総合演習において、2007年度よりグレード制を導入した。履修前提制から事前に履修しておかなければならない科目の成績評価を基準にクラス編成をおこない、授業の運営や進行について配慮し、より適切な指導を実現するためである。各科目における具体的な到達目標をシラバスや講義概要において提示し、学生の日常的な学習に目安を提供する努力は、今後もいっそう必要となると認識している。そのためには、養成すべき能力、到達度等につき、科目ごとないしは分野別のFD活動の中で議論を積み上げ、その成果をFD委員会、教務委員会で集約し全体としての方針を、法科大学院において教育に携わる教員全体の共通の認識に高めていく必要がある。

## 9 - 1 - 2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること

### 1 現状

(1) 9-1-1 に述べたように、成績評価は予めシラバスや講義概要に示された評価基準に従ってなされる。そこで、以下試験の執行、評価結果について現状を示すこととする。

#### 1) 試験の執行

法律基本科目、実務基礎科目については、15回の講義が修了した後定期試験実施期間に試験を実施する。試験の日程は、ほぼ1ヶ月前に学生に示される。展開・先端科目等は講義最終回に試験を実施するのを通例とする。試験時間は、標準は90分である。民事法実務総合演習のように、出題範囲として民法・商法及び民事訴訟法を含むものについては、180分試験が実施される。また4単位の科目については120分試験がなされているものもある。

同一科目で、複数の教員が担当する科目については、試験問題も事前に協議され統一問題として出題されるのを通例とする。採点基準を予め協議したうえ、採点は各自でなされる。しかし民事法実務総合演習などでは、担当者全員が共同で採点を行っている(1枚の答案を複数で採点する)。

#### 2) 成績評価の実際

9-1-1 に述べたように、本法科大学院は絶対評価を採用し、合格者についても相対評価を採用していない。それゆえ、A+、A、B、Cのそれぞれの比率についても教授会で一定の枠を設定していない。その結果は、別紙「2006年度前期成績分布」「2006年度後期全科目成績分布(クラス別)教授会用」のとおりである。以下これにもとづき、若干のコメントを付す。

この表に現れた数値は、いくつかの判定資料の総合評価の結果であり、さらには再試験を経たものであるから、そのもとになっている資料と合わせて検討するべきであろう。ここでは、同一科目で複数担当の場合の成績評価についてみておくことにする。法律基本科目の講義科目で複数名で担当する科目としては、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法及び行政救済法がある(未修者と既修者の双方を対象とする科目である)。担当者間で共通のテキスト、講義の進め方、成績評価についても打ちあわせており、しかも試験問題も統一のはずであるが、民事訴訟法では1クラスが最終講義日に試験を実施し、試験問題も異なっている。刑事訴訟法ではクラスごとに成績評価結果に顕著な差異が見られる。行政法及び行政救済法については、ほぼ各クラスの評価が一致しており、担当者間での協議の成果が示されていると評価しうる。

別添の成績評価一覧表から見る限り、若干の科目では担当者間で各科目の到達目標、日常点の評価ポイントとしてのミニテスト、レポートあるいは講義中

の応答、定期試験の難易度、解答に際しての評価ポイント等々について、考え方が統一されているとはいえないであろう。同一科目で複数のクラスが開講され複数の担当で実施される科目について、担当者ごとに独自の考えをもち、十分に突き合わせられ調整された結果とはいいがたいと思われる。これを担当者の個性または科目の性質ということに解消してしまえば、厳格な、または透明性のある成績評価への改善はおぼつかないと思われる。ここではまさに事前に示されている成績評価基準の具体的適用が問題となる。9-1-1の改善計画において述べたように、養成すべき能力、到達度とその検証手段等につき、科目ごとないしは分野別のFD活動の中で議論を積み上げていく必要がある。

次に演習系の科目についてみてみよう。教材の統一、授業運営及び成績評価基準について担当者間で事前に打ち合わせがなされている科目である。民法演習は、全体としては各クラスごとに大きなばらつきは見られないといえる。しかしAB評価だけでほぼ90%を占めている。商法演習は、各クラスで評価にバラツキが目立ち、しかもAB評価は34%にとどまっている。後期開講科目であった憲法演習、刑法演習、民事訴訟法演習及び刑事訴訟法演習でも各クラスごとに評価分布のバラツキがみられる。同一人が担当する場合のクラスの差異は、クラスの学生の力の差という説明も可能であろうが、評価すべき事項や比重について担当者間でなお協議をなすべき問題点があることを示している。

基礎法学・隣接科目および先端・展開科目の成績評価では、C評価の比率が低くなるという傾向がある。

なお、講義科目および演習科目とも単位認定のためには、3分の2以上の出席を必要とする。出席管理については、法律基本科目では座席指定制をとり、簡単に確認できるようにしている。この要件を満たさない場合には、再試験も受験できない。もっとも、出席が満たされている場合にこれを日常点評価にどのように組み込むかについては、担当者間でも意見の差異がある。

成績評価結果については、教務委員会で集約し検討を加えた上で教授会に報告される。成績分布について他の科目に比べてA+やFが多い科目については、その理由について教学担当副研究科長（教務委員会委員長）が担当者にヒアリングを実施して、妥当な評価であるかどうかを確認し、教授会に報告している。成績分布については、学生にも公表している。

## （2）成績発表と「解説・講評」

本法科大学院においては、定期試験については、そのコピーが学生に返却される（採点前のもの）。これは学生が、次に述べる「解説・講評」の際に利用し、また学生同士で答案構成について検討するために利用される。

法律基本科目はもちろんのこと、その他の科目についても中間試験や期末試験については、詳細な「解説・講評」が示される（別紙として参考例を掲げて

いる)。場合によっては、希望者を集めた講義がなされることもある。これによって学生は、当該の試験のポイント、採点基準等を知ることができる。

### (3) 再試験制度

本法科大学院においては、再試験制度を採用している。必修科目である法律基本科目では、履修前提制を採用しているため、翌年度演習を履修するには講義科目をすべて履修済みでなければならないなどの厳しい要件があること、また、修了のためには法律基本科目の半数が B 以上でなければならない、さらに、GPA で 2.5 以上を確保しなければならないことから、期末試験で CF 評価を得た場合に一定期間の学習をさせたうえで再試験を受験する機会を与えるものである。

再試験の対象となる科目は、法律基本科目、実務基礎科目で定期試験を実施した科目に限られる。また成績評価が C または F を得た者であり、出席要件(3分の2以上の出席)が足りないで単位を認定されなかった者は再試験の受験資格がない。再試験の場合の成績評価は BCF のいずれかである(C 評価であった者が再試験の結果 F 評価になることもある)。

再試験の受験者数とその結果は、2006 年度の前・後期について、次の表のとおりである。

2006 年度前期						2006 年度後期					
		再試験後成績						再試験後成績			
		B	C	F	合計			B	C	F	合計
再試験前 成績	C	38	104		142	再試験前 成績	C	37	104		141
	F	24	65	9	98		F	37	86	29	152
合計		62	169	9		合計		74	190	29	

## 2 点検・評価

成績評価については、法科大学院設立準備段階から教員の間で繰り返し議論が続けられてきた。その結果、絶対評価の考え方に立脚すること、法科大学院設立の趣旨から日常点評価も重視すること、成績評価結果は教授会でも議論の対象とすること、また学生に対しても公表すること等を申し合わせてきた。それによって成績評価も厳密にかつ透明性を確保しつつ実施されていると評価している。

しかしながら、成績評価結果を一覧表にして概観したとき、成績評価基準の適用に際して担当者ごとに異なる水準、評価点がなお維持されているのではな

いかを疑わせる結果となっている。成績評価のあり方については、他大学や法科大学院協会の主催するシンポジウムにも教員を派遣するなどして種々の情報収集にも努めてきたが、なお改善を要する点が残されている。

### 3 自己評定 合

### 4 改善計画

成績評価基準のありかた、実践については、さらに議論を積み重ね共通認識をえることが重要である。共同で担当する科目以外でも、試験問題については同種の科目を担当する教員によるチェックや検討の機会を設けて、水準の共通化を図ることも重要な課題である。具体的には問題、出題の意図、評価ポイント等を教務委員会に提出し、そこで点検する仕組みの導入が考えられる。

さらに、これまで話題に上りながら未解決の事項として、答案用紙の匿名化がある。現在使用している答案用紙では受験者の氏名が隠されていない。匿名化が採点の客観化のためにも必要であるという指摘があるので、その実現の方策についても検討を開始する。

### 9 - 1 - 3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること

#### 1 現状

本法科大学院においては、再試験制度を導入しているため、期末試験の結果は、まず再試験科目について、次いで全科目について発表される。再試験後、全員について成績発表が行われる。期末試験が終了し、採点が完了した段階で、担当者に対しては試験問題につき、出題の意図、解答のポイント、採点基準および講評をとりまとめた文書を提出するよう求めている。法律基本科目については全員がこれを提出している（文書で配布したり、LET 上で公開する）。また答案用紙のコピーが受講生に返却されているので、学生はこの両者により自己の成績評価を客観的に知ることができる。

成績発表後、成績評価に疑問をもつ学生は、担当者に直接質問することができる。ほとんどの疑問はこれで解消している。

なお疑問がある場合には、学生は成績異議申立の手続をとることができる。教授会でその規程を定め、ガイダンスで学生に周知している。

2006 年度前期については 4 件、後期には 4 件の成績評価異議申立があったが、いずれも変更には至っていない（なお、9-2-3 参照）。

#### 2 点検・評価

成績異議申立制度は学生に十分に周知されている。

異議が出された後の手続も適正であると評価できる。

#### 3 自己評定

A

#### 4 改善計画

成績異議申立制度自体については、現時点では改善の予定はない。

他方で、試験講評の実施については、その方式を含め FD 委員会でも取り上げてみるべきであろう。

## 9 - 2 - 1 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること

### 1 現状

本法科大学院における修了認定基準は、「法科大学院履修規程細則」において定められている。これは履修要項にも示され、オリエンテーションにおいても説明しているため、学生の間でも周知徹底されている。

修了認定は、修了認定委員（炊いては教務委員会委員が兼任）が成績コンピュータデータによりながら点検し、その結果を法科大学院教授会に提案して審議し、議決している。

法科大学院履修規程細則は次のように定める。

#### （修了認定）

第2条 法科大学院における修了認定は、法科大学院学則および法科大学院履修規程に定めるところの所定の修業年限を経て、必要な単位を得た者に対して行う。

#### （修了認定の要件）

第3条 法科大学院教授会は、修了に必要な単位を修得した者のうち、次のすべての要件を備えた者を修了者として認定する。

(1)法律基本科目のうち、N認定をされたものを除く科目数の半分以上の成績が、B以上であること

(2)修了に必要な単位数のGPAが2.5以上であること。

### 2 点検・評価

修了認定の基準は、上記のように客観的かつ一義的であり、また修了認定の体制・手続ともに適正である。以下9-2-3において述べるように、修了認定に対する異議申立制度も設けている。学生は、最低限度の成績評価であるCでも得て単位を修得すれば修了できるとは認識していない。より高い能力を養成しなければ修了できないとの認識が学生の中にも定着している。

### 3 自己評定

A

### 4 改善計画

現時点では、予定していない。

## 9 - 2 - 2 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること

### 1 現状

9-2-1において述べたように、修了認定の手続は、教授会において修了認定委員を選任し（たいていは教務委員会委員が兼任）、これらの委員が各修了生のコンピュータデータを点検して確認し、その結果を教授会に報告して審議する。きわめて客観的かつ一義的な修了認定基準であり、また複数の委員によって確認されるため、その手続はきわめて適切に実施されている。

2006年度後期の修了見込者数・修了認定者数は次の表のとおりである。

既修・未修	合格	否	総計	合格率	否率
既修	91	3	94	96.81%	3.19%
未修	37	4	41	90.24%	9.76%
総計	128	7	135	94.81%	5.19%

その結果 135 名修了見込であったが修了認定されなかった者は、いずれも最終学年後期の成績評価において、1つまたは複数の科目でF評価となったため、修了に必要な単位数に不足したものである。

### 2 点検・評価

過年度の修了認定はすべて所定の手続に従って適切に実施されている。なお、9-2-3の説明をも参照されたい。

### 3 自己評定

合

### 4 改善計画

この評価項目に関しては、現時点では改善を要する点は見あたらない。

### 9 - 2 - 3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること

#### 1 現状

成績評価に対する異議申立制度を設けた際、同時に修了認定に対する異議申立制度を設けた。履修要項にも指摘してあるほか、オリエンテーションやガイダンスでも学生に周知をしている。

その内容については、修了認定異議申立制度内規に定めたとおりである。

なお、この点について 2005 年度自己評価報告書は次のように記述している。

「4名の学生から異議申立がなされ、初めての制度適用であったので受付をした。制度趣旨に適合しない理由ではあったが、検討委員2名を任命し、担当教員から成績評価資料の提供を求め、成績評価過程と評価結果について確認したうえで、成績変更なしとの報告を得て、さらに教務委員会で審議の結果、回答文書を作成し、翌日配達証明郵便で郵送した。」

2006年度も同様の処理をしている。

#### 2 点検・評価

上記のように修了認定に対する異議申立制度が完備されており、適切に実施されている。ただ、成績評価に疑義がなければ、修了認定基準は、9-2-1に示したとおり客観的なものであるから、修了認定の異議申立てにはのりにくいといえる。

#### 3 自己評定

A

#### 4 改善計画

現時点では、この評価項目に関しては改善を必要とする事項は見あたらない。

## 第4 その他

次のとおり、評価基準・多段階評価の判定規準についての意見を述べる。

### 4 評価基準・多段階評価の判定規準についての意見

次の各事項については、評価基準や解説の趣旨について疑問がある。評価を受ける側は、評価基準や判定規準だけでなく、記載フォームをも考慮して記載漏れや記載の不足がないか細心の注意を払う。認証の結果が当該の法科大学院の構成員のみならず、対外的な評価にも大きな影響を及ぼすからである。こうした重要な評価であれば、認証評価機関としては、評価基準、評価の視点、評価項目等、事前に細心の注意を払って評価を受ける側が困惑しないように、明確かつ一義的な表現をもって、これらを提供すべきであろう。しかし、自己点検・評価報告書を作成する過程で、評価基準やその解説あるいは記載フォームをみながら、次のような多くの疑問に遭遇することになった。この点について、評価結果が示されるに際して疑問が解消されるよう求めたい。

以下、「法科大学院評価基準・規定集」を本誌、記載フォームをフォームと略称する。

(1) 記載フォーム全体を通じて、年を表記するのに西暦を使用するのか、元号を用いるのか統一をはかって頂きたい。双方が利用されているが、その区別に意味があるかどうか、困惑する。たとえば、フォーム1頁、19頁の2箇所では元号で表示されているが、他の箇所はすべて西暦である。本自己点検評価報告書ではすべて西暦を用いた。

#### (2) 本誌9頁 評価基準について

その概要の多段階評価では A+が示されているが、個々の評価基準の多段階評価では A+がみられない。ここでいう A+には何の意味があるのであろうか？

#### (3) 評価基準 1-3-1 について

本誌における解説をみると、教育活動等に関する情報として多くの事項が挙げられているが、その中で、

「入学志願者や修了生の就職先」とあるが、これだと入学志願者の就職先および修了生の就職先という意味に読める。入学志願者の人数・内訳のことがあろうが、明確な記載が望まれる。

#### (4) 評価基準 1-4-1 について

本誌解説とフォームとの間に重要なニュアンスの差がみられる。

本誌では「運営にあたって重要と考えるすべての事項をいうが、教員の採用、選考等の人事案件、学生の入学、修了等の学生の身分に関する案件、カリキュラム内容の設定に関する教育案件」というのに対し、フォーム6頁では、「現状」の記述において、「教育活動の重要事項（カリキュラム、新任教員の採否等の人事、予算等）の意思決定ルール」とされている。予算が入り込んでいる。これは重大な疑問を生じさせる。

ここでいう「予算」とは教育活動に関する予算ということになるだろうが、具体的に何を想定しているのであろうか？日弁連法務研究財団では、大学において法科大学院教授会が予算の審議権を有するという前提に立っているのであろうか？かりにそう考えているのであれば、（特に私立）大学の管理運営の実態認識に問題があるといわざるを得ない。また本誌には記載がないのにもかかわらず、なぜフォームで記載が求められるのか（例示が少なくなっているのに予算が追加されている）理解に苦しむ。

ちなみに、本法科大学院教授会は法科大学院の教育関係に関する予算の審議権をもたない。授業料や入学金の決定、人件費、物件費、いずれも常務理事、学部長理事等から構成される常任理事会の決定事項であり、教授会は審議権をもっていない。

またこの評価基準の解説（2）においては、「法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている」とは「法科大学院以外の主体（学校法人や学部）から独立して、自律的に意思決定できる体制……」とあるが、法科大学院は学校法人の設置する一教育組織にすぎないのであるから、学校法人から独立しているという表現はあたらないであろう。表現が大雑把すぎるのではないか。

#### （5）評価基準 1-4-2 について

本誌における解説によれば、「学生に約束したとは、大学紹介や学生募集要項で入学志望者に対して表明したことをいう」と定義しているから、法科大学院の日常的な教育活動に関連して「在学生」に対して約束した教育活動の改善約束は、この評価対象から外されてしまっている。なぜ入学志望者に対する約束のみを評価対象にするのであろうか？

#### （6）評価基準 3-1-1 について

「専任教員」について、文部科学省告示 53 号が関連法規として掲げられているが、「専任教員」の定義が明確に示されていないので、これを明確にするように求めたい。この評価項目以外でも専任教員という用語がたびたび登場する。今回の自己評価では、告示にいわれる意味で専任教員の意味をとらえたが、日

弁連法務研究財団としては次のように定義する、と明示して頂きたい。

(7) 評価基準 7-1-1 について

この評価項目は追加基準 A ( 基準 ) というきわめて厳しい評価基準であるのに、あいまいな表現が目立つ。

1) 評価基準の(注) および解説(2)((1)がないのも不可解だが)では「法曹に必要なマインドとスキル」とは「社会から期待される機能」とされているのだが、法曹に社会から「期待される機能」とはあまりにも漠然としているのではないか。またそれぞれが矛盾する期待もあるのではないか。法曹が本来有すべきものと、社会から期待されるものとは、必ずしも同一とはいえない。法務研究財団は、法曹が本来有すべき機能ではなく、「期待される機能」を基準に評価しようとしているが、この観点から評価する意味を説明していただきたい。

2) 趣旨の説明において「法科大学院の創造的教育改善活動を促す」とあるが、創造的教育改善活動とは何かが説明されていないので、意味を十分に把握しがたい。4-1-1 や 4-1-2 さらに、5-1-2 等における取り組み以外に特に記載を期待している内容があるのだろうか、説明を求めたい。

3) 評価判定の視点(3)では、「法曹としてのスキル・マインド」という表現が出てくる。それ以外では「マインドとスキル」とされている。また、評価項目 5-1-2 では「必要なスキルやマインド」といい、フォーム 38 頁では「上記スキル・マインド」「マインドとスキル」など表記が混在している。これらに特に意味の相違はないのではないかと推測されるが、誤解のないよう統一した用語法を望みたい。

以上

## 別紙 学生数および教員に関するデータ

### 入学者

単位：人

	入学定員	入学者数	法学既修者	法学部 出身者	他学部 出身者	実務等 経験者
05年度入学者	150	148	94	122	26	79
06年度入学者	150	145	95	115	30	85
07年度入学者	150	148	98	115	33	84

### 学生数の推移

単位：人

		05年度 退学者数	05年度 留年者数	06年度 退学者数	06年度 留年者数	07年度 退学者数	07年度 留年者数	休学者数	在籍者数
04年度 入学者	未修							3	4
	既修							0	0
05年度 入学者	未修	1		1		0	3	1	48
	既修	2		0		0		2	6
06年度 入学者	未修			0		0		4	50
	既修			0		0		0	95
07年度 入学者	未修					0		1	54
	既修					0		1	94

- [注] 1 「在籍者数」とは、07年5月1日時点における在籍の法科大学院生の数をいう。  
 2 退学者数、休学者数は、各年度の入学者のうち、07年5月1日時点における各年度の退学者数、休学者数をいう。  
 3 留年者数は、進級制限がある場合において、05年度、06年度の入学者のうち、各年度に進級できなかった者の人数をいう。留年者には、休学や留学によって進級の遅れた者は含めないこと。  
 04年度入学者については、全在籍数との関係で本学にて追加した。  
 在籍者数には休学者数を含めた。  
 退学者数には除籍者数を含めた。

## 修了者

単位：人

		修了者総数	法学部出身者	他学部出身者	実務等経験者
05年度 入学者	未修				
	既修	91	78	13	68
06年度 入学者	未修				
	既修				
07年度 入学者	未修				
	既修				